

第三百二十二回国会  
衆議院  
法務委員会  
議 録 第 五 号

平成七年三月二十八日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金子原二郎君

理事 齊藤斗志二君 理事 中島洋次郎君

理事 永井 英慈君 理事 冬柴 鐵三君

理事 山本 拓君 理事 佐々木秀典君

理事 枝野 幸男君

梶山 静六君 塩川正十郎君

島村 宜伸君 橘 康太郎君

浜野 剛君 太田 誠一君

倉田 榮喜君 左藤 恵君

富田 茂之君 山崎広太郎君

山田 正彦君 細川 律夫君

正森 成二君 小森 龍邦君

出席国務大臣

法務大臣 前田 勲男君

出席政府委員

法務大臣官房長 原田 明夫君

法務大臣官房審議官 古田 佐紀君

法務大臣官房司法法制調査部長 永井 紀昭君

法務省民事局長 濱崎 恭生君

法務省刑事局長 則定 衛君

法務省人権擁護局長 寛 康生君

法務省入国管理局長 塚田 千裕君

委員外の出席者

警察庁刑事局刑事企画課長 篠原 弘志君

環境庁企画調整局環境保健部長 福原 毅文君

文化庁文化部長 中根 孝司君

参考人 松尾 浩也君

(上智大学法学部教授)

参考人 飯室 勝彦君

(東京新聞・中日新聞論説委員)

参考人 渡辺 脩君

(日本弁護士連合会刑法改正対策委員会副委員長)

法務委員会調査室長 河田 勝夫君

委員の異動  
三月二十四日  
倉田 榮喜君 補欠選任 平田 米男君

同日  
平田 米男君 補欠選任 倉田 榮喜君

同日  
吹田 悦君 補欠選任 山崎広太郎君

同日  
山崎広太郎君 補欠選任 吹田 悦君

三月十七日  
更生保護事業法案(内閣提出第六三三号)(参議院送付)

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六四四号)(参議院送付)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
参考人出頭要求に関する件  
(刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号))

○金子委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。前田法務大臣。

刑法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○前田国務大臣 刑法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明いたします。

現行刑法は、明治四十年に制定された法律であります。今日までに十回余の一部改正がなされましたものの、法文は当初のままの片仮名まじりの漢文調の古い文体である上、難解な用字用語が少なくありません。そのため、かねてから、一般国民が法文を読んで内容を十分に理解することが困難であるとの指摘があつたところであります。

加えて、第二百二十回国会で成立いたしました罰金の額の引上げのための刑法等の一部を改正する法律の審議に際しても、刑罰法令の現代用語語化について政府は努力すべきである旨附帯決議で求められたところであり、国民の日常生活に深いか

かわりを持つ法律である刑法の表記を平易化し、国民にわかりやすくすることは、早急に取り組むべき課題となつてゐるものと認められるのであります。

この法律案は、以上のような事情を考慮いたしまして、刑法の表記を現代用語化して平易化し、あわせて刑罰の適正化を図るために必要な改正を行うこととしております。

改正の要点は、次の三点であります。

その一は、刑法の表記を平易化することであり、刑法の表記の平易化が緊急の課題となつており、なるべく早期に実現する必要があることにかんがみ、内容の変更を伴う改正は行わないとの基本方針のもとに、現行刑法の条文を、次に述べます二点を除き、可能な限り忠実に現代用語化して平易化することとしております。

その二は、尊属加重規定の削除であります。尊属殺人に係る刑法第二百一条につきましては、昭和四十八年四月四日、最高裁判所において違憲の判断がなされてゐるところでありますので、今回の改正に当たり違憲状態を解消する必要があり、尊属加重規定が適用され、被害者が尊属である事情を踏まえ、事案に即して科刑が行われてきてゐる実情にかんがみ、これを削除することとし、これとの均衡等を考慮し、尊属傷害致死、尊属遺棄及び尊属逮捕監禁についても、あわせて削除して通常の傷害致死等の規定によることとしております。

その三は、瘡癰者の行為に関する規定の削除であります。

現行刑法第四十条は、瘡癰者の行為については、これを罰せず、または刑を減輕することとしておりますが、この規定は、聴力及び発語能力を

欠くために精神的な発育がおくれることが多いと考へられていたことから設けられたものでありますところ、現行刑法制定後の聲嚶教育の進歩拡充等の事情にかんがみずと、今日においては、責任能力に關する一般規定を適用すれば足り、同条を存置しておく理由はなくなつたと考へられますことから、これを削除することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。  
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○金子委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

○金子委員長　この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案につきまして、本日、参考人として上智大学法学部教授松尾浩也君、東京新聞・中日新聞論説委員飯室勝彦君、日本弁護士連合会刑法改正対策委員会副委員長渡辺脩君の出席を求め、意見を聴取したいのと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○金子委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

○金子委員長 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序及び発言について御説明申し上げます。

まず、松尾参考人、飯室参考人、渡辺参考人の順に各十五分程度御意見をお述べいただき、その

後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

なお念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を得ることとなっております。また、参考人は委員に対し質疑できないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

す。 それでは、まず松尾参考人をお願いいたします。

○松尾参考人 上智大学法学部教授松尾浩でございます。

刑法の一部を改正する法律案が国会に上程されまして、現在御審議をしておられるわけでございますが、私は、この法律案の上程は時代の要請であり、刑法改正に関するこれまでの動きからしますと、必然的なものであったというふうにごさへ考へるものでございますが、本日は、主としてその理由を申し述べさせていただきますと思います。

先ほど法務大臣の趣旨御説明の中にもありましたとおり、現行刑法は片仮名まじりの漢文調の古い文体で難解な用字用語を含んでいることは、だれしもすぐに気がつくところでございます。そしてこの点は、同じく明治時代の法律である例えげば民法の第一編、第二編、第三編、あるいは商法の第三編、第四編というような箇所と比較いたしますしてもひとしお著しいというふうに思われるのであります。それにはそれなりの歴史的な経過がございます。明治維新の後、政府はまずもって刑事法の整備に力を尽くしたことは御承知のとおりであります。その際、最初に採用されましたのは、律令法系の法典であります。

これはやむを得ないところでして、明治の初年に西洋法に通じている日本の法律家は皆無と言つてもいい状態でありました。これに反して、明律、清律等の研究の蓄積は相当なものがあつたのでありまして、とりあえずこれを技術的に利用するといふことが不可欠であつたと思われまゝす。

さらに、明治維新はある程度まで復古的な思想

を基盤としておりましたから、両々相まって律令系の刑法典がつくられたことになるわけでありす。明治三年の新律綱領というのがその代表的なものでございますけれども、これが十数年にわたって日本の法制、司法制度を刑事的側面において支配したということになるわけでありす。

むろん政府は、急速に西洋法の継受に努めることとし、フランスの法律家であるポアソナードを招聘して鋭意新しい法典の作成に努めたのでありますけれども、その経過におきましても、結局フランス語で書かれた草案を日本語に訳するという場合、その作業に従事したのは、極めて漢学の素養のある、そして今の律令法に通じているような人々であつたわけでして、おのずからそこに生まれてきた日本語の法案というものも漢文体の莊重な文章ということになつたわけであります。

民法、商法などは、このような意味での前史を  
持つておりませんで、明治三十年前後に直ちに立  
案され、公布されたということになるわけであり  
ますが、刑法は、そのような過程を経ながらやが  
て明治四十年に全面改正を受け、現行法になつて  
いるわけですけれども、その際、旧刑法以  
来の古めかしい用語というものをかなりの程度に  
おいて削り去つたのであります。しかしながら、  
反面において古いものも相当に残つたということ  
になるわけであります。

ちよと前倒いたしましたか。ホアソナードの  
原案をもとにした旧刑法は、明治十三年に成立  
し、十五年から施行されております。それが明治  
四十年に現行法に移行したわけでありませう。ま  
も、その際にもこの古い要素が残ったということ  
で、際立った例を一つだけ申しますと、いわゆる  
抽象的な事実の錯誤と呼ばれる規定がございま  
して、「罪本重カル可クシテ犯ストキ知ラサル者ハ  
云々」という今では有名な規定でございますけれ  
ども、非常にわかりにくい例として挙げられます  
が、これはほとんど同じ文章の規定が唐律に見

されるといふ大變古いものであつたわけです。

〔委員長退席、齊藤（斗）委員長代理着席〕

しかし、その後、明治から大正、そして昭和の初めの二十年という期間を通じて、日本の法律あるいは公用の文書というものは文語体のものがほとんどすべてでありました。この間に当たって、日常の生活は非常に変化を遂げ、文学作品を先頭に法律学者の論文なども、大体大正時代には原則として口語で書かれるという状況になったのであります。このような口語化への動きから全く取り残されたのが法律の条文であり、また裁判所の判決文であったということに相なりまゐります。

そのような状態に対し、戦前から改革を試みる動きというものも無論見られたのであります。が、これは戦前は実を結ぶに至りませんでした。そのような状況が戦後になりまして一挙に変わったわけでありまして、日本国憲法の制定がその大きな引き金になりまして、それ以後に国会で採択される法律は、すべて口語体の現代の生活に適合した文章ということになったわけでありますが、そこで、取り残された法律というものをどうするか、潜在的には大きな問題であったわけでございます。

刑事法の領域でも、刑事訴訟法は、昭和二十三年に全面改正を受けましたので御承知のとおり現代文で書かれておりますけれども、刑法は、たまたまその内容において現行憲法と抵触するところが比較的少なかったために、ごく一部の改正で済むということに相なりまして、結果的には、明治四十年刑法のほとんど大部分が残ったということになり、同じ刑事法の分野で、実体法と手続法との間で食い違いを来したという状況が今日まで続いているわけであります。

そのような状況がいわば放置されてきたわけでありませうけれども、それは無論理由のないことではあります。刑法につきましても、内容の改正を含む刑法典の全面的な見直しという作業が昭和三十一年から既に具体的な作業として法務省で

進められてきておりまして、その辺の経緯は法務委員会調査室でおつくりになった関係資料の中に手際よくまとめられてお存じますが、この作業が、約二十年を要しまして、「改正刑法草案」という法制審議会の答申という形で一応の区切りをつけたわけでありまして、この改正が実現すれば文体の現代語化というのはいわば自動的に行われるというのが当時の理解でありましたが、それからさらに二十年余を経まして、これは現実のものとならなかったことは御承知のとおりであります。

このような状況のもとで、とりあえず刑法の表記のみを改めることを先行させた方がいいのではないかと議論は、昭和四十年代の末あるいは昭和五十年代の初頭あたりから学界の一部にございまして、私もその方向で、刑法の口語化についてという論文を書いたこともございます。

さらに、昭和五十年代の半ばごろからは、日本弁護士連合会の方でもその点に思いをいたされまして、日弁連では刑法の現代用語化という言葉を草案されまして、刑法典を現代用語に改めよう、ただ、日弁連の場合にはかなりの程度の実質改正も同時にやろうという御趣旨でありましたので、先ほど申しました学界の一部の方とは共通の点もあり、食い違っている点もあったということになるわけでありまして、その後昭和六十年代に、コンピューター犯罪に関する刑法の一部改正が、「改正刑法草案」とは全く別個のところで行われました。このときなども、原案はもちろん現代文で書かれていたわけですが、それが法律になるとときには、わざわざそれを古めかしい文語に戻して刑法典にはめ込んだというような操作があったわけでありまして、これは今後の改正を円滑に行うためにも口語化をする必要が非常に大きいということを感じさせられたわけでありました。

そのような状況を見て、法務省で現代用語化の作業を始められて、その過程で私も最初のたたき台になる草案の作成等に御協力したのであります。

ですが、かれこれ約五年近い歳月を費やしまして法務省としての成案を得られ、法制審議会の審議を経て国会に上程されたという運びになっているわけでありまして。

その基本的な内容は、先ほど大臣の御説明にありましたが、意味内容を変えないで、しかし表現は平明な現代語にすることでありまして、この二つは両立するかとおっしゃれば、それは一〇〇%完全な意味では両立するはずがございまして、しかしながら、極力意味内容を変えないで、しかもできるだけわかりやすい日本語にするというのが、現在お手元にある案の趣旨であると考えております。

原案作成の過程でどういった点に気がつけたか、あるいは困難があったかということについて簡単に申し上げますと、ごく機械的に処理される段階というのもございまして、それは例えば、片仮名を平仮名に変える、濁点がないのにそれを補う、あるいは送り仮名をつけるというようなことは機械的な作業であります。それから第二段階として、条文に句読点を打つ、見出しをつける、それからまた文体を改める、この辺になりますと多少難しい点が出てまいりまして、場合によっては句読点の打ち方によって意味が変わるわけはないかというふうなことを考えさせられるわけでありまして、最後にこの用語、用字の問題がありまして、用語を現代語に変えるというのが一番難しい部分であります。この点については、資料集等に、どういった語句が変わっているか、あるいはまた、変えようと試みたけれども実行できなかったかということが表の形で示されているとおりでございまして。

用字につきましては、現在、常用漢字表という一つの枠がございまして、法律の条文はこの枠をなるべく尊重してつくっていくことになっておりますが、現行刑法にはこの枠からはみ出している字が約六十ございまして、それをできるだけ使わないようにしたわけですが、それでも若干どうしても残るというものがございまして、これについては、こそくな措置ではありますけれども、現在

ルビを振ることになっておりますので、そういうようなことをして何とかまとめたという次第でございまして。

以上、専ら平易化という点に焦点を合わせてお話しいたしました、あと尊属の部分、瘡痍の部分があるわけですが、時間の関係もありますので、その点については割愛させていただきます。

以上でございまして。(拍手)

○斎藤(斗)委員長代理 ありがとうございます。

次に、飯室参考人をお願いいたします。

○飯室参考人 飯室でございます。私は、比較的長い間司法記者をやっておりますが、たけれども、法律専門家ではありませんので、ここでは、改正案にある表記について、新聞記者として見た具体的な意見を申し上げます。

まず結論を先に申し上げますと、今回の現代語化、平易化というのはむしろ遅きに失した感がありまして、基本的には大賛成です。内容も、私どもが予想していたよりもむしろ易しく直つていまして、ルビなんか、もつとルビが多くていいと思うのですけれども、ルビを振ったなところ、これもヒットじゃないかと思つてます。ただ、個々に見ていきますと、特に我々新聞記者の目で見ますと、もつと何とかなるのではないかなというところがあるわけです。

私、ここへ伺います前に若い記者、それも入社二、三年の若い記者に改正案を実は読ませてみまして、腹が立つたという反応もありましたし、何でこんな難しい言葉を使うのですかという話がありました。

なぜかという、私も含めて、新聞記者になるのは、法学部を出ても、最終的に法律が難し過ぎるからといって逃げた連中が多いのですから無理もないのですけれども、例えば私の個人的な経験から言いますと、今の刑法を読むためには翻訳

書が必要なんです。日本語なのに翻訳書が必要、しかも今生きている法律なのに翻訳書が必要ということ、私なんかよく「口語六法」という本のお世話になりました。今でも大分人気があるようですが、そういうものをみんな読んできている世代が改正案を見て、直してまだこれですかという意見が出てきたわけですね。

例えば、幾つか具体例を挙げてみますと、まず総則からいきますと、五条に「更に処罰すること」を妨げない」という文章があるのです。これなんか新聞記者の用語でいきますと、「さらに処罰すること」です。それから、十九条の「犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物」という文章があるのですけれども、これなんか私どもの感覚では、「犯罪に用いられた物、あるいは供しようとした物」というような文章でもわかるのではないかと。それから、三十一条の「時効によりその執行の免除を得る」という文章なんか、時効により執行を免除される」となればむしろ簡単にわかる。もちろん、法律的にはいろいろ正確さという点で議論があるのでしようけれども、これでもわかるのじゃないかと思うのです。

それから、四十八条一項の「処断する」という言葉に若い記者がびっくりしたので、まだこんな言葉が残っているのですかということ。これなんかはこの文章を、ちょっと長いのですけれども読んでみますと、「罰金に処するときは、それぞれその罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する」と書いてあるわけですから、「罰金を科すときは」云々で「最高額の合計以下とする」とすれば、それでもわかるのじゃないかという意見でした。

○斎藤(斗)委員長代理 退席、委員長着席。こういった、今は総則の例を挙げましたけれども、やはりまだ、これは専門家の方たちがつくった、専門家の方たちがお考えになった平易化であり、現代語化であるのだという感じがするわけです。

なぜこんなことを申し上げるかというと、文章を練るとか言葉を選ぶというときには、だれに読ませるかという見地が大事だろうと思うので、私ども新聞記者になるときには、まず真つ先に教えられるのは、新聞記事というのは小中学生に読まれなきゃだめなんだよ、小中学生に理解できなければだめなんだよと言われるわけです。社説を書くときも、小学生は無理ですけども、できれば中学生、幾ら難しくても高校生にはわからなければいけないということで、一生懸命かみ砕いて書きます。時にそのために厳密な正確さを欠くということもあるわけですけども、法律の場合にもそういうことがあるのではないかと気がするのです。

具体的に刑法について考えてみますと、まず最初に取り上げた総則です。これは、僕自身としては多少難しくてもいいのかなという感じがします。これはある意味では手続法ですから、弁護士さん、裁判官、検察官、そういう法律の専門家が知っていれば、素人が完全に理解してなくても済む部分ではあると思います。ただし、第二編の罪を定めた部分はそれではいけないのだらうという気がします。

今回、資料集をいただきましたけれども、刑法の機能としてこういうことが書いてありました。「刑法は、どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科せられるかを明らかにすることにより、国民が犯罪行為に及ぶことを思い止まらせる機能」があると書いてあります。

そうしますと、これは言ってみれば、国民にやってはいけないこと、あるいはどこまでなら許されるのかという限界を教えることだろうと思うのです。そうすると、言葉や文章がわからないとそれは不可能です。それも、大人になってから突然文章を読んで知るのはなくて、年少のうちから規範意識を植えつけるという意味では、なるべく低年齢の人にもわかるような文章にすることが望ましいんじゃないでしょうか。

聞記者の目でもた各論の部分を少し拾ってみます。例えば百五十二条の二というのに「面会を強請」という、強く請求するという言葉が残っています。これなんか、正確かどうかわかりませんが、

「強いて」あるいは「無理やり面会を求め」ということではないのでしょうか。それから同じ条文に、これは僕は全く素人だからわかりませんが、強く断せんけれども、ゴウダンと読むのですか、強く断じて威迫するという言葉が残っているのですが、これなんか「言葉や態度、動作などで強引に要求に応じさせようとする」というかみ砕いた言い方では伝わらないのでしょうか。もう一つありましたね。百七十八条には「抗拒不能」という理解不能な言葉があります。これなんか「心理的あるいは物理的に反抗できない」という表現では伝わらないのでしょうか。

実は、僕が今幾つか挙げた言葉は、私が勝手に言いかえた言葉ではなくて、刑法のコンメンタールを見たらこういう意味だと書いてありました。だから、必ずしも完全に正確ではないかもしれないけれども、専門家がこの文章をもう少し工夫していけば正確に伝わる方法があるのではないかと、易しく正確に伝わる方法があるのではないかと気がします。

もっと簡単に言いかえられる言葉があります。百六条と百七条の騒乱罪のところにある「多衆」なんというのは、「大勢」とか「大勢の人」ではないのでしょうか。百二十条二項にある「自己の所有に係る」というのは、「自分の所有する」というものではないのでしょうか。百四十二条の「人の飲料に供する浄水」なんというのは、「人の飲料にするための浄水」で十分伝わるような気がします。これも同じ用法で、百六十一条の二には「事務処理の用に供する」という言葉があります。これなんか「事務処理に使う」で十分伝わるような気がします。

まあ、あら探してみましたけれども、事ほどさように法律の文章というのは、専門家の言葉とい

うのは案外人の言葉とは違って――案外じゃありませんね、随分違っているものだなという実例を幾つか挙げてみました。つまり、改正案は大変努力されていますし、私も歓迎はするのですけれども、まだまだ現代語化されていない部分、特に日常生活では使われていない用語が残っているという感じがします。

確かに、単語あるいは熟語をそのまま別の熟語、単語に言い換えるということとはなかなかできないというケースはあります。それは私も承知していますけれども、改正案を見てみると、必ずしもその単語、熟語をそのまま別の単語、熟語に置きかえるということにこだわってはいません。例えば、七十七条の「朝憲ヲ紊乱スル」なんという文章は、「憲法の定める統治の基本秩序を壊乱する」という言葉に言い換えています。この「壊乱」という言葉がまたこれ日常生活で使われない言葉だと思ふのです。

それにしても、とにかく熟語を文章に置きかえるという努力をなさっているわけですから、ほかのところでもなかなか言い換え言葉がわからない言葉や文章に直してわかりやすくすること、これはできるのではないかと気がします。裁判官とか検察官、もちろん弁護士さんも、こういう難しい言葉をストレートに右から左へぱつと判断して適用するのじゃないかと思うのです。頭の中で一回言葉を分解して、わかりやすい状態にして弁論なり判決なり論告なりに入っていくのだらうと思うのです。そうすると、その前の段階で条文をもっと易しくする努力というのもいいのではないかと気がします。

もちろん、何でも簡単にしたり仮名書きにすればいいというものではありません。例えば言葉にはやはり歴史とか伝統とか文化というものを背負ったものがありますから、言い換えられないものもあります。それから逆に、難しいけれども、その言葉を理解しようと思って一生懸命努力することによって歴史なり文化を学んでいくということも大切だと思うのです。だから、その言い

かえられない言葉があるということは僕自身も否定しません。

例えば、百八十八条ですか、「神祠」という言葉が出てきます。神のはらという言葉ですが、これは辞書を引いてみたら、大型の辞書には載っていますけれども、我々が机の上で使うような小さい辞書には載っていません。その意味では難しい言葉なのかもしれないけれども、しかしこれは神祇でもないし神社でもないし、やはり「神祠」なのかなという感じがしてきます、イメージが伝わってきます。

それから、百八十六条の二項にある「博徒」、これは何か判断によると賭博を常習にする者というのだそうですけれども、賭博の常習者というところからよつとしくりきませんで、やはり「博徒」という言葉だと歴史的な過程をよつたイメージが浮かんでくるのですけれども、そういうところは非常に大切にしなければいけないのですけれども、まだまだ素人、特に若い世代にわかりにくい言葉が多いという気がします。

そろそろ時間ですから結論を申し上げますと、基本的には僕は現代語化、平易化、関係者は大変努力されておられて、よくできておると思いますけれども、新聞記者、特に若い人の目で見るとまだまだ難しい。とはいっても、一遍に全部を直すというのもここまで来てなかなか大変でしょうから、むしろ今後どんどん研究していつて、論議を重ねて、もっと易しくした方がいいなという場面があったら随時これを直していくという柔軟性を持つてほしいと思います。

特に、全体としては確かに翻訳本は不要になりましたけれども、まだまだ手元から辞書は放せないなという感じがします。だからせめて、できれば中学生、最低限高校生は辞書が不要になるような文章、法文にしてほしいという期待を持っています。(拍手)

○金子委員長 ありがとうございます。  
次に、渡辺参考人にお願いたします。  
○渡辺参考人 日弁連の渡辺でございます。日

弁連の立場からの意見を述べさせていただきます。

最初に日弁連の基本的な立場を申し上げておきたいと思うのですが、冒頭法務大臣が説明されましたように、平成三年三月十二日の附帯決議では、これは罰金額引き上げのための一部改正の際ですが、この附帯決議の中には、大臣が紹介されました問題のほかに、罰金刑に限らず他の刑罰を含め、現行刑罰の適正化を図ること、それから、罰金刑が選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪に罰金刑を導入すること等を検討することを政府は格段に努力すべきだということを言われております。今回の改正案は、尊属殺重罰規定と現代用語法にいわば絞られておりまして、その意味では日弁連の立場からいいますと、諮問自体が狭過ぎたのではないかと、もうちょっとこの附帯決議、国会の意思を尊重した形で検討できるようにしてほしかったという気持ちは強うございます。

日弁連は、昭和四十九年の意見書以来一貫して現行刑法の現代用語法に賛成し、あわせて弁護士会内外の意見が大きく一致すると認められる部分改正を求めてまいりました。昭和五十八年の試案を経まして、平成五年二月にはこの附帯決議に沿った形で日弁連案、現代用語法案を作成して発表しております。今回の改正のための法制審議会の審議の中でも、この平成五年の日弁連案に基づきまして、当面必要最小限度のものと思われる部分改正も含めて意見を述べてまいりました。その点を踏まえながら申し上げていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、日弁連の基本的な出発点は次のような考え方にあります。

「刑罰が国家による最終的な強制力の行使であるだけに、犯罪と刑罰に関する基本法としての刑法のあり方は、国民の基本的な人権をどのように保障するのかが問題に直接的に深くかかわっている。」したがって、「刑法典は、当然、「何をすれば、どう処罰されるのか」ということが国民の誰にも分かるようになっていなければならない。」

ということでありまして、この点から現行刑法の条文自体が早急に改められるべきことはもう当然の帰結でありまして、その意味でいいますと、今回の改正案というのは、本格的な刑法改正問題あるいは刑法改正を実現していくための第一歩であつたろうと思うのです。日弁連の立場からいいますと、もう少し大きな第一歩であつたらよかったのという思いはありますけれども、この第一歩がありまないとそれから先は進みませんので、この第一歩を少しでも早く踏み出すことができれば、先生方のお力をいただきたい次第であります。その意味で、この今回の改正案に基本的に賛成しております。

それにしまして、文語体を現代用語化する作業自体は意外と難しいということを十分に理解しておりますので、今回の案をまとめるに至った関係者の方々の御苦勞と御尽力には敬意を表したいと思います。

その意味で、これから申し上げたいのは、改正案をまとめていく過程で日弁連側が述べた意見、問題点、これがほとんど今後の課題として残されておりますので、これからの課題としてどういう問題が残されているのかということを中心に申し上げさせていただきますと思うのです。

まず、今回の改正案の枠内の問題点ですけれども、先ほどから説明されておりますように、平易化ということが最大の眼目であり、この目的から外れる提案はほとんど採用されませんでした。確かに、例えば四十二条二項に「告訴ヲ待テ論ス可キ」という規定が現行法ではありますが、大体これは何を言っているのかよくわからぬというのがかねてから専門家の間でも指摘されてきたところでありまして、この部分が、「告訴がなければ公訴を提起することができない」というぐあいに明確に規定されました。それから三十九章の「贓物」というのも、読み方も意味もよくわからないというところは言われておりましたけれども、これなども、「盗品譲受等」というぐあいに改められまして、わかりやすくなっております。

確かにそういう点はいろいろあるのですが、しかし、先ほど飯室さんが指摘されましたように、平易化という面から見てもなお十分なものは言えない問題が多々残っているというぐあいに私も考えております。

その一つの象徴的な事例として、二十八条の「仮出獄」の規定のところをちょっと紹介しておきますと、これは昨年九月の法制審刑事法部会で活発に議論されたところでありまして、この規定に関する日弁連の提案は、この「仮出獄」というのはいかにも古い表現でありまして、これは「仮釈放」というぐあいに立てかえた方がよろしいと。

そして「改換の状」という、この「改換」の「換」には振り仮名がつけられているということに御注目いただきたいんですが、「改換の状」ではやはりよくわからないので、「刑の執行を中止してその更生を図ることが相当であるとき」は「仮に釈放することができ」というぐあいに改めるべきだという提案をいたしました。いろいろな議論があつたんですけれども、例えばこういう問題が提起されております。これは日弁連意見のように社会復帰の思想を盛り込むべきで、明治時代の「改換の状」をそのまま使うのは問題だという御意見もかなり展開されております。

ここでは用語の問題や表現の問題だけではなくて、考え方の問題を含まざるを得なくなってくるという面があることが端的に示されております。これをどこまで、どの辺で調整するのかということが実は大変難しい問題だったんだと思うんですけれども、結局、日弁連の意見は採用されずに、今のままというところで残りました。しかし、私どもの立場からいいますと、やはりこれは規定のあり方として古過ぎる。さらに、日弁連の立場からこれに反対したもう一つの理由は、振り仮名の問題であります。これは飯室さんの意見とは反対の意見でありますけれども、振り仮名をつけないければ読めないような用語は使うべきではないというのが日弁連の立場

であります。その点でいいますと、九条の「禁錮」の「錮」、それから百七十七条の「強姦」の「姦」と「姦淫」、それから百八十五条の「賭博」の「賭」など、いずれも振り仮名がついています。

一方、三十九条の「心神喪失」、「心神耗弱」、これはかねてからやはり難しい表現だということでも議論されておりましたが、結局もとのまま残っております。特に「心神耗弱」の「耗」の字はだれもが読めないというところは一応認めているのですけれども、これは常用漢字にあるということで振り仮名が振られておりません。だから、読みやすいという基準からいって、どうもばらばらなんです。

さらには七条の二以下、各則の方にもありますが、「電子計算機」という用語は依然として残っております。これは時代おくれなんです。明らかに時代おくれであり、かつ不正確であります。片仮名を使えないというのでコンピュータはどうも使えない。じゃ、片仮名は全部だめかというのと、百七条の「ボイラー」はいというようになっていきますので、これもどうも基準がばらばらだ。

やはり読みやすくなりやすい表現を考えていくということになりますと、今申し上げたような点も含めまして、お役所的な物差しではなくて、何かもっと国民のための刑法を大事にする基準づくりというものをしなければいけないのではないかと、こういうことを感じております。

採用されなかった問題として当面残されているものについて問題があるのか、ちょっと触れさせていただきます。

日弁連としては、国会附帯決議の趣旨に即して、当面する必要最小限度の部分改正の問題として、例えば窃盗、詐欺罪等への罰金刑の導入、公務執行妨害罪への罰金の導入、強姦致傷罪の法定刑を軽減するなどの提案をいたしました。いずれも今回の改正の目的外ということで採用されませんでしたけれども、問題としては残っているわけ

であります。

私ごとで恐縮ですが、数年前、私は、拾った他人のカードで買い物をしたという、実害十数万円程度の詐欺事件を引き受けたことがありますが、この被告人は、交通事故による実刑判決を受けまして、その執行が終わってから五年たっていないんですね。ですから、どうしても執行猶予がつかないというケースでありました。そのために一般的に高い保釈保証金をもっと高くなりまして、このケースの場合、たしか二百万円くらい積まされたと思いますけれども、一番は実刑一年、控訴してさらに保証金は上積みになりました。

逮捕されて仕事を失うわけです。そしてまた、その執行猶予の見込みがありませんので、新しい仕事につくこともできないという状態で、これは生活費から保釈保証金から全部借金になっちゃうんですね。ですから、最終的に判決が確定した段階では、その保釈保証金を貸したという人だとか、その取り戻しの請求権を譲渡されたとか乗る債権者たちが私のところへ押しかけてまいりまして、一体だれに返したらいいか全然わからないという状態もありました。私はそれを、手続的には供託で済ませましたけれども、これはもう最低の状況ですね。被告人と家族の生活破綻の惨状は、見るにたえないものであります。

このケースの場合、借金した分を、罰金を払って働かながら返せるようにした方が、はるかに社会復帰の適正な機会を与えることになったと思います。犯した犯罪行為やその責任の程度をはるかに超える処罰が実際に行使されていて、救いようがない。これは詐欺、窃盗、十年以下の懲役になっておりますけれども、罰金刑がないからこうなるんですね。重過ぎるんです。軽微な詐欺、窃盗事件の場合、多かれ少なかれこのケースと同じようなことを経験いたしますけれども、やはり軽微な事件に適切に対応するための罰則の領域は広げるべきだと思います。

公務執行妨害罪について言いますと、公務の執行の適法性が問題になるケースがしばしばあります。

して、それとの関係で、責任の程度をかなり軽減していい場合もあります。罰金刑がありませんので、当然禁錮以上の刑になってしまいますが、そうなりますと公務員は身分を失います。やはりこれもまた適正な処罰が実現できるように法定刑の範囲を広げる必要があり、罰金刑をどうしても導入することが最も必要とされる部分ではないかと考えております。

強盗致傷罪は、現在七年以上ですけれども、酌量減軽しても三年六月で、執行猶予がつかないという問題があります。多く問題になりますのは、窃盗犯人が逃げる際に抵抗して傷を負わせたという、ごく軽微な強盗致傷事件です。これ、全部強盗致傷罪にされちゃうんですね。実際、逃げるときにちよつと抵抗して、ちよつと傷を与えたと、もうそれで強盗致傷になっちゃうという、つまり量減軽しても執行猶予がつかないという、つまり、これもまた軽微事件に対応できるシステムになつていない。やはり法定刑は少なくとも六年ぐらいに下げてもらわなければいかぬということとは弁護士会の立場から、かねてから主張しております。

これは裁判実務の中で、あるいは弁護実務の中から、切実に今要求されている課題でありますけれども、こういうものが全部まだ残っているということになるわけです。これらの点は、今回の改正の第一歩を踏み出した上で、やはり早急に御検討いただきたい。これはもう国会の附帯決議で指摘されている問題でありまして、お願いしたいところでありまして。

こういうことを見ますと、今回の改正は、本来的には文語体の世界からやつと脱却したという意味での第一歩にとどまるものだろうと思います。それだけに、尊属殺規定だけではなくて、虐待者の行為に関する規定が削除されたことは、これは平等原則に反するということを含めて論議されていた問題でありまして、これは非常に積極的な意義を持っているというぐあいに考えております。

しかし、そうなつてまいりますと、もう必要性がなくなつていくことが客観的に明白な十四章の「阿片煙二関スル罪」、それから、何を処罰するのかよくわからないということと批判を受けております百八十二条、淫行勧誘罪、それから、現実には機能していないし、平等原則にも反しているということとでいろいろ批判を受けております単純墮胎や同意墮胎罪、これはまあ刑法から外して、特別法でこつちり対応するべきだという問題も伴いますけれども、これらの規定についてはいづれもやはり削除しながら、刑法典に本来に必要な規定は何かということを見詰め直していく必要があるかと思ひます。その意味では、現代社会の諸状況に即して、真実処罰するべき対象は何かということを変更して検討する必要があるのかもわかりません。そういう意味での総合的な整理も必要になつていくということをおききたいのであります。

そして、そのような総合的整理を進め、現代的刑法のあり方を考える上で絶対的に必要な原則が罪刑法定主義だと考えております。今回の改正につきましても、この罪刑法定主義の原則規定を一条に盛り込むように提案いたしました。採用されませんでしたが、私どもが主張しております罪刑法定主義の意味は、つまるところ次の三点であります。

基本は人権保障ということでありましてけれども、第一点は、刑罰は必要最小限度にとどまるということとです。もうほかの施策ができなくてどうしても刑罰しかないという意味での補充的、そしてまた断片的なものというわけで、周遍つても時代の要請を先取りするなんということになつてはならない。謙抑主義と言われておりますけれども、そういう必要最小限度のものに絞つて何が必要かということを考えていく。

第二番目に、当然のことですけれども、構成要件がわかりやすく明確であるということです。今回の改正も、いろいろ不十分な点を伴いながら、この原則に結びつく面を持っているということに

なろうかと思ひます。

第三に、罪刑の均衡です。罪とされる行為と処罰がやはりつり合いを保たなければいけない。先ほど来申し上げております窃盗や何かの軽微なケースについては、やはり刑の方が重くなり過ぎている。これをつり合いを取り戻す必要があるという問題だろうと思ひます。

この原則は、処罰規定の要否、構成要件の定め方、罰則の適正化などについて現行刑法のあり方を検討し、将来的な課題に取り組みするための基準として考えられるべきものであつて、そういう意味で私どもは罪刑法定主義の原則規定をぜひ設けるべきだということを主張したのであります。今回の改正の枠組みから外れるという理由で採用されませんでしたが、新設自体に反対する刑事法部会の委員の先生方の御意見はなかつたように伺つておりますし、そのようにも理解しておりますので、こういう原則規定の定め方の問題は将来的な課題としてぜひ御検討いただきたいと思ひます。

時間が参りましたので最後に一言申し上げておきたいと思ひますが、こういう課題がいろいろな形で大きく残されておりますし、いづれも刑法のあり方の基本にかかわる課題である。したがつて、これにどう取り組んでいくのかということについては、その体制のあり方についても今回の改正の経過からいろいろ学んでおく必要があるのではないかと気がいたします。

一つは、法律専門家ではない一般市民の意見を聞く機会をもつとつくるべきではないか。先ほど飯室さんから貴重な御意見をいろいろいただきましたけれども、ああいう御意見をやはり改正作業のプロセスの中で十分に聞いていく必要があるのではないかと。

それからまた、言葉に関する問題が出てくる場合には、やはり国語、言語の専門家の意見も一方ではよく聞く必要があるのではないかと。法律専門家の間だけで議論をして案を決めていくというのでは、やはり両面で非常に不十分になるのではな

い。

それから、法制審議会の刑事法部会の構成を見ますと、女性の委員や幹事が一人もおられませんが、これは審議体制の構成としてはやはり異例なんでしょうか。法律家で女性がおられなければ一般市民の方でもいいはずでありますから、そういうことも含めて、これはぜひ女性にも加わっていただいて案をつくっていくような体制というのを考える必要があるだろう。

それから、日弁連が要求してまいりましたことの、一つに、部会委員の名簿の公開や議事録等の資料の公開の問題があります。広く国民的な論議を広めていく上で、それからまた委員会審議がオープンにされるという意味でこれらのことは実行していただきたいということを強く考えております。

こういう論議のあり方に関する課題は、国民のための刑法を国民の手によってつくり出し、真の罪刑法定主義を築く大きなものにしていくという上で欠くことのできないものだと考えております。そのような国民主権と民主主義のもとにおける刑法改正作業の進め方、そういうプロセスをつくっていくということが非常に大事ではないのか。これは明治四十年の時代とは決定的に違うところでありまして、そういうことを実行していくということこそ、現行刑法を本場に現代の社会的諸状況に適應するように改めるための手続的な面での保障ということにもなるだろうと思っております。

私も日弁連としては、今後とも在野の法律実務家の立場から、刑法改正問題に関する国民的論議にいささかでも役立っていくように努力したいと考えておりますので、よろしく御指導のほどお願い申し上げます。(拍手)

○金子委員長 ありがとうございます。

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

ります。

質疑者にお願いたします。質疑の際は、まずお答えをいただく参考人のお名前を御指名の上、質疑にお入りください。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中島洋次郎君。

○中島洋次郎 自民党の中島でございます。

参考人の三先生方には、本日は大変に御苦労さまでございます。

今回の法改正は、まさに明治四十年以来八十八年ぶりのいわゆる全面改正であります。その最大の重点が平易化に置かれているということでございますので、まずはその用語の平易化の点からお聞きしたいと思います。

では、まず渡辺参考人にお聞きしたいのですが、日弁連の方ではこれまで数々の試案を出されていらつしやいます。用語につきましても、先ほどおっしゃった以外にも「心神耗弱」とか「補助」とかさまたま言語がより簡便になるのではないかとという提案をされているというふうになっております。そこで、今回の法改正にどうしてそういう日弁連さんの御意見が取り入れられなかったのだろうか、日弁連さんの立場から考えられる理由についてちょっとお聞きしたいと思います。

○渡辺参考人 基本的には私どもの意見はかなり取り入れられていはずではないかと思っております。またいろいろ議論の過程では取り入れられても、いというふうなこともあったようですけれども、どうも最終的には、例えば法制局側の御意見がいろいろあるとか、それから日弁連の表現の仕方ではよくわからないとか、やはり私どもの提案にも十分でない点があるというふうな思いがあります。けれども、それらが合体しまして、全体として余り採用される度合いが大きくなかったのは残念であるというぐあいに考えております。もう少し政府側にも柔軟に考えていただいていたのではなかったのではないかと考えております。

○中島(洋)委員 それでは今度は、この法改正に

深くかわつていらした松尾参考人にお聞きしたいのですが、今回さまざまな用語を直す際に、大変難解な用語でありますので、通説とか学説とか分かれるものが数々あったかと思ひます。「焼燼」とか「贓物」とか「勾引」とかいろいろあるかと思ひますが、そういった学説また通説、少数意見説、さまざまな過去の歴史の中で意見が分かれてきたもの、そういった意見対立が今回の法改正に与えた影響があればちょっとお聞きしたいと思います。

○松尾参考人 刑法学の分野で解釈がさまざまな場面で対立しているということは御指摘のとおりでございます。

今回の平易化について意味内容を変えないように努力したと先ほど申し上げましたが、その中には、これまで行われていた解釈の特定のものを封じ込めることがないようにという配慮も極力いたしたつもりでございます。

したがって、今おっしゃったような意味で、対立があつたために字句の選定に苦勞した点があるのではないかとおっしゃれば、それは非常にたくさんございました。しかし、字句を改めたためにいろいろな解釈ができなくなったのではないかとということについては、それは心配しておりません。

特に、今回の改正の形式は刑法の一部改正というところでございまして、言葉をかえますと、現行刑法が全く廃止されて消えるのではなくて、現行刑法のいわば延長線上に新しい表記を持った刑法がこれから行われていくということでございまして、その意味の連続性があるというので今のような心配はないのではないかと考えている次第でございます。

○中島(洋)委員 ありがとうございます。

今回平易化が中心であるということでございしますが、私は、この平易化は大変意義が大きいと思ひている一人でございまして、先ほど参考人もおっしゃいましたように、刑法は難解であつてはならない。国民にとって何が犯罪で、何をすれば

どう罰せられるか、これはまさに罪刑法定主義の観点からいきましても、基本法であり、国民の行動規範ともなる法律でありますから、これはぜひとも国民にわかりやすいものでなくてはならぬ。今回の法改正の基本方針も、原則として常用漢字以外使わない、また難解な言葉はできる限りわかりやすい言葉に変えるという大方針があつたということでございます。

わかりやすいといへば、先ほど飯室参考人がおっしゃったように、義務教育が終わった者が読んで理解できる程度が当然であると私は思っております。その点、今参考人の御意見を伺ひましても、多少それが不十分な点があるのかなという印象を持ったわけでございます。

それでは、この改正に至る経過についてちょっとお聞きしたいと思ひます。

この改正の作業は、大部分が法制審議会が進められたというふう聞いております。先ほど渡辺参考人からの御指摘がありましたように、この法制審議会の情報開示が今各方面から求められております。法制審議会の審議内容及び刑法部会委員の氏名というのがなかなか公表されていない。刑法学者有志の方も、ことしに入りまして、審議の公開が不十分で学会へもなかなかフィードバックがされていない、さらに刑法学者の意見も広くは聞かれていないということが新聞紙上でも報道されております。また、これは国内のみならずアメリカ側からも、日本の多くの審議会はとも不透明であるという指摘もされているようであります。

国民にわかりやすい刑法を目的とした改正でありますし、さらに、刑法が人々の生活に深くかわつたという観点からしますと、やはりたくさんの方の御意見を広く聞き入れる体制をつくる意味でも、法制審議会の公開というのが望まれていると思ひます。この点につきましても、済みませんが、松尾参考人と飯室参考人の御意見を賜りたいと思ひます。

○松尾参考人 審議会の議事の進め方をどうすべきかということ一般について、私はお答えすべき

立場には多分ないだろうと思うのですが、今回の刑法改正に限って申しますと、確かに審議会自体は非公開でございますし、委員の氏名についても、先ほど御指摘のとおり、形式的には部会委員の氏名は公開されております。

しかし、実質的に見ますと、例えば刑法学者との関係では、平成四年ごろから法務省の方で、あちらこちらの学者グループに説明を行い意見を求めるという過程をかなり丹念に踏まれたと伺っております。また、日本刑法学会という刑法学者がほとんど全員加入している学会がございますけれども、そこでは、平成五年の年次大会におきまして、私がその時点までの刑法改正の経過を皆さんに説明し、資料も提供したというようなことでございます。

しかしながら、委員御指摘のとおり、なお一段とそういう方向の努力をすべきであろうということとは、私もまことにそのとおりであると考えます。

○飯室参考人 私も先生のおっしゃるとおりでして、新聞記者としての立場だけでなく一般国民としても、法律をつくる過程の情報をもっともつと公開していただきたいという気持ちがあります。

というのは、審議会の公開をしない理由として、公開するとどうしても庄迫感があつて自由な議論ができないという説明をされることがよくあるのですけれども、むしろそこでは公開しても庄迫感を受けないような責任のある議論をしていただきたいという気持ちがあるのにもありますし、逆に、新聞も含めた一般国民が、その中の議論がわからないがために誤解をしている部分もあるのじゃないかと思うのです。

そういう双方の意味で、やはり議論はできるだけ公開していただきたいという気持ちを持っています。

○中島(洋)委員 ありがとうございます。ちょっと時間がないので次の質問に移りますが、今回、大変少ない内容の改正の中では、尊属

加重規定、これが削除されたわけでありまして、この問題につきましては、刑法が行動規範という側面も持つという意味合いから、純粋な法理論だけではなくて、日本人としての文化というか、精神論という面からも考える必要を説く方が多くいらつしやいます。さらに最近、少子家族化、また核家族化、さらに高齢化社会という社会問題の中におきまして、家族のあり方が問われている。そういう状況の中におきまして尊属加重規定を削除することは、国民の中の道徳観に悪い影響を及ぼすおそれがあるという指摘もあるわけでありまして。

これは、純粋な法律問題でいいまでも、尊属殺人の規定は違憲判決が出ましたが、尊属傷害致死は合憲という判決が出ております。また、その殺人の規定の違憲判決も、量刑が死刑と無期だけで重過ぎることが著しく不合理といった理由も判決文で説明されているというふう聞いております。

そうであるならば、これはすべてを削除する必要は必ずしもなかったのではないかという意見も当然出てくるわけでありまして。現実には、今世界でもフランス、イタリア、スペインなどでは尊属加重規定があるわけでありまして。日本でこれを全面的になくしたということにつきましては御意見をちよつと賜りたいと思ひます。お三人にお願いしたいと思ひます。

○松尾参考人 今の問題は、なかなか難しい点であると思ひます。平易化に徹するということになりまして、内容の実質的な修正は全く行わないということにすべきであつたらうかとも思ひます。ご意見をいただいても、他方において、先ほど日弁連の渡辺参考人のお話しになりましたとおり、相当多くの事項について緊急の改正を求めるといふ意見も強いわけでございます。その中のいわけ最も急速を要するであろうと思われるものとして、尊属及び脅略者の規定というものが選ばれたことになりまして、その理由といたしまして、最高裁判所の考え方

は先ほど委員の御指摘のとおりでございますけれども、しかしながら最高裁の判例もなかなか時間がたつております。尊属傷害致死につきましては、昭和五十年前後にまた判例がございますけれども、それぞれ反対意見も伴っている判例でございます。最高裁の考え方も動いている点もあるのではないかと。そして、国際的に見ますと、平等への志向というものは、年々強まりこそすれ弱まつてはいないというように総合的に判断いたしました。これは立法府としてはもう削除すべき時期であろう。先ほど申しました「改正刑法草案」も、これは四つの尊属加重規定を全部削除するという形でまとめたのでございます。

注意すべき点は、それが委員御指摘のように親子の関係を軽視するとか家族的なものを否定するという趣旨ではなくございまして、いわば法律の世界と道徳の世界というものは別個のものである。かつて最高裁判事のお一人の言われた有名な言葉に、親子の情というふうな道徳は法律の手の届かない高いところにあるものだという御指摘があります。そういうような考え方がだんだんと世の中でも常識になつていくのではなからうかと思ひ次第でございます。

それにしても、難しい問題だという御指摘は、十分に理解いたします。○飯室参考人 私の個人的な意見は別にいたしまして、削除しても、親子の関係を重視するということ考へ方は裁判官の刑の選定という中で可能なわけですから、削除しても、もし親子の関係は大変なんだよ、大切なんだよという立場にお立ちになつても、その関係を裁判に反映させることはできるという感じは持っています。

むしろ私は、あの規定を残しておくことによる国民意識への害というものを心配しております。まして、最高裁が憲法違反だと言つた規定を二十年以上も削れないということに対する司法の権威への揺らぎ、それから三権によるチェック・アンド・バランスという憲法の原則に対する信頼、そういうものを維持するためにも、やはり今回削除

することが正しいのじゃないかと思ひます。○渡辺参考人 日弁連の考え方も、今、基本的には飯室さんが言われたようなことですけれども、御承知のとおり、日本弁護士連合会は強制加入団体でありまして、先生御指摘のように、日本古来の道徳や文化を非常に重視する会員の方々も少なくありません。

結論を申し上げますと、そういう会員を含めて、尊属殺規定を削除することには全く異論がありません。これは、やはり平等原則に反する、それからまた、最高裁での判決がその点からいうと控え目過ぎるという見方も含めまして、異論のないところだということを申し上げることができると思ひます。

さらに、弁護実務の立場から申し上げますと、尊属殺あるいは致死傷のような事件が発生する場合、親の方がひど過ぎるというケースが少なくないわけでありまして、最高裁判決で判断が示されたケースも多分そのケースだつたと思ひます。ですから、これは、やはり尊属殺という特別な枠組みで考えるべき問題ではないということが事実の関係から実態的にはつきり言える。

それから、もし尊属の方を問題にするのであれば、子殺しに関する親の責任の方も考えなければ、こつちの方がもっと深刻な問題だという議論が弁護士会の中にもあります。全体を総合いたしますと、もう削除する以外に正解はないというぐあいに考えております。

○中島(洋)委員 ありがとうございます。これで質問を終わります。ありがとうございます。○金子委員長 佐々木秀典君。○佐々木(秀)委員 社会党の佐々木秀典でございます。

参考人のお三人の先生方には、お忙しい中を、きょうはいろいろ御教示を賜りまして大変参考になりました。ありがとうございます。幾つか質問をさせていただきます。松尾先生は、特に、今度の作業については大変

そこで、今度の改正作業の過程で、さつき飯室さんからも、あるいは渡辺さんからも、もっと市民の意見、あるいは特に渡辺さんからは女性の参加がなかったではないかという厳しい御指摘がある。

せん。
   
 かもしれませんけれども、正確には知っておりま
   
 せん。
   
 ただ、たしか新聞協会を通じてアンケートのよ
   
 うなものを実施したとは聞いております。しか

それから、先ほど渡辺参考人からも御指摘のように、今度の改正というのはまだ第一弾なんだ、

持つて伺いました。随時機会をとらえて議論を重ねて、見直していただきたいと思ひます。

○渡辺参考人 罪刑法定主義のところで申し上げ

ましたように、刑罰法規のあり方は根本的には補充的なものであり、断片的なものであっていいわけで、そうでなくてはいいけません。ですから、その意味では、要らなくなったものの整理ですとか、あるいは今あるものの手直しだとか、あるいは新しく考えなければならぬもの、そういう問題については部分改正を積み重ねていくことによつて実行していくべきだ。その方が実際の議論ができますし、初めから何かが全体が整ったものを考えてしまうと非常に危険だと思います。ですから、そういう手法ではなくて、ぜひ、必要に即応した部分改正の積み重ねでじっくり論議しながら進めていくようにしていきたいと思っておりますし、そうしていただきたいと思っております。

○佐々木(亮)委員　時間が充分なくなつてまいりました。今、部分改正の積み上げでという渡辺参考人の御指摘がございました。これはその時々々の情勢に応じて、必要に迫られて新たな犯罪規定、あるいはそれに対する処罰規定を設ける必要といふのは諸所出てくるわけですね。例えば、ハイジャックの防止法なんかもそうだったわけですし、さっきの電算機の問題、これも電算機という言葉がいかにどうかということがありますがけれど、これは刑法の方に入られている。特別法で処理する場合と、それから刑法の中に入れていく場合といろいろ考えられる。今、例のオウム真理教の問題で、サリンの規制といいますが、それを用いた場合の新たな処罰規定、きのうあたりでも大いに論議になつてゐるわけですね。この辺についてはどういうふうに対処したらいいのか、松屋先生、ちよつと御意見ありましたら。

○松尾参考人 社会的な激動の時代でございまして、犯罪現象にも思いもよらなかったようなもののが次々にあらわれてきているということは、お話しのとおりでございます。これに対して法律、特に刑法がどのように対応していくべきかという点については、御指摘のとおり、刑法でいくか特別法を考慮するかというのがまず最初の大きな問題

になると思います。

この点につきまして最近の一つの特色は、刑事法というのはかつては純粹な国内法であると考えられがちであつたわけですが、最近には國際的なつながりということが表に出てまいりまして、その意味で、時には悪い切つた處理をしなくてはならないという場面も出てきております。そういうことになりますと、むしろどちらかといへば、当面特別法で対応していくというのが原則的な形態であつて、それがやや落ちついたところで刑法に取り入れていくことになるのはなかなかうかつと思つております。

○佐々木(秀)委員　では、渡辺参考人にもその点ちよつと御意見を聞きたいと思います。

○渡辺参考人　松尾先生の御意見と同じであります。

○佐々木(秀)委員　では参考人の先生方、大変貴重な御意見をいただきましたましてありがとうございます。これからの刑法の全面改正、部分改正を含めてやはりその都度論議をしていかなければ

ばならないし、全面改正ということになると、これは「改正刑法草案」はもうできてゐるわけですが、けれども、この論議のときでもさまざまな意見があつて、それがいわば棚の上に置かれてゐるということもあります。しかし、そのままでいいけないのだらうと思ひます。それと、今御指摘のよう

なその都度の新たな犯罪、あるいは、これに対する防止あるいは処罰の仕方、これも適切に対処していかなければならない非常に難しい問題が多くあるわけですが、どうか、これからも先生

方のさまざまな貴重な御体験あるいは御提言というものをその作業に生かしていただきますように、私たちもそれを受けて十分にまた対処していきたいと考えております。

きようはありがとうございました。終わります。  
す。  
○金子委員長 冬柴鐵三君。  
○冬柴委員 本日は、参考人の三先生におかれま

してありがとうございます。新進党の冬柴鐵二です。

私も望みは、本職といいますが、弁護士をやっておりますが、だれも反対しない事業になぜ今日まで時間がかかったのだろうか、同じ法律を学んだ者として本当に国民に申しわけない気持ちがいなします。また、尊属殺につきましても、古くは最高裁で真野先生の少教意見等を拝聴しまして、なるほど、我々の感覚では尊属、卑属という呼び方が何が何か古めかしい。長幼の序というのはわかるのですけれども、年長の方をとうとい属と呼び、自分の子供や孫たちは卑しい者と呼ぶ、そういう言葉が今なお法令の中に残っているというところに奇妙な感じを受けたわけでございますけれども、そうはいっても、司法試験を通るためにはこれを読み下し、いつの間にか頭に入ってしまった

て、そして、自分が書く文章もしやべる文章もいつの間にか普通人にはわかりにくい表現とか言葉が多い、いろいろな人に指摘をされるようになってしまいました。

先ほど挙げられました「罪本重カル可クシテ刑  
ストキ知ラサル者ハ其重キニ從テ処断スルコトヲ  
得ス」なんて、もう見ずにもずつと出てくるよ  
う奇妙な人間になってしまった感じがするわけ  
でございまして、ただ、勉強しているときも、  
えつと思つたのがありました。何かクイズ番組に

出たような「刑」のところで、同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトシ短期又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以テ重シトス、これは勉強！

ていたときもえっと思いました。それで、今回とれぐらい直ったのかなと思ってすぐ一番に読んでみたところが、「同種の刑は、長期の長いものよりは多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が

同じであるときは、短期の長いもの又は寡額の多いものを重い刑とする。」。

ろでございますけれども、マスコミで中学生あるいは高校生にわかるような文章をということを中心

かけていられる先生として、この誤で、要するに、今回の目指すだけでもがわかるものという、これは刑法の総則だからまあいいといふものの、これは刑の内容です。それからやはり専門家が知っておつたらいいといふものでもなさそうに思ひますし、先生だったらこれはこの誤、急に申し上げて申しわけないのですけれども、どう感じられるか、この改正案、率直に感じられたところだけで結構ですが、お聞かせをいただきたいと思うのです。

○飯室参考人 突然具体的な文章を挙げられまして私の方もうまく答えられないのですけれども、例えば私ならこう書いてみるということでも、答えになりますかどうか、ちよつと読んでみます。

同種の刑は、最高刑の重い方を――あれ、よくわからない。同種の刑の場合には、最高刑が重い方をその場合の重い刑として、最高刑が同じ場合

であるときには最低の、この場合最高の場合にも法定刑をつけた方がいいのですかね、最高の法定刑が重い方をその場合の重い刑とし、最高刑が同じ場合では最低の法定刑の重い方を――要するに結論としますとよくわからない、むしろそう言えるのが一番正確な答えではないかと思えます。

それで、松尾先生、「寡額」という字、これを読める人は少ないと思うのですよ。これはやはり

○松尾参考人 この第十条は、法制審議会の部分で非常に時間を費やして幾通りもの案を検討しむ結果、またここへ戻ってきたというものでござい

私、教授生活、そろそろ四十年近くになりますけれども、学生の答案を毎年たくさん採点をしましたが、きょうはどうも先生方から採点されて、

ている。ごもつともだと思つて伺つておるわけですが、条文の性質をいたしまして、豊富な内容をざりざりに削り詰めてここにあらわしているという性格がありまして、それをわかるようにわかるようにとすれば、これは言葉を補つていけばいいわけですが、そうなりますと、いわば俳句や短歌の世界から散文の世界へ移つてしまふということになりまして、どうも条文として成り立たなくなる、そのぎりぎりのところで時々この種の非常にかかりにくいものが残存するという結果になっていると思います。

しかし、先ほど飯室参考人の御指摘になった項目のほとんどは部会でも頭を絞つて考えたものでございまして、それでも知恵が足りなかつたとおっしゃればまことにそのとおりかなとは思ふわけでございまして、何がしかその辺に立法上の限界があるということも御理解いただければと思います。

○冬柴委員 どうもしつこく言つて申しわけないのですが、渡辺先生に、日弁連案では、私が書き直したのに本当に近くてびっくりしたのですね。これは自分だつたらどう直すかなと思つて、あした質問があるし大変だと思つて、ちよつと日弁連案を示して、その点の御苦心が、もし御存じのところがあればお示しをいただければと思います。

○渡辺参考人 御指摘のとおり、もともと難しいところでありまして、特にわからないのが「長期」、「短期」の用語ですね。それから罰金についていいますと、「多額」、「寡額」というのがわからない。ですから、日弁連はこういうぐあいについて直してあります。「同種の刑は、刑期の上限の長い方または金額の多い方を重いものとし、刑期または金額の上限が同一であるときは、刑期の下限の長い方または金額の下限の多い方を重いものとする。」という提案をいたしました。

○冬柴委員 実は、私も「上限」と「下限」という言葉を使う方がいいのではないかなというふう

な感じでやつてみたのですけれども、それでもわかりやすいとは思えなかつたのですけれども、何とかたえられるかな。別にこれで改正案に反対するつもりはありませんけれども、一歩前進ですが、そのような考えのもとにこの改正案を見てまいりますと、いろいろ反省 私どもはもう頭の中に入っているから何にも問題意識はないのですけれども、そうでない人は大変だという部分が見当たります。

例えば、「刑」のところですが、これも「禁錮」という「錮」、何でここへルビをつけてまでこの難しい字を引き続いて使わなければいけないのかな。禁錮刑というのは刑務所の中に閉じ込めて自由を奪つて働かせないということですから、それに適切な言葉はこれ以外にないのかなという感じがします。ただ、もうこれは八十八年、その前からすればもつと「禁錮」というのが使われたのでしようけれども、熟した言葉で、変える必要もないのかもわからないけれども、ルビを振つてまでこの難しい字を引き続き使わなければならぬのかな。「罰」という字を、ではもう平仮名にしてしまつてもよかつたのではないかな。あるいはそれが嫌だつたらかねへんを取つてしまつてもいいのではないかなという感じまでしたのですけれども、そういうことも考えました。

それから、コウリュウ、カリヨウという言葉ですが、刑の方の「拘留」、「科料」ですね。これも、コウリュウという言葉がいろいろ多過ぎると思うのです。起訴前の「勾留」もコウリュウです、それから「拘留」刑のコウリュウもありまして、言葉が同じ発音で違う意味がある。カリヨウも、刑法の「科料」と行政罰の「過料」と字が違う。それで我々専門家は「とが料」とか「あやまち料」とかそういうような読み方をして、そんな使い方をせぬと一般的に言葉だけではわからないというふうなものがあるのに、それをこの改正の際になぜ直そうということにならなかつたのか。これはあつたのではないかと思うのですけれども、そこらあたり、松尾先生、いろいろ労作を

されて、その上でそれが基礎となつて今回の改正案ができていふというふうに向つておりますので、先生の方からそこら辺の苦心も伺つておきたいと思ひます。

○松尾参考人 幾つかの点を御指摘でございまして、「禁錮」につきましては、「禁錮」の「錮」がかねへんのないものにしたかどうかということとは部会で検討いたしました。平仮名にするという意見はございましてしたけれども、「改正刑法草案」でもかねへんはとれていたので、とつてもいいのではないかという意見もあつたのですけれども、しかしながら、事が刑罰そのものの名称であるということで、これを変えるのには慎重を要するということで、やむを得ずルビを振つてかねへんを存置したというのでございまして。

同じような趣旨で、「拘留」についても、刑名を変えるということとは私ども今回は考えませんでした。ただ、御指摘のとおり、同じ発音の言葉が刑事法の中に多過ぎるではないかということはそのとおりで、手続法などでも、一審に「公訴」を提起し、また高等裁判所に「控訴」するということや非常に非常に紛らわしいことになつておりますので、将来はそこを含めて考え直す必要はあるかと存じますけれども、今回の考慮の対象には必ずしもならなかつたのでございまして。

○冬柴委員 実は私は、弁護士登録直後の若いころ、ある民放のラジオに出てくれなんて言われて、今は弁護士は随分たくさん出ていますので、当時暇だつたのか、随分長いこと出させてもらひまして、そのときにいろいろと、放送の言葉を聞いてみると気になることが多くて、民事訴訟を「提起」したことを「告訴」したとか、その他のいろいろな言葉、法律用語と違ふことが、刑事の「被告人」と言ふべきところを「被告」と、これはもうほとんどそういうふうになつて言われます。

それで、「間違ひ易い放送のことば」というのを書いたら何か随分賞をいただいたんですけれども、その中で、こういう今の「あやまち料」とかそういうことを挙げてしたこと、三十年近くに

なつてしまふんですけれども記憶しています。聴衆相手にお話をされるアナウンサーの方でも、法律用語については必ずしも正確には使つておられない。

それで、「仮処分」とか「仮執行」とか「仮処分」とか、いろいろな言葉が法律にあるにはあります。しかしながら、刑法だけはやはりそれはいかなるものかというふうにはずつと思つていたんですけれども、今回、こういうことでできるものですから、非常に歓迎はしているのです。

ただ、刑の名前もこれはなぜ改められなかつたのか。いろいろ協議した結果また落ちついたという話があるんですが、やはりこれは、飯室先生が述べられたように、本当に法律家だけで議論をしていくということになるのかなという感じがします。開かれたものというのとは難しいと思ふのですけれども、今後やはりそういうことはぜひ考へていかなきゃいけない。僕は聞いていて、飯室先生の今御座に訳された方が本当にわかりやすいですね。「供する」というような言葉を「用いる」ですばつとやつたら、その方がずつとわかりやすいと思ふのです。

そういう意味で、例えば外患誘致罪、「外患」なんという言葉は、聞いて、普通の人は絶対わからないと思ふのですね、「外患」。こういうものを、これは何か、スパイという意味じゃないんです。これは何か、スパイという意味じゃないんです。総則で、国外犯の規定のところ、三項のところ、八十一条で「外患誘致」という言葉でされております。こんなのは、先ほどもちよつと渡辺先生からのお話もありましたけれども、普通の人がスパイと言つたら、最近戦争がないですからスパイと言われてもわからない人がたくさんいるかも知れないけれども、スパイと言へば大体見当がつくけれども、「外患」なんて言われたら、「外患」とスパイときちつと一致しているかどうか知りませんが、どうかなという感じがします。

それから、私もこれは改正にかかわつて責任を感じるのですけれども、「電磁的記録」、これは普

通の人にわかるでしょうか、「電磁的記録」なんて。もつとすばつと言え英語が、みんながわかる英語があるんじゃないでしょうか。

そういう意味で、先ほど「ボイラー」は使ったのに「コンピュータ」は使っていないという渡辺先生のお話があったのですが、そこら辺のところは、松尾先生、どういう経過だったのでしょうか。

○松尾参考人 「外患」の方は、確かに戦後五十年一件も起こっておりませんので、これについて考え抜くということは余りしなかったのが正直なところでございます。しかし、そんなのききなことを言っている時代ではない、これから何が起るかわからぬではないかという御趣旨であれば、確かにそのとおりだと思っております。ただ、やはり言いかえが相当に困難なものに属するだろうという気はいたします。

それから、「電磁的記録」の方は、逆に非常に動いている領域で、この言葉を見つづけるのがその意味で難しいという感じはいたします。昭和六十二年でございまして、立法当時も、「コンピュータ」といっても日進月歩であり、さまざまなものがあらわれてきているという指摘がありまして、それで、当時は片仮名は余り使えないというところでもありましたので、やむを得ず「電磁的記録」というところに落ちついたものでありますけれども、こういうことについては、この改正がもし成立しましたならば、その次に検討すべき事項の一つであろうと思っております。

○冬柴委員 戦後五十年、戦前からの刑法を使つて、八十八年変わらなかつたのです。口語体に今直すということは大歓迎なのですけれども、しなかつたことにより、先ほどたしか飯室先生が挙げられた「故ナク面会ヲ強請シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シ」云々というくだりは、これは昭和三十三年に追加改正された部分だと思ふのです。本体が莊重な文語体であつて、その後改正を余儀なくされた、そういう言葉を使うのがおかしいわけですから、改正しなきゃならないというとき

に、そこだけ口語体にするわけにいきませんし、そこだけ平易な言葉にしなきゃいけないから、後から見ても、明治の人が書いたような文章、「強請」とか「強談威迫」。それから「被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付」せしめ云々というくだりも、その後の改正で入れられたものだというふうに承知いたします。

そういうことを考えれば、今回の改正は、今後はそういうことは起こらないわけですから非常によかつたと思うのですが、これもしかし、まだまだ反省しなきゃいけないところがあるもので、これは先生方もおっしゃっているように、改正の本当の第一歩を踏み出したことになるというふうに思います。

そこで、そのように苦心されても、やはり言葉を変えればその意味が微妙に違うことが起こることもあり得ると思います。今回の改正でも、注意深くそれをやられたがゆえに、まだわかりにくいところが残つたわけですが、それでも意味が違ふ部分が生じることはあると思います。

それで、これはたしか松尾先生の論文だつたと思うのですけれども、単なる口語訳はそれだけに思ふ法律にして、そして実質改正、例えば今回の尊属殺とか療養者の削除というのは実質改正ですからそういうものは別の法律にして、そしてこの法律は平易化、口語化のためにしたわけであつて、いささかもそのものを変えたいものではないというところをその法律の中へ書き込むか、あるいは刑法の、我々が審議するときそういう確認をどこかで宣言をするとか、そういう形を残すという配慮もあつてもよかつたのではないのかなという感じがするのですが、その点は先生はどうでしょうか。

○松尾参考人 今委員がおっしゃいました点は、私が二十年ほど前に書いた論文の一部かと存じますが、そのころ私はニューヨークで刑法の全面改正をやるのを目撃いたしました。そのときは、当時何かアルファベット順で並べてあつたのをきちんとした体系に移しかえるというふうな改正で

あつたかと思ひますけれども、そういう形式的な部分と、それから死刑をどうするか、責任能力をどうするかというふうな実質部分とを分けまして、同じ議案に三個の刑法改正案を出したというのを見たものですから、これは筋の通つたやり方ではなかつたかと考えたことがございました。

それを今回に当てはめると、平易化の部分とその他の部分とを峻別するということになりまして、私が出初案を提出いたしましたときにはむしろその考え方に立つていたのでございませうけれども、その後日本の国会のやり方というものもあるというふうな御説明を受けまして、同じ会期に二つの刑法改正案が出るというようなおよそ論外であるということも理解してまいりました。ただ、實際上現在の刑法との連続性が保たればそれでよろしいわけでございますので、その点が刑法の一部を改正する法律案という形で国会に上程されたということになっているかと思ひます。

それ以上に国会の方でどういうお取り扱いをなさるのが適當かというのは私は十分な知識を持っておりませんけれども、しかし法制審議会を含めましてこれまでのさまざまな経過からして、今度の改正案は、削除の点を別といたしますと現行法の意味を変えるものではないということは、恐らく揺るがないところになつてゐるのではなからうかと思つております。

○冬柴委員 それは大変大切なところで、明治以来我々が積み重ねてきた判例法とか、あるいはそれに対する評釈とか学説とか、そういうものを維持しながら将来に向かつていく、そういう過去の積み重ね、遺産というものを大事にしていくという意味では非常に大切な視点だと思ひますので、きょう、午後法務大臣に対する質疑が行われますから、その中で法務大臣に今の趣旨をしつかりと確認してまいりたい。いろいろ言葉は変わるけれども内容を変えるという意味ではないということをはつきり国民に後にわかるようにしていきたい、このように思つております。

大きなことを聞きながらまた細かいことに、ちよつとあと二、三分ありますから戻りたいのですが、先ほど渡辺先生もおっしゃいましたように、「仮出獄」とか「監獄」とかという言葉がずつと残つておりますが、これは提出されながらとして十三年目を迎える拘禁二法と略称される刑事施設法あるいは留置施設法ですか、そういうものがあつて、それに即応した使い分けというものができなかったのかなという感じを私は受けるのですけれども、「監獄」と言うところを「刑事施設」とか「留置施設」とか、そういう使い方で改正するということはやはりできなかったのかなというふうにも思ふのですけれども、どうも「仮出獄」、「仮釈放」の方が、先ほど渡辺先生がおっしゃつたような方が、国民にも当たりもしいし、またわかりやすいのではないかな。それから、「改悛」という言葉も、「反省」という言葉とはまた全然違うのかな、そんな感じも受けました。

その点についても松尾先生と渡辺先生のコメントをいただいて、私の質疑を終わりたいと思ひますが、どうぞよろしく願ひします。

○松尾参考人 この「監獄」、「仮出獄」等、「獄」という言葉をどうするかというのは、部会でも相當に議論になつた点でございます。そして、その中には、刑法の方がいわば基本的な地位を占めてゐるのであるから、刑法が主導してまず改めたらどうかという御主張も、日弁連の方からはもちろん、その他の委員、幹事からもなされました。

しかし、やはり事が行刑という実践的な問題でありますし、その分野では現在監獄法が現行法でありますので、それと違つた名称を刑法が用いるということは相當の混乱を引き起こすおそれがある。それを防ごうとすれば、技術的には不可能ではなかつたかもしれませんが、相當たくさん法の法規をいじらなければならなくなるというやうなことで、今回は遺憾ながら見送つたというのが事実でございます。

○渡辺参考人 ただいま御紹介いただきましたように、基本法としての刑法典の方でその名称等を

決めていくということではないかという  
ことが基本的な考え方でありました。

現行の監獄法がそれ自体としては改正されなければならぬことは日弁連もはっきりさせておられますが、いろいろな問題が絡まされてしまうものですからスムーズにいかないで、そちらの方の改正も必要な改正だけは早急にやっていたいただきたいと思っております。

代用監獄だとかあるいは未決拘禁の問題を一緒にくたしてしまおうものですか問題になるので、改正すべきは、異論のないところはほとんど進めていいのではないかと考えております。

○冬柴委員 ありがとうございます。

○金子委員長 正森成二君。

○正森委員 刑法の一部を改正する法律案には、私も賛成の立場でございます。そういう意味で、資料を拝見しますと、松尾参考人はいろいろな中心的に御努力なさったところで御苦労までございました。これから、短い時間でございしますが、各参考人に質問をさせていただきたいと思っております。順不同でございますが、渡辺参考人に伺いたしたいと思います。

先ほどの基本的な御意見の陳述の中で、日弁連からの選出された方としてのいろいろ御意見を言われましたが、法制審議会の刑事法部会の審議で、最小限必要であると提案した部分的修正案がございします。私も拝見しましたが、部分的修正案と言いつつ、相当広い範囲にわたっているようにございします。そのうち日弁連として、あるいは日弁連を母体として出られた刑事法部会の委員の方として、最も強く実現を望まれた条項はどういうものだったか。重複する点はあるかもしれませんが、お述べいただきたいと思ひます。

○渡辺参考人 痛痒者の行為に関する削除は大体通るといふことになりまして、その後の段階で日弁連側として最後まで強く実現を望んだのは二つあります。

一つは、罪刑法定主義の原則規定を設けること。これは先ほど申し上げた趣旨で、これから先

のことを考える上にもぜひ必要。それからもう一つは、強盗傷人の法定刑を引き下げる。七年を六年に下げてもらいたい。これは実務上の切実な要請がありましたので。

最後に絞ったのはその二点何とかということで努力をいたしましたけれども、壁が厚かったということでもございまして、今後ともよろしくお願いいたします。

○正森委員 強盗傷人について、ぜひ今の刑を低くしてほしいというのは、先ほどの基本的御意見をお述べになった点で、窃盗の後で逃げるときに思わす傷つけたというような、本来は窃盗犯というものについても減輕をしても三年六カ月で、なかなか執行猶予がつかないという点でございしますね。(渡辺参考人「はい」と呼ぶ)

それでは松尾参考人に伺いたいと思ひます。尊属殺の点について伺いたいと思ひます。この点については他の同僚委員もお話になりましたが、もちろん先生方もよく御承知のように、昭和四十八年の最高裁判決は、十五名の裁判官が三つの流れに分かれて、多数説はもちろん石田裁判長裁判官を含む八名でございまして、非常に例外的なのが下田裁判官であります。下田裁判官は一応除きまして、この八名の多数説と田中二郎裁判官を含む六名の裁判官の説について、法制審あるいは松尾参考人の御意見を伺いたいと思ひます。

多数説は、刑法二百条は尊属殺の「法定刑を死刑または無期懲役刑のみに限つてゐる点において、立法目的達成のため必要な限度を遙かに超え、普通殺に関する刑法百九十九条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱ひをするものと認められ、憲法十四条一項に違反して無効であるとしなければならず」と云々と、こういうぐあいに書いてございします。

それに対して、田中二郎裁判官初め全部で六名の御意見は、「普通殺人と區別して尊属殺人に関する規定を設け、尊属殺人なるがゆゑに差別的取扱ひを認めること自体が、法の下の平等を定

めた憲法十四条一項に違反するものと解すべきである」と、こういうふうに言われまして、こう解しないといふ、尊属傷害致死に関する刑法二百五条二項とか、あるいは尊属遺棄に関するものとか、あるいは逮捕監禁に関するものですね、こういうものについては死刑または無期だけではないいう有期刑がございしますから、刑法上は二回にわたつて減輕をすることができまして、十分に執行猶予等をつけることができるわけで、多数説の意見によつては、尊属殺については憲法違反と言へるかもしれないけれども、その他の点については言えないことになるんじゃないか、考え方は自体に問題があるという御意見のようであります。

それで、法制審の御審議あるいは松尾参考人は、これらの点についてどのように理論的に御考慮なさつたのか、伺つておきたいと思ひます。

○松尾参考人 法制審と申しますよりは、私個人の意見としてお答えさせていただきたいと思ひますが、ただいま御指摘の最高裁判所の意見の分布に関しましては、私はこの田中二郎裁判官を含む六名の御意見に賛成でございます。

ただ、ちょっと委員の御質問を聞きながら感慨を催さないわけでもありませんので、一言つけ加えさせていただきますと、現行刑法の審議がありまして明治四十年の帝國議會で、同じようにこの尊属殺の規定は激しい批判の対象になりました。

それはどういう意味か。尊属、卑属というふうなその西歐から来たような觀念を持ち込むのはけしからぬ、日本には古来の純風美俗があつて、祖父、父母に対する罪というふうにするべきである、独立に一章を設けて祖父、父母に対する罪をそこに全部集めて厳しく加重すべきであるという議論が當時の帝國議會では展開されたのでござい

うのが私の感慨を覚える点でございます。

○正森委員 今沿革にさかのぼつての御意見がございしましたが、明治四十年の議事録等を拝見しますと、明治十三年の旧刑法では死刑以外になつたのですね、法定刑が。それを無期を含めて変えるということについて非常な議論が起り、その中で今先生御指摘のような、言うては悪いですが、保守的な方の意見も述べられたということであらうと思ひます。私も、田中二郎裁判官初め六名の御意見に賛成でございます。

それで、その経過で、最高裁で違憲の判決が出ながら、国会でもなかなか刑法改正が、その部分についてさえない。検察官が實際上、求刑の場合に尊属殺の求刑をしないということでも長年きたわけですが、その間、国会におきまして与党などから、最高裁の多数説の意見では死刑または無期もしくは四年以上の懲役というようにすればいいのではないかと意見がございしましたが、きょうは参考人意見ですから多くは申しませんが、それにとどまらず、関連の尊属遺棄とか尊属監禁あるいは傷害についても削除されることによつて非常に統一的な見解が得られた。しかも、そのことは決して親子の情愛を否定するものではなくて、法律とそれから刑罰法規との違いというものに着目したものであるというように理解しております。

次に移らせていただきますが、今質問の中で、法制審あるいは特に刑事法部会ですね、女性が入っていないという点や、あるいは氏名の公表がされていないでディスクロージャーが著しく足りないという点について御指摘がありました。私が政府にちょっと聞きまして、氏名の公表は、私が悪い、公表されるなら委員を受けないなというのはいかたがたいところで、法制審でも民事法なんかはちゃんと公表されているのですね。何ゆゑに基本的人権についても御造詣の深い刑事法の先生方がそういうことをおっしゃるのか、理解に苦しむわけですが、その点についての先生の御見解を伺ひます。

○松尾参考人 公開の点につきましては、これも私の個人的な意見としては公開賛成でございます。事実上、また例えば刑法学会などでは、だれが委員を務め、だれが幹事をやっているかということとはみんな知っております。

ですが、部会として民事法などと違う姿勢があらわれてくるのはなぜかというお尋ねですと、恐らくそれは、ある時期において刑法を論ずることが非常に困難になった時代がございます。御承知の、特に保安処分の問題が表面に出ていた時代でありますけれども、このときは、事実私どもの学会も何らかの妨害を受けましたし、大学で開くことが困難で、学外、キャンパス外の施設を使つて開いたということが何回かございました。もう今は時期が変わつてきておりますので、そのようなことは万々ないわけでございますけれども、まあ若干の後遺症の記憶というようなものがあるのかというように推測いたします。

○正森委員 そういふ御見解ですからこれ以上は申しませんが、なるべくその後遺症が早く解消されることを希望しておきたいと思つてます。

それで、飯室参考人に伺います。今刑法の条文を相当数引用されて、こういう点はまだまだわかりにくいのではないかとこの御意見を承りました。私が急いで調査室がつくつてくれました対照表で見ますと、飯室参考人の御意見はほとんど日弁連の案に著しく近いというように申しても差し支えがないんじゃないかというように思ひます。そういう意味で、こういうのを決めるに当たつて女性あるいはマスコミあるいは専門家以外の意見を聞くべきじゃないかという御意見も述べられました。そういう点について、さらに具体的な御意見があればお述べください。それから、時間がありませんので一緒に聞いてしまひますが、あなたがおいでになるといふことでしたので、あなたのお書きになったものを二、三読ませていただきました。

その中で、「判決文をやさしくする運動」への疑問」といふのを書いておられますね。ほかに「悩まなくなつた裁判官」ですか、非常に傾聴して読ませていただきましたが、刑法を易しくするわけですから、今の私が初めに言ひましたこと一言答えていただいた後、判決文を易しくする運動についての疑問というの、もう時間がございませんで骨子だけお述べいただいて、終わらせていただきます。

○飯室参考人 実は私、不勉強でして、日弁連の案を余り詳しく読んでなかったのです。正森先生が似ていると言われたのであれと思つたのですけれども、特に私、今回来るについて、若い記者に意見を聞いてみました。というのは、僕なんかは若干法廷取材しているものですが、もう既にあかがついている。あかとは悪い言葉ですけれども、専門家の癖が少し乗り移つていふ部分がありまして、そういう若い人たちの意見をこれから聞いていくことが非常に大事ではないかという気がします。

それから二つ目の、易しい判決文という問題ですけれども、簡単に言ひますとあの判決文は、裁判官が自分で勝手に争点を整理して、自分で整理した争点に沿つて判断するわけですね。ですから、訴訟記録を詳しく読んでみますと、これは判断漏れじゃないかなという部分がいっぱい出てきます。

それからもう一つ、今までの判決文というのは、双方の主張を詳しく引用していつて、それに沿つて判断していつたわけですから、裁判官の頭の中での順序を追つて精密な思考が組み立てられていくのですけれども、今はまさに簡素書きみたいな争点についてばんばんと答えていくわけですから、例えば、私名譽毀損のことを若干勉強しているのですけれども、大前提になる表現の自由の大切さというのにも対する留意がなければ、ただ攻撃性、公共性、真実性という三要件だけばんと当てはめて、ばんと出してくるという判決が大変多いといふことを最近憂慮しております。

○正森委員 時間の関係で非常にあれでしたが、あなたのお書きになったものを見ますと、「判決書は「分かりやすさ」と「正確さ」を兼ね備え、「説得力」も持たなければならぬ」といふことを言うておられますが、その辺が前述べになりたことだろうと思ひます。

もう少し詳しくお聞きしたかったのですが、時間が参りましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

○金子委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。参考人各位には貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

午後一時四十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十五分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、刑法の一部を改正する法律案の審査を続行いたします。

これより政府に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。斉藤斗志二君。

○斉藤斗志二委員 斉藤斗志二でございます。刑法の改正について、大臣並びに関係に質問させていただきますと思ひます。

現行刑法は制定以来八十八年という長きになるわけでありまして、今回、現代用語化による改正を行うわけでございます。表記の平易化も目的としているわけでございます。他の法律の多くはもう既に現代用語化されているわけでございますが、今回の刑法改正はおくれればせながらという感じが、または遅きに失したか、そんな感もいたすわけでございますが、今国会でぜひとも成立させたいという前田法務大臣の熱意も感ぜられるところ

でございます。

そこで、内容についてであります。尊属加重規定及び瘡痍者に関する規定の削除を除いて内容の実質的な変更はないということでございます。言葉を変えても解釈が変わらないという案を作成するについては、専門家の間でもさまざまな議論があつたと聞いています。

そこで、まず改正の目的ということでございますが、私、実は三十分しか時間をちょうだいしておりませんので、目的につきましては先ほど大臣の趣旨説明で理解をさせていただいたというふうに思ひます。それでは、実はどのような作業を経て今回の案ができたか、その点につきましまさず最初にお聞きしたいというふうに思ひます。

○前田国務大臣 今回の改正案の作成過程でございますが、法務省の刑事局におきまして、刑法の現代用語化を求める国会附帯決議等も踏まえまして、関係資料の収集等基礎的作業を進めるとともに、歴史的には、午前中参考人で行つしやつておられました松尾浩也先生、平成二年の十二月に刑法の現代表記化案の作成に関する調査を委託を申し上げました。平成三年六月、松尾教授から調査報告書の提出を受けました。これを基礎といたしまして、裁判所、検察庁、弁護士会、法律実務家、また多数の大学の刑事法学者の先生方との意見交換を行ひまして、さらに作業の性質にかんがみまして、国語学者からの意見も聴取しながら検討を重ねてまいりまして、事務局案を作成いたしました。

この案によりまして、平成六年の六月に、法制審議会に表記の平易化のための刑法改正に関する諮問をいたしたわけでございます。この法制審議会におきまして、刑事法部会において六回にわたりまして調査、審議が行われまして、ことしの二月に、諮問にかかわる案に修正を加えた案を内容とする答申がなされるに至りまして、今回の改正案はこの答申に基づいて作成をいたしましたものでございます。

○斎藤(斗)委員 今回の改正作業のきっかけとい  
たしまして、平成三年の第百二十回国会におい  
て、衆参両法務委員会の附帯決議があったわけ  
でございます。それによりまして、現代用語化以外  
にもいろいろな事項についても検討を求めている  
。これらの事項について実現したものは何か、  
また、実現しなかったものについてどのような検  
討状況にあるのか、お聞きしたいと思います。  
○則定政府委員 お答えいたします。

附帯決議の要点は六点になるかと思いますが、  
順次御説明申し上げます。

第一は、刑罰法令の現代用語化でございます。  
第二は、尊属加重規定の見直しでございます。こ  
れらの二点につきましては、今回の改正において  
対応させていただくことになりました。

第三は、罰金が選別刑として定められていない  
財産犯及び公務執行妨害罪につきまして、罰金刑  
を選別刑として導入することについて検討するこ  
うでございます。

これにつきましては、法制審議会に対して諮問  
をいたしましたところ、刑事法部会の財産刑検討  
小委員会というものをつくりまして、約二年にわ  
たり審議検討を行いました。その結果、いずれに  
ついても積極論と消極論とが分かれて、現在は、  
事務当局において基礎的な検討を継続してい  
るところでございます。

第四は、罰金刑に伴う被告人の資力及び自然  
と法人の経済力の格差から生ずる不公平を解消す  
るため、罰金刑制度のより適正な見直し及びこれ  
を補完する制度の導入について検討することでご  
ざいます。

これにつきましても、法制審議会におきま  
す検討事項でありまして、法人に対する罰金の  
問題につきましては、いわゆる両罰規定を切り離  
して、法人に対する罰金を引き上げることが可能  
であるとの検討結果が他の検討事項に先立って平  
成五年二月に取りまとめられまして、これに基づ  
きまして、例えば独占禁止法等の法改正もなされ  
ております。罰金刑を補完する制度の問題につ

ましては、日数罰金制や社会奉仕命令等の代替処  
分の導入の可否等に関しましてさまざまな角度か  
らの議論が行われましたけれども、それらを含め  
まして事務当局において基礎的な検討を継続する  
ということになっております。

第五は、逮捕、勾留等のいわゆる境界罰金額に  
おきます刑法等三法の罪とその他の罪との間の法  
定刑の区別を早期に解消し、一元化を図ること  
でございます。

これにつきましては、刑法等三法以外の罪につ  
いては、その定められた罰金額が刑法等三法に比  
較して低いものが少なく、罰則を規定してい  
る法律がまた極めて多数に上ることから、一挙に  
これを改正することは困難でありますので、法改  
正の機会をとらえて、それぞれ境界罰金額の一元  
化が早期に可能になるよう逐次その引き上げを  
図ってきているところでございます。

最後の第六は、現行刑罰制度の合理化、適正  
化、例えば、きょうの午前中の参考人質疑にも出  
ておりました強盗致傷罪等の下限をどうするか  
といったことを含めます合理化、適正化ございま  
すが、これにつきましては、法定刑相互の均衡や  
犯罪の動向も踏まえて検討すべき問題でござ  
いますので、その基礎的な調査研究を継続して進  
めているところでございます。

以上でございます。

○斎藤(斗)委員 先ほど大臣の答弁、また局長の  
答弁の中で、長年の懸案事項を解決していくとい  
うこの法改正であります。大臣からは、大変長い  
間、また慎重に議論を重ねてこまめに来たとい  
うこと、また局長からは、それぞれの課題につ  
きましても現実的対応をしながら、そして時代に合  
ったものに変えていったというような御説明をいた  
だきました。

先ほどの午前中の参考人審議の中で、共産党さ  
んも賛成というお話もいただいて、こういう全会  
一致のケースは少ないのかなというふうな感が  
いたすわけですが、今回の改正で、刑法がわ  
かりやすいものでなければならぬ、また今後の

社会の必要に対するためにさまざまな議論も  
起こるといふふうに思っております。例えば、先  
週起こったサリンによる地下鉄大量殺人事件に対  
する刑法のあり方なども考えなければならぬとい  
うふうにも思いますが、今後の議論について法務  
当局はどのように考えておられるのか、お答えいた  
だきたいと思っております。

○前田国務大臣 今回の改正は、まさに今後の刑  
法の改正の基盤整備作業というふうな位置づけに  
なるかと思っておりますし、けさほど、改正  
への第一歩、大いにかさかさいという御議論が  
ございましたようにございまして、そうした意味で  
大きな意味を持つものと考えております。

今回御審議をいただき、この改正が成立をいた  
しましたならば、御指摘のような、新しいこれか  
らの時代に合った刑法のあり方、内容等につ  
いては、御議論が活発化することであろうと思  
います。また、そう期待をしておるわけでござ  
います。今後、こうした御議論を踏まえて、ま  
さに社会の状況に合致したよりよい刑法の実現を目指  
して所要の作業を進めてまいりたいと考えておりま  
す。

その際には、今回の改正が、明治四十年に制定  
された刑法の内容を基本的に維持したままの平易  
化でございますので、現行刑法を全面改正するこ  
とも検討課題になる、かように考えられておりま  
す。いずれにいたしまして、刑法は国民生活と  
かかわりの深い基本法でございますし、まさに  
国民の行動規範となるべきものでもございま  
す。また、国家による最終的な強制力を持つもの  
でございますから、なるべく大方の合意が得られ  
るような形で改正が行われることが望ましく、そ  
のような形で改正が実現するように所要の検討作  
業を進めてまいりたい、かように考えておりま  
す。

○斎藤(斗)委員 実は、質問を通告してない件な  
らでございますが、国語とそれから片仮名文化の  
中で、私は、片仮名というのは余り乱用してはい  
かぬな、少し日本は乱用し過ぎるのではないかと  
いう感じがいたすのでありますが、大臣は、伝統的  
文化である国語、同時に一方片仮名がどんどん導  
入されることについて何か所見があらにになりま  
すでしょうか。あればお聞きしたいというふう  
に思いますが。

○前田国務大臣 本来日本語が持っております語  
彙等、歴史あるまたその趣旨のある言葉もござ  
います。特に外来語でございましてかきわゆる  
デカカルな、これも片仮名でございまして申しわ  
けございせんが、デカカルなものについては、  
今日の社会状況からいって、併存することは  
ある意味ではやむを得ないことだ、かように思  
っております。

○斎藤(斗)委員 それでは、時間の関係も限られ  
ておるので、次に、サリン事件について少しお聞  
きたいというふうに思っております。

まず、昨年六月二十七日に長野県松本市で起  
きたサリン事件で。

私が調べたところでございますが、長野地裁松  
本支部には、オウム真理教が被告となつての事  
件が一件係属しておるわけでございまして。この事  
件は民事訴訟で、オウム真理教が松本市内で計画  
した施設に対して地元住民が反対して、売却  
した農地の返却を求めている、そういった内容で  
ございまして。

長野地裁松本支部は、平成六年五月十日に弁論  
終結、次回の判決期日を約二カ月後の平成六年七  
月十九日を指定しているわけでございまして、そ  
の判決日のほぼ三週間前、ですから、時間の長  
さでいへばまあ直前と言つてもいいかもしれな  
い、六月二十七日に松本サリン事件が発生してい  
るわけでございまして。このサリン事件で、民事訴  
訟の裁判を構成する裁判官が三名とも被害を受  
けたというところでございまして、事件当時の風向  
きが裁判官宿舎に向いていなかった、もし風が裁  
判官宿舎に向かって吹いていたら、担当の裁判官  
の死ということも可能性としてはあったわけでご  
ざいます。

そこで、さまざまな情報、マスコミ報道等を総

合いたしまして、特に松本サリン事件並びにその一カ月後に起きた山梨県上九一色村の異臭騒動、さらに先週起きた地下鉄サリン事件、これらにつきましては、共通点として残留物が同一であったということがあるわけですが、きょうは警察お越しいただいておりますが、まず、昨日までの捜査状況について説明をいただきたいと思っております。

○篠原説明員 お答えいたします。

昨年のいわゆる松本サリン事件につきましては、現在引き続き長野県警において捜査本部を置きまして捜査中でございます。

三月二十日に発生いたしました地下鉄駅構内の毒物使用多数殺人事件につきましては、警視庁におきまして、事件発生直後より三百名態勢の特別捜査本部を設置をいたしまして、現在鋭意捜査をしておるとところでございます。現在の捜査におきましては、不審者等についての目撃情報の収集、あるいは、現場に遺留されておりました五件の物件につきましての鑑定というものを主に行っております状況でございます。

また、飯谷さん拉致事件に関係をいたしました、三月二十二日の早朝よりオウム真理教関係施設二十五カ所に対して一斉に捜査を行いました。その結果、サリンを製造するために必要とされると思われる薬品類多数を発見、押収して、まだ現在これについて鑑定、分析中という状況でございます。

なお、これに関連をいたしまして、殺人予備というところで、二十六日におきまして第七サティアンを中心に再度捜査を行いました。その結果、化学プラント用の大規模な設備が隠されていたことを発見をいたしまして、現在それについて捜査を続行中という状況でございます。

○斎藤(斗)委員 捜査が続行中という御答弁をいただいたわけですが、もう一度松本サリン事件に触れます。

この裁判、これは裁判所が最終的には判断され

ることでございますが、もし原告側が勝訴するということになりますと、建物の撤収また土地明け渡し請求というのがなされるわけでございます。そうしますと、現在使っているオウム真理教の施設をいたしましては、それをもとへ戻すなり明け渡さなければならぬということになりますと、被告側は困るということになるのだという解釈ができる。

そうなりますと、一つの因果関係というのは、この松本サリン事件とその裁判との関係というのは類推できるわけですが、また多くの方がそのようなこともあり得るのではないかと、ふうに見ているところもあるわけでございますが、警察としてはその点のように見ているか、御答弁いただきたいと思っております。

○篠原説明員 お答えいたします。

委員御指摘の民事訴訟につきましては、そういう訴訟が行われていることは私も承知をしていて、現在私の方で具体的にどうだということような形で、その答弁については差し控えていただきたいというふうに思っております。

○斎藤(斗)委員 先ほどの答弁の中で捜査が続行中という中で、松本にあるこの布教所といえますか宗教施設について、これはまだ捜査の対象になつていないというふうに聞いておりますが、今後捜査継続の中で捜査の対象になり得る可能性があるのかどうか、警察からお聞きしたいと思っております。

○篠原説明員 御指摘の施設については、一連の捜査の箇所には入っておりません。今後捜査対象となるかどうかにつきましては、現時点では判断しかねるというところでございます。

○斎藤(斗)委員 捜査の過程にありますからいろいろ答弁が難しいというだけではないということかなとは思いますが、時間の関係もあつて、そこで次に、殺人予備罪ということでお聞きしたいというふうに思います。

刑法二百一条、今回の改正の中の一つの条項で

もでございます。この適用に踏み切ったわけでありますが、殺人の罪を犯す目的でその予備をした者を対象にしたものであるわけですが、被疑者不詳のままという捜査令状であるはずだと思っております。これは極めて異例なケースだと思うのでありますが、そこで、殺人予備罪を適用した理由、その根拠というものについて御説明いただきたいと思っております。

○篠原説明員 お答えいたします。

これまでの捜査におきまして、サリンなどの製造に必要であると思われる薬品類が多種押収されたところでございます。なお、特にサリンにつきましては、極めて殺傷能力が高いということ、通常人を殺傷するため以外には他に用途は考えられないということでございます。また、これら、あとかほの状況等を踏まえて総合的に判断をいたしまして、殺人予備の容疑を立証するための捜査、差し押さえ、検証を行ったものでございます。

以上でございます。

○斎藤(斗)委員 国民が大変多く関心を抱いている。またいつ我が身に降りかかるかわからない、そういった不安におのきながら日々を送っているわけでございます。事件の解明、また犯人の逮捕、これが急がれるわけですが、きのう、きょう、またその以前からでございますが、いろいろな関係者がマスコミを通じて登場してきている、また話題になつている麻原彰晃教祖もテレビにも出演をされる、こういう状況でありますけれども、今証拠の中にテレビに報道された言動、これは十分に考慮すべきものではないかなというふうに思いますが、警察当局は書物のみならず映像についてどのような、証拠等々、参考資料の位置づけをされているのか、お聞きしたいと思います。

○篠原説明員 お答えいたします。

映像等がなされて、その内容については私も承知をしておりますけれども、それについての評価につきましては、現段階、捜査の内容にわたる

部分になりますので、答弁を差し控えていただきたいというふうに思っております。

○斎藤(斗)委員 それでは、次に行きたいと思

不法監禁罪で数名逮捕されて、そして送検もされているわけでございます。その中に医師、お医者さんも含まれているという報道になっております。それらの医師は信者の治療に当たつていたというふうに聞いておりますが、その治療は通常の医療行為、普通の医療行為とされているという説明を聞いておりますが、その治療というのは果たして医師法や医療関係法に準拠した、のつとつた治療法であつたかどうか。

これは私も、解明してもらわなければならない、また知りたいというふうに思っているわけですが、一方、多くの信者が点滴や注射を受けて、気分が悪くてしばらく動けなかったとか怖くて仕方がなかったというような報道もなされているわけでございます。この患者の病気の状況ということ、実はカルテということの存在も必要になってくるわけでございますが、このカルテの存在、捜査に入られたわけですが、このカルテの押収物件の中にカルテの存在というのがあつたかどうか、最初にそれだけお聞きしたいというふうに思います。

○篠原説明員 お答えいたします。

御案内のとおり、山梨県内のオウム関連施設におきまして不法に男女六名を監禁しておつたというところで、医師三名を含みます四名を現行犯逮捕しておつたところでございますけれども、御指摘の点につきましては、今後の他の法令違反の捜査の有無を推測させる点もありまして、捜査の個別的内容にわたる事柄でもございますので、答弁を差し控えていただきたいと思いますというふうに思っております。

○斎藤(斗)委員 今の答弁ですと、通常の医療行為が行われていなかった、また普通の医療行為でなかったといった場合は、医師法の違反とか医療関係法の違反にも関連してくる、そういうふう

理解してよろしうございますか。

○篠原説明員 お答えいたします。

具体的な法律違反等については言及を避けたいと思っておりますけれども、警察といたしましては、捜査の結果、刑罰法規に触れる行為が明らかとなれば厳正に対処いたしているところでございますし、また今回もそうするつもりでございます。

○斎藤(斗)委員 時間の関係で、きょうは人権擁護局長さん、お越しいただいていますか。――今回のこの一連のいろいろな騒動の中で、人権擁護が十分施されているのかどうかということも国民の皆さんは知りたいと思っております。信教の自由、宗教の自由、もちろんその大前提はございますけれども、しかしながら、その範疇においてお困りになっていらっしゃる方もかなりいるというように報道がなされているわけでございます。その点、人権擁護という立場から、局長にお答えいただきたいと思っております。

○寛政府委員 委員御指摘のとおり、この問題は信教の自由に密接に関連する問題でございます。まして、大変難しい問題を含んでいると考えております。

私どももいたしましては、基本的に、宗教活動の活動の自由というものに対しても十分な尊重を払うべきであるという観点から、まずその関係者からの救済の申し立てというものがあつた場合に、個別の事実ごとと具体的な事実関係に即して適切な処理をするという方針でこの種の問題に臨んでいくところでございます。

○斎藤(斗)委員 それは、本人からの申し出がないとできないということになっている、こういうことでございますか。

○寛政府委員 これは決まりということではございませんけれども、またそれが本人というようにに限られたものではないと考えておりますが、人権擁護機関も国の機関の一つでございますので、宗教活動に参与していくことに対しては慎重であるべきであるという建前から、取り扱い上といいま

すか、人権侵犯事件の取り扱いの中では、ただいま申し上げましたように、本人も含めた関係者からの申し立てがあつた段階で調査活動に入っていくというふうな取り扱いをしているのが、このオウム真理教に限らず、宗教団体が絡んだ人権侵犯事件の取り扱いの例であるというように申し上げます。

○斎藤(斗)委員 法務省も人権擁護には積極的に対応する、こういうふうにお願いをしたいと思っております。

時間の関係で、きょうは文化庁お越しです。――今回のオウム真理教の施設への捜査に關しまして、海外からも重大な関心が寄せられているわけですが、海外にも布教活動が行われているようでございます。報道によりますと、モスクワほかにもあるということでございます。そこで、ロシアでは現地法人には解散命令が出た、こういうようなマスコミ報道もあるわけですが、こういう日本文化に対する誤解やまた国際文化摩擦というようなことが生ずるおそれがあると私は心配をいたしております。

お聞きしますと、現在十八万四千の宗教法人があつて、ほとんどが社会的存在として立派に活動されているわけでございますが、しかし一部には、騒動によつていろいろな誤解とか、また社会的に好ましくないというふうなことも起きています。わけでございます。大部分の宗教法人が立派にやられているのにそういった一部のものが迷惑するということとは困る、こういうふうなこともあると思ひます。

そこで、この機に、文化庁所管ではしかるべき審議会を幾つかお持ちかと思ひますので、そのような機関を通じまして、信頼を高めるさらなる努力というのがなされるべきではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○中根説明員 お答え申し上げます。

文部省、文化庁を通じて、宗教法人に係る諮問機関といたしまして、宗教法人審議会が宗教法人法に基づきまして設置されておるところでござ

います。この宗教法人審議会の職務につきましては、文部大臣の諮問に応じまして宗教法人に関する認証その他宗教法人法の規定によりその権限に属せしめられた事項につきまして調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議する、こういうふうな規定されているところでございます。

今回の事件につきましては、まだ捜査中ということで事実関係が明らかではございませんが、特異な事件とも言われております。いづれにいたしましても、その事実関係が明らかになった時点で、宗教法人審議会を開催することにつきまして検討してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○斎藤(斗)委員 時間がなくなりました、最後に一言、これは環境庁、お越しいただいておりますね。

今回捜査された場所はかなりの数に上るわけですが、大量の薬品、化学物質が発見され、押収されたのは山梨県上九一色村なんです。実は、地元住民はもとより、そこに隣接する人、または河川がたぐさんございまして、富士川を初めとするそういった河川の流域にある方々が、今回、ああいった特殊な薬品によつて環境汚染とか二次災害があるのではないかと心配をいたしておりますわけでございます。

そこで、環境庁におきましては、このような環境汚染の可能性、または、もしあつた場合どのような対応をするのか、お聞きしたいと思ひます。

○福原説明員 御説明いたします。

今回の案件についてでございますが、現在警察当局によりまして捜査が進められているところでございまして、特定の化学物質の種類でありますとか保管量等につきましては、その詳細な情報を私どもとしては承知していないのが現状でございます。

しかし、環境庁といたしましては、今後の警察当局の捜査の進捗に沿ひまして、関係いたします

化学物質等についての情報の収集でありますとか地方自治体等との密接な連携に努めるなどいたしまして、地域住民の方々が不安を抱かれることがないように、化学物質によりまして環境汚染問題に適切に対処してまいりたい、そのように考えております。

○斎藤(斗)委員 以上で終わります。

○金子委員長 細川律夫君。

○細川(律)委員 まず私も、せんだつて起こりました地下鉄サリン事件についてお伺いをいたします。

まず、現在におきます被害状況はどうなっているのでしょうか。

〔委員長退席、中島(洋)委員長代理着席〕

○篠原説明員 お答えいたします。

私どものけさまでの数字におきましては、死者十名、負傷者約五千二百名という数字になっております。

○細川(律)委員 この地下鉄サリン事件につきましては、まさに日本の犯罪史上におきますまれに見る凶悪事件だろふと思ひますし、また国民の皆さんも大変な不安に陥つていらっしゃると思ひます。

そこで、事件を一刻も早く解決をいたしまして、犯人を逮捕しなければいけないと思ひますけれども、犯人を特定できるような手がかりがあるのかどうか。これについては一部マスコミなどで、乗客の犯人の目撃があつたとか、あるいは犯人そのものが負傷をして入院をしているというふうな報道もなされておりますけれども、犯人を特定できるような手がかり、捜査に支障のない範囲でお答えいただきたいと思ひます。

○篠原説明員 お答えいたします。

事件が発生して以来、監視庁におきまして約三百名態勢の特別捜査本部によりまして、現在、主として現場に遺留されておりました物件の分析あるいは目撃情報の入手ということで、全力を尽くしておる状態でございます。

これまでの捜査におきまして、不審者等に関する

の一部分なんかも大変難しい。訴訟法などでもまだ昔のあれが残っているというような、全体として、法律全体を見て平易化をしなければならぬ

と思うのですけれども、なぜ刑法だけ特に今回このような現代用語化による平易化に向けてこういう作業をして提案されたのか、その点を御説明いたしたいと思ひます。

○前田国務大臣 先生御指摘のとおり、大変片仮名まじりの漢文調の難解な法令というのは、御指摘のとおり法務省所管だけでもかなりござい

ます。そうした中で、特に刑法につきましては、百二十回国会の法務委員会でも附帯決議をいただき、かつまた、まさにこの刑法は国民の行動規範を示す基本的な刑罰法規でございますので、その内容が国民に理解される必要が大変高く、その表記の平易化が急がれる、かような観点から、これまで刑法の全面改正のための作業をしてまいりました、結局いろいろ意見がまだ整っておりませ

ず全面改正には至っておりませんが、そういう意味では準備がかなり進んでおったということもござい

ますし、それから、刑法そのものの条文がボリュームが比較的少ないものでござい

ますから、今回こうした点もいろいろ踏まえて表記の平易化のための改正をお願いすることになった、こ

うような次第でございます。

○細川(律)委員 民法も非常に一般国民に

関係ある法律でありますから、その作業の方についてぜひよろしくお願ひしたいと思います。

平易化し、原則として内容の変更を伴うような改正は今回は行わないということにいたしたいと思つたわけでござい

ます。ただ、最高裁判所におきまして違憲判決がなされております尊属殺規定につきましては、そのま

ま現代用語化することができません、また何らかの手当てが必要でござい

ますが、先般大臣のこの提案理由説明でありましたように、尊属加重規定をすべて削除したものでござい

ます。また、瘡痍者の行為に關します規定につきましては、法制審議会の審議の過程におきまして、現在ではそれを

存置する合理性が著しく乏しくなつてきておりますので削除が相当であるとの意見が

出され、これに異論がなかったということから削除することにいたしましたものでござい

ます。

それ以外にも、御指摘のように幾つか検討すべき点があることはもちろんでござい

ます。短期に合意を形成して早期に改正法案、平易化法案を出すという点から見ますと

なかなか問題がございまして、意見の早期合意形成という点については困難な点もござい

ましたので、今回の改正には含まれなかつたものでござい

ます。

○細川(律)委員 今回のこの改正案の提案と刑法改正作業全体との関係について

の質問をしたいと思ひますけれども、今回の現代用語化による刑法の平易化とい

うことで全面的な改正なのですけれども、これを確認する意味があるとか、あるいは「改正刑法草案」の事実上の凍結を確認するもの

の点というように評価をする論議も見られるわけなのですけれども、私もそのように考

えてみたいと思ひますけれども、これはこのように考へてもよろしいで

しょうか。

○則定政府委員 今回の改正は、用語の平易化と

は申せ、字句を全面的に直したという意味では全面改正ではござい

ますが、ただ、内容はあくまでも現行刑法の規定をそのまま現代用語に翻訳する

ということではござい

ます。実質的な内容の変更を伴

います、いわゆる刑法の全面改正の問題は、御案内のとおり、昭和四十九年の法制審議会にお

きま

す答申を受けて関係方面等とも意見調整を図りましたけれども、不幸にも意見の一致を見ない点

が幾つかござい

ましたことから、今日まで国会で

の御審議を煩わすに至つていないわけではござい

ます。

ただ、まずもって、今回大臣の趣旨説明にも

ござい

ますように、全面改正へ向けての基盤整備と

でも申しま

しょうか、用語を現代用語化するという

ことにつ

きましてまずやりまして、かねてから

の刑法改正の草案等で提示されます問題を含め

まして、現在あるいは今後の社会情勢あるいは犯罪

情勢に合致いたしますよりよい実質的内容を持

つた刑法典の策定に向けて今後とも作業を進めて

い

かなければならぬ、こういうふう

に考へて

い

わけではござい

ます。

○細川(律)委員 それでは、最後になります

が、

今回改正をされなかつた事項などで日弁連などの

方からもいろいろこれまでに提案がござい

まして、例えば罪刑法定主義の明文化であるとか、あ

るいは刑法二十四条二項の問題、あるいはまた公務執行妨害罪への罰金刑の新設、あるいは強盗傷

人の法定刑の変更の問題など、こ

ういう点につ

いて

てもいろいろ提言があつたわけなのですけれども、

今回改正されなくて大きな問題を残すような

ことにもなりませんけれども、これらについて今後

どういうふうにするのか、その作業について、

もう細かいことは結構でござい

ますが、簡単に説明をしていただ

きたいと思ひ

ます。

○則定政府委員 今御指摘ござい

ました何点かのうち、ウエートとして大小幾つかあるかと思ひ

ます。例えば罪刑法定主義の問題とい

うのは相当大きな問題でござい

ます。これらの問題につきま

しては、今後全面的な刑法の改正とい

う作業の過程で検討していくべき問題であ

ろうかと思ひ

ます。

一方また、この強盗致死傷罪等の法定刑の下限

の問題等はもう少し至近の問題であ

ろうかとい

う

気もいたしてござい

まして、これらにつ

きま

して

は、今後い

わば時代の要請に合った現行刑法の手

当てを行うよ

うなときに検討すべき課題であ

らう

か、こ

ういうふうな感じ

でござい

ます。

○細川(律)委員 終わります。ありが

とうござい

ました。

○中島(洋)委員長代理 枝野幸男君。

○枝野委員 さきがけの枝野幸男でござい

ます。

今回の刑法の改正案につ

きましては、その用語をわかりやす

くするという趣旨、私は、党内でこの法案の了解をとり

ますときの説明のときには、ようやく刑法が日本語にな

りますという説明の仕方を見せていただいたのですが、午前中の参考人の方からも遅きに失したぐら

いではないかというお話もあつたところでござい

まして、大変結構ではないかと思つてござい

ます。

確かに午前中の参考人の先生のお話にもあり

ましたとおり、まだまだわかりにくい。私も弁護士

の端くれでござい

ますので、ある程度難しい方が弁護士

の商売にはいいのかなというふうな気がし

ないではないのですが、やはり可能な限りわかりやすくする

というのが趣旨だと思ひますので、今後ともそういった努力をして

いただくという前提に立ちま

して、大変結構ではないかと思つてござい

ます。

ただししかしながら、先ほどの細川先生の質問にも

ござい

ましたとおり、内容面も含めた刑法の改正という問題が、い

よいよ現代用語化されたことによりましてどうな

つていくのだろうかということ

が大事な問題になってくる。口語化、現代語化とい

うことだけでこれが終わつてしま

うとすれば、そして当面の間内容面の再検討とい

うものが行われ

ないとすれば、それは決して歓迎すべきことではない

かと私は個人的に思つてござい

ます。

そこで、先ほどの細川先生の御質問にもいろ

いろ出てござい

ましたが、今後刑法の内容面の検討、議論、調査等につ

いて、本

当は時期的な見通しとい

うものをいただければ一番いいので

しょうが、それはなかなかいろいろ

な利害の調整があつて困難だと思ひ

ます。どう

いった場で、どう

いった機

会

議

録

第

五

号

平

成

七

年

三

月

二

十

八

日

法

務

委

員

会

議

録

第

五

号

第

一

類

第

三

号

第

一

九

号

第

一

類

第

三

号

関で検討していく御予定であるのか、そういった点での見直し、枠組みとしての見直しをお教えいただければと思います。

○則定政府委員 刑法の実質的な全面的改正の問題でございますが、これは先ほど申しましたような従来の経緯をたどりまして、昭和四十九年に法制審議会から答申を得ました「改正刑法草案」というものの、そのものを自体をそのまま法案という形で国会の御審議を煩わすということは非常に困難な状況になっていることは、率直に申し上げて間違いないわけでございます。

その後、また社会犯罪情勢の変化というものもございます。それからまた、国民の価値観の変化というものもございます。あるいは刑罰観、刑罰についての考え方の変遷といったものもございます。

したがって、私ども刑事局の中でこの刑法の改正の問題について専門的に担当する部局を設けておるわけでございますが、なお相当長時間をかけて、事務的に、また学者その他の方々の知恵もかりながら、成案をまとめていく必要があるのか、こういうふうな思っておるわけでございます。ここ数年のうちに国会の場で御審議をお願いしたいというほど、実は大方の合意の得られる内容を取りまとめるには至っていないところでございます。

ただ、今後例えば海洋法条約の批准等々の問題が現実化してきましたときに、やはり刑法の内容についてもそれなりの手当てを生ずると思われまします。そういったときに、その時点で特に急い刑法の内容的な手当てをする事項があるということになりますれば、あわせてそれらも取り込んだ改正ということはまず当面考えなければならぬ課題であろうというふうに考えているわけでございます。

○枝野委員 大筋としてはそういった方向でやっていたのかと思っておりますが、「改正刑法草案」というものの、立派なものが既にあるという事実、これを先ほどお蔵入りという表現が使わ

れておりませんが、もったいないと言えども、いいのかもしれないが、時代も大きく変わっておりますので、広い意見を聞きながら、日弁連なども熱心に勉強されておるようであり、学者さんたちもいろいろ検討されておるようでございます。幅広い意見を特にオープンに集めることができるように、聞くことができるように、そうした場をこれではできるだけ早くつくっていただいた方がいいのではないかと。そこでさまざまな利害、さまざまな意見というものを表に出して、オープンにした上で議論をしていくという形をぜひつくっていただきたいという要望をさせていただきたいと思っております。

さてそこで、今後この刑法の内容的な変更というものを議論していく上で、先ほど来話題になつておりますサリン事件と関連をいたしまして、若干の質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、客観的な現状の問題といたしまして、例えばこの間、先日地下鉄のサリン事件で亡くなられた方が出たというふうなあの犯罪態様を見ましたときに、現在の刑事法体系上どういった犯罪があれば、現在の刑事法体系上どういった犯罪の構成要件該当性という意味でどういった犯罪の構成要件に該当するのかわかりません、現状の事実関係を確認したいと思ひます。

○則定政府委員 刑法の観点から考えてみますと、最終的には収集された証拠に基づきませんと有権的に成立する罪がこれであると決めつけられませんが、これまでもあらわれております事実から見ますと、あのような致死性の極めて高いガスをあのような形でまくという行為は、当然のことながら殺人なりあるいは殺人未遂なりということになるかと考えられます。

そのほか、先ほど警察庁の方から御答弁ございましたが、現行法令ではサリンそのものについて規制があるのはその所持等についての罰則というものは、どうも私どもの承知する範囲では見当たらないということでございます。

○枝野委員 そこで、そのサリンというふうなうやらほかの用途というのとは考えられないような毒物、劇物というものが、これまで残念ながら取り締まられていなかったという状況の中で、先ほどの質問で、警察庁でこれに対応する取り締まりの法令を準備しているというお話でございます。これは当然罰則を含んだ法令になると思ひますが、特に刑法、刑法は法務省管轄、刑事局の管轄でございますが、これを警察庁で検討をされていく。どうして法務省の刑事局ではなくて警察庁で議論することになるのか、このあたりの仕切りはどうなるのか、法務省と警察庁からそれぞれに御答弁いただければと思ひます。

○則定政府委員 現在、警察庁におかれて立案中の法案の正確な姿というのは、まだ私もつぶさに知らないわけでございますけれども、先ほど御答弁ございましたように、一つは、所持なり製造なりのことについての処罰、あるいはそれを散布、発散させた場合の処罰ということのほかに、私どもの承知しているところですが、極めて危険性の高い物質でございますから、それについての各種の規制なり、あるいはその所在がわかったときの警察権限、例えば立入禁止その他所要の措置を行うといったようなこと、あるいは高度の科学的知識を要するというようなことで、関係省庁の協力要請についての所要の規定とか、こういったことを置かれるのではないかとこのように考えているわけでございます。

そういったしますと、単に特定の行為について処罰するというだけの法律じゃなくて、関係所管省庁におかれて必要な行政措置なり規制措置なり、あるいは警察権限を発動させる根拠となる規定を盛り込んだ法律でありまして、その一部に、先ほど申しましたような形態について処罰する、こういう規定でございます。

そこで、一般的に申しますと、そのような場合は規制法といえましょうか、仮に刑事罰を含む法案でございますけれども、各種の規制やその他の行政措置等が含まれ、その一部に罰則があるような場合

合には、これらの行政措置等を所管される省庁が立案されるというのが従来から多いわけでございます。刑事罰を含むからといひましても、必ずしも法務省が所管するものではないというふうな御理解いただければと思ひます。

○篠原説明員 お答えいたします。現在、警察庁におきましては、サリン等を取り締まるための特別立法ということで、原材料の不法所持等につきましての取り締まりというものを考えているわけでございますけれども、先ほどの法務省刑事局長の御答弁にもありましたように、不審物発見等の、サリンと思われるものの発見等の場合の行政措置権限等につきまして定めるところというふうな現在検討を進めておるところでございます。

そういう点におきまして、警察庁所管においてなじむかというふうに考えておるところでございます。

〔中島洋委員長代理退席、委員長着席〕

○枝野委員 非常にわかつたようなわからないようなお話なんですが、例えば行政的な取り締まりという側面では、サリンの取り締まりについては通産省所管で法律が一本あつて、ほとんど罰則などダブルで警察庁がなされるということになるわけでございます。今法務省との関係の説明でいくと、今度は通産省と警察庁との関係がちょっとわかつたかぬという気がいたします。

ちよつと、これは通告してなかったのでお答えできれば結構ですが、通産省と警察庁との二本の法案の仕切りというのか、違いというのか、それをお答えいただけますか。

○篠原説明員 お答えいたします。通産省所管の化学兵器禁止法案につきましては、条約実施法という体系におきまして、基本的には流通規制、行政的な面での流通の無許可可あるいは無届けといった面につきましては規制が主になつておるというふうな承知をしております。私どもの方につきましては、サリン等の毒性自体に着目いたしましたので、これにつきましては公

其の危険の防止という観点からの取り締まりという観点での法規制を考えておるところでございます。

○枝野委員 役所のサイドから物事を見ていくと非常になるほどという話なんです、そういう法規制を受ける国民の側から見れば、同じことについて何で二つも法律があつて、わけわからぬなという気になるのではないかなと思います、ちよつと視点をずらしまして、警察庁の所管で、今度のサリンの取締法のような警察庁所管の法律で、ある面では刑法の特別法的な側面のある法律、刑罰法規が、罰則が設けられているような法律、どういったものがあるのか、全部はきつと挙げられないかと思いますが、典型的な例を教えてくださいませんか。

○篠原説明員 お答えいたします。

警察庁におきましては、現在のところ罰則のみを定めた法律という意味におきます刑事法は所管をしておりませんが、私どもの方で例を挙げますれば、銃刀法がございます。また、いわゆるネズミ講のような無限連鎖講防止法というものが、これが処罰的なものであるという状況でございます。

○枝野委員 さて、そこでございますが、私も弁護士でございますので、司法修習で検察修習をやらせていただきました。そのときに非常に驚きましたのは、日本にはこんなにたくさん刑罰法規がある、罰則を定めた法律があるということでございます。

たまたま私が検察修習中にやらせていただいた事件の中には、宮城県飼犬条例という条例があります。そこで、飼犬が他人を噛んだらその条例に基づいて罰則を科すだなどという、そんな刑罰法規がありまして、こんなもの、だれが知っているんだ、警察がその容疑で逮捕をして送検をされてきた事件です。宮城県の警察がそういった条例があるということと逮捕をして送検をしてきたということでございますが、どうもそれが気になりましたので、検察庁にありま

す法令大全というんでしょうか、日本じゅうの法律が全部載っているはずのものをべらべらめくっていきますと、本当にさまざまな刑罰法規がある。

これはお答えをお願いするのはちよつと酷だと思います。お答えは求めませんが、恐らく警察官の皆さん、検察官の皆さん、何か一つの犯罪的行為が行われたときに、果たしてこれがどの法律のどの条項に違反をしているのかということについて、そういったものを調べずに一通り想像がつく方というのは、恐らくいらっしやらないではないでしょうか。

しかも、今申しましたとおり、さまざまな法律に分散して今のようなものがある。例えば、今度のサリンが通産省の法律と警察庁の法律でできれば、サリン事件が起こったときに少なくとも二つの省庁の別々の法律の両方を司法当局としてはチェックをしなければならぬということになるんだらうと思います。こうした例は、恐らく少なくはないのではないかと。

これは、それ自体、検察官の皆さん、警察官の皆さん、こういった複雑な犯罪というものがいろいろ出てくる中で、その事務といいますが、御苦労が多くなるという意味で、非常に煩雑だとも思っています。逆に、実は今回のサリンの法律が、取り締まる法律がないということを知りましたときに、全体として、こういった行為が起こったときに処罰をする法律があるのかないのかというのを完備して、把握している部署が実は存在しないのではないかと。警察庁、法務省としても、何か事件

が起こればそれについてどういう法律、罰則があるのかということにはチェックをできるんでしょうが、一般的にふだんからこういった、例えばサリンのようなものが出てきたときに、これについて取り締まる罰則法規、あるのだろうかということを一括してチェックする場がないのではないかと。いうことを思ったのでございます。

実は、私、今与党の行政改革というプロジェクトチームに入っております。規制緩和の問題を

やっております。規制緩和、その緩和の対象になる規制というものがさまざまな省庁にまたがって行われています。一つの事象、例えば家を建てるなら家を建てるという事象について、建設省が関係したり、農林省が関係したり、通産省が関係したり、消防庁が関係したり、いろんなところで関係をしている。実は、どの省庁も自分のやっている規制はわかっています。隣の役所が何をやっているのかはわからない。わかっているのは規制を受けている当事者、一般国民だけであるというような事情があつて、これが実は余計な規制をたくさんつくってしまった。規制のすき間に穴をあけてしまったというのではないかと。

今回規制緩和をやっております。結果についてはなかなか、特に野党の皆さんからは足りないという御批判をいただくのかもしれない。規制緩和というところを取り上げて、とにかく全体像を把握しようとしたということ。重なりが見えてきたり、重なった結果として穴があいているところが見えてきたり、非常にそういった意味はあったのではないかと。

この刑罰法規についても、実はそういった意味で法務省の刑事局が全体像をきちんと把握するようシステムを、そしてその全体としての刑罰法規体系というものをきちんと、何と云うのでしょうか、ブラッシュアップしていくというのでしようか、そのようなシステムというものが必要ではないだらうかというふうにお思っているのですが、このあたりについて法務省の御見解をいただければと思います。

○則定政府委員 今の御答弁と先ほどの御質問に対する答弁とちよつとダブらせたいような形になるわけでございますが、先ほどの御質問のサリンの規制法案等々、これは罰則がついていないというところでございますが、それは警察庁が現在立案中と。その中に罰則が盛り込まれるという場合には、政府内部におきまして法務省の刑事局、私どもの部局の方にその立案過程で協議を受けるということになっております。そこで先ほどの後者の質問

に関連するわけですが、いわば刑罰体系等から見て整合性があるかどうか、あるいは合理性があるか、あるいは構成要件的に問題がないかどうか、こういったことにつきまして実は私どもの方から意見を申し上げておるわけでございます。

そういう必要性もございまして、私ども刑事局におきましては、全法律の罰則一覧というのを実はつくっております。重いものから軽いもの、あるいは罰則規定はどうでありますとか、規定ぶりはどうでありますとか、こういったことを実は執務の必要上、整備しておるわけでございまして、そして新しいデータをどんどん加えておりまして、そういう意味では罰則運用官庁という形、これはまあ警察が現場でございすけれども、全法律についての罰則について一元的に把握はさせていただいておるわけでございす。

そこで、最後の質問についての御答弁ですが、できるだけ規制緩和といひましようか、刑罰体系につきましても国民にわかりやすくしていく努力ということには必要だらうというふうにお思っております。わけでございますが、何分行政各分野にわたりますしてそれらの規制の担保ということで罰則を盛るという必要性も、これもまた否定できないわけでございます。それらにつきまして、できるだけ簡明にということもよりでございますが、私ども刑法の周辺部分の法律等につきましても、できればそれを一元的に刑法典の中に盛り込むという考え方もあるわけでございます。

今後、先ほど申しましたような全面的な刑法典の改正ということが現実化いたす場合には、そういった御指摘のような観点からできるだけ一元的な刑法典といひましようか、実質的な刑法の内容を一つの法律の中に盛り込むということについても十分検討していかねばならないと考えております。

○枝野委員 ぜひ今の方向で、逆に、例えば刑法典から外した方が、外すという方向になっているので、あのアヘン煙などが刑法典にあって、覚せい剤は入っていないのかということ

盾とか、さまざまな問題、実は整理しなければならぬだろうと思います。

ぜひ国民にわかりやすいという意味では、先ほど法務省内部で、部局で罰則、刑罰法規の一覧のようなものがあるというお話でしたが、これは恐らく、例えば六法全書だなどというのには素人でも買ったりしますが、六法全書を買う人のニーズとしては、そういった資料があったりすれば実は本当は便利なのかなという気がいたします。

これは公開をされているのかどうかという点、お答えいただけますか。公開をされているのであれば、公開できないのか。例えば刑事法などを得意にしている弁護士なんか大変ありがたいのではないかなと思います。この点、公開しているかどうかという事実関係、お答えできませんければ、ちょっと検討いただけるかどうかということになります。

○則定政府委員 今ちょっと確かめてみますと、日本法規、これは大法規集がございますが、そこに「刑罰法令一覧表」というのがあるようでございまして、私どもが日常使っておりますのにやや似たようなものが現に公開されているようでございします。念のために。

○枝野委員 さてそれで、時間もなくなつてまいりました。もう一つ刑法改正に絡んで、中身の改正に絡んでお尋ねをしたい問題が死刑制度の問題でございます。

当然、刑法の中身の改正というものを議論していけば、罰則としての死刑というのをどう扱っていくのかということが避けては通れない問題ではないのかなというふうに思っております。現在、法務省あるいは法務省の関連する審議会等がこの死刑の制度についての検討をしているような機関が現時点で存在するかどうか、もし存在するとなれば、どういった場がそういった場になり得るのかという点についてお尋ねいたします。

○則定政府委員 考えられる場といたしましては法制審議会、特にその中の刑事法部会ということになろうかと思ひます。場所の設定としてはそ

ういうところだろうと思ひます。

○枝野委員 法制審の刑事法部会のメンバー、何か非公開というふうな聞いておりますが、具体的なところは余り踏み込まなくても結構ですが、そういった場合に例えば矯正、保護の関係、専門家、あるいは法哲学などを中心とする哲学の専門家というものは入っていらっしゃるのでしょうか。

○則定政府委員 法制審議会刑事法部会の委員につきましては、法制審議会令に基づきまして、矯正、保護の分野を含めましての刑事法全般について深い学識と経験を有しておられる委員の方々が任命されておられるわけでございします。

その法哲学という点につきまして、法哲学プロパーということではございしませんで、刑事法にいたしましては法哲学を踏まえた上でのそれぞれの刑事法専門分野、こういうことになろうかと思ひます。

○枝野委員 この死刑の問題というのは、実は恐らく法務省以上に政治家のサイドの方がいろいろと考えているのかなと。実は私の一年半余りの短い議員生活の中でも、いろいろなところからアンケートのものが参ります。あなたは政策についてどう考えているのですかというふうなときに、必ずと言っていいほど、さまざまな政策分野についてお尋ねになるようなアンケートがあります。

きに、死刑制度についてあなたの考え方はどうですかというの、本当に必ずと言っていいように実は問われております。原則としてそういったアンケートに私は全部答えるようにしておりますので、非常に苦しいな、お答えが難しいなと思っております。非常にこの問題については、今ここで簡単によしあしを判断できる問題じゃないだろうと思っております。

例えば、私は従来個人的には、死刑そのものは廃止をして、そのかわり無期懲役は本当に無期懲役なんだ、現時点で死刑に該当するような人は一生刑務所から出てこないんですよという制度を担保するというようなことがいいのかなと。

収容しておくというところで若干コストはかかるかもしれませんが、そのコストはやむを得ないコストじゃないかなというふうな理解をしております。た、実は先日、法律家でも何でもない友人とそんな話をしておりましたら、タカ事件みたいなことがあったらどうするのかなと。要するに、現時点では死刑に該当するような事件で、じゃ一生刑務所に入れておけばいいやという、何かテロみたいな話で超法規的な措置として、死刑に本来なら該当するような刑務所に無期で入っている人々たちを出さなきゃならなくなるようなことになつたら困るんじゃないかなという、なるほど、逆に専門家でないからそういった発想というのは出てくるのかな、そういったところまで考えていかなきゃならぬのかなというように思ひます。

また、そもそも死刑にすること、あるいは一生刑務所に置いておくこと、当該被告人にとつてどちらがつかいのかどうなのかというところとは、非常にその人生観といひますか、宗教なども絡んでくるのかなとも思ひます。深い問題でございします。

いずれにしても、こういった問題を短期間で結論を出すことは非常に危険なことだろうと思っております。さまざまな側面から、それは刑事政策的な側面はもちろんでございしますが、今申し上げたようなさまざまな視点から慎重に議論をしなければならぬし、なおかつ、国民のコンセンサスというものを含めて議論をしていかなければならぬ問題だと思っております。

そうした意味では、恐らく今お話のありました法制審の刑事法部会というの若干狭いのかな、そしてなおかつ、その性質上、どちらかといへば公開性が余りない部分じゃないかなと。むしろそのろろ広く、その方向性、どちらという方向ではなく、少なくとも死刑の廃止論というのが世論の中で一定の力を持っている現状でございしますから、どこかの場でちゃんとオープンで議論をしていこう、考えていこう、勉強していこうという場

をそろそろお考えをいただいてもいいのではないかなというふうな思っておりますが、この点についての御見解をお願いいたします。

○前田国務大臣 死刑制度の存廃に関する議論でございしますが、国会、なかなかすぐ当委員会でも今日までもかなり議論をいただいておりますところでございますし、また国会全体でも議論等もございまして、活発な御議論をいただいておりますのでございまして、また市民レベルでも幾つかのシンポジウムが行われたり、数多くの議論をされておるところでございます。

死刑制度の存廃については、こうした幅広い御議論に十分配慮をしながら、かつまた、国家の社会正義の実現等々の観点から、また先生おっしゃるような無期で死ぬまで入っている云々等々まで含めた、まさに慎重に検討すべき問題が極めて多くございします。

そうした中で、昨今の世論調査の結果、ここ数年によりまして、国民の多数の方はやはり極めて凶悪、重大な犯罪者に対しては死刑そのものがやむを得ないという、死刑制度そのものの存置というものを望んでおられる方が大体今まで六割以上七割弱、六割と七割の間を行ったり来たりしております。

その結果を踏まえ、また昨今、けん銃、毒物殺人、それこそ尊属等の、あるいは保険金目当てで子供を殺すなど、極めて凶悪重大事件が発生しておる状況からかんがみまして、国民世論も直ちに死刑を全面的に廃止することは適当でない、かように世論は考えておられる、かように認識をしております。

政府として死刑の制度について議論をすべき新たな場をつくるということについては、まだその段階ではないかな、しかし、国会を初め、広く御議論いただくとこのことの中で我々も慎重に対応していきたい、かように考えておるところでございます。

○枝野委員 御趣旨はよくわかりますが、例えば、凶悪犯罪増加とかという問題についても、視点を変えれば、無期懲役と死刑との間があき過ぎ

ていて、無期懲役では軽いんだけど、死刑にはちょっと重いなどという話が実は現実問題として僕はあると思うのです。無期懲役、現実問題として十五、六年たてば出てきてしまう。もうちょっと入れておきたいな、だけれどもその上になると死刑になっちゃうという話は間違いなくあると思いますし、さまざまな見方があると思うのです。

そして、どうしても、政府が音頭をとって、あるいは法務省が音頭をとって何か場を設けるとなると、どちらかの方向で一定期間内に結論を出す、これまでの例が、ほとんどそういった会といふのはそういうものでございまして、なかなか難しいとは思いますが、むしろ、その方向性とかというものはそんなに簡単に決まっちゃう、五年、十年かけて、とにかく議論だけじゃないものかというところの御提言をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○金子委員長 山田正彦君。

○山田(正)委員 今回の刑法の改正ですが、今まで私どもは片仮名文語体の刑法でずっとやってきたわけですが、今新しいこの現代用語化された条文をさつと読んでみますと、確かになじみやすいというが、国民一般には受けるのじやないかな、そんな感じで非常にいいことをしてくれて、そう思っております。どうか、この基本的な刑法、刑事訴訟法の条文だけではなくて民訴とか民法、そういうこともひとつぜひ早く現代用語にしてみたい、そして、法律が一般国民に親しみやすいというが、わかりやすい、平易にそれが日常利用される、そういう形になってほしいものだ、これは私も政治家の責任でもあるかな、そう思ったところでございます。

今回の改正の中で二つだけ、実は刑法第四十条の痴癡者の行為に関する規定を削除することになったっておりますが、もともとこれは私ども一つの差別だと思っておりましたので、当然のこと

かな、そう受けとめて歓迎いたしております。またもう一つ、刑法二百条の尊属殺規定について、最高裁判所でも違憲判決が出されて二十二年過ぎているということですが、私も最初、法律の勉強をするころ、もう三十年近くになりましたが、そのころから尊属殺についてはいろいろな判例の勉強の中で、確かに非常に悲惨なところか、かわいそうな、涙なしでは聞けないような、読めないような、そういう数々の事案を私も拝読させていただいておりましたので、これはあれから考えてみれば三十年、むしろこの尊属殺についての加重規定の削除は遅過ぎたのじやないかな、そんな感想をいたしておるところであります。こういうことで、今回の刑法改正については私は全面的に賛意を表するものでございまして、

ところで、今回の改正以外には刑法について実質的な改正を行う必要があるのではないかと。私の知っているところでは、法務省では昭和四十九年でしたか、法制審議会から、いわゆる「改正刑法草案」の答申を受けて刑法の全面改正に入った、そういうふうにお聞きしておりますから、それから約二十年たっているところなんです。そうしますと、一言で二十年といっても大変な期間でございまして、それで、今回一気にとこの刑法ではないでございまして、せつかく現代用語に変える、こういう一つの大改革でございまして、その際に、そういう刑法の全面的改正作業、これも一緒にやらなかったのか、そしてこれが現在どうなっているのか、それをお聞きしたいと思っております。

○則定政府委員 今回の御審議いただきます刑法の改正法案、これは文字は全面的に書きかえてはおりますけれども、中身は現行法と全く同様にすることにむしろ精力を費やしたというところでございまして、この点をできるだけ早く御審議いただき、成立させたい、国民の皆様方にできるだけ平易化された、現代用語化された法律で、その刑法というものの内容を知っていただきたい、こういうことでございまして、おっしゃいますような実質的

な内容の必要性、これもあるわけでございまして。しかしながら、昭和四十九年のその法制審議会の答申以降の経過にかんがみますと、比較的短時間に大方の合意を得るということが極めて難しい点もまた事実でございます。

そこで、先ほど別の御質問の機会に御答弁させていただいたように、今回はまずその表現の平易化を最優先でやっていたしまして、それを踏まえて、今後所要の改正措置について鋭意検討してまいりたい、こういうことでございまして、御理解いただければと思います。

○山田(正)委員 とところで、この「改正刑法草案」の中に治療処分、禁絶処分といった保安処分が盛り込まれて、これが一つの目玉であったと思っておりますが、実は、精神障害者による事件、刑事事件、これはかなり深刻な問題がござい

ます。私も本心に心配し、またよく知った事件としては、平成二年十月に衆議院議員の丹羽兵助先生が名古屋の陸上自衛隊第一〇師団の式典に來賓として出席中に、精神分裂病患者で入院しておいた者がまさにナイフで刺した、そして亡くなったという不幸な事件もございました。

こうして考えてみますと、この犯人は、結果として心身喪失で不起訴処分になったと聞いておりますが、平成五年の四月には東京都の足立区で、精神分裂病の男性が隣の部屋に侵入して、ひとり暮らしの六十五歳の女性をバットで殴って殺して、そして同じ都営住宅の別の部屋に侵入して、ナイフで一家四人を脅迫して監禁した。こういういた恐ろしい事件も起きておりますが、これもまた心身喪失によつて不起訴処分になった、そう聞いております。

また最近、近いことでは、昨年の十月に東京の青物横町駅構内において医師が、かねてから治療を受けていた患者からピストルで殺された、銃殺されたという事件がございまして、これもまた、新聞等の報道によりますと、精神障害者の行為ではないか、そう言われているようです。

そうなりますと、いわゆる心身喪失で刑事責任能力がないとされるような、そういう人たちが私どもの日常生活にかなり野放しになっておると思いますが、こういう精神障害者の犯罪について、まず実態についてわかれ御説明願いたいと思います。

○古田政府委員 精神障害者あるいは精神障害の疑いのある方が犯した犯罪、これがどの程度あるかということでございますけれども、警察庁の統計によりまして、平成五年につきまして罪種別の人数を見ますと、凶悪犯につきましては、殺人が百四十四名、これは一・八％程度になります。それから放火が百十三名、強盗が四十五名、強姦が十一名となっております。それから傷害、傷害致死、暴行等につきましては二百九名となっております。

これらにつきまして、平成元年から平成五年までの五年間の推移を見ますと、全体としましては、強盗がやや増加傾向にあるということが言えるかと思いますが、ほかはいずれも横ばいあるいはやや減少、そういう状況にあるように承知しております。

○山田(正)委員 精神障害者のこういった殺人とか強盗、強姦などの事件が、今のお話によりますと全体で毎年大体七、八百人ぐらいでしょうか、重要犯罪というが、そういうものがいわゆる横ばいで推移しているということですが、これだけの犯罪が毎年こうして行われてきているということは、今でも我々まぐらくして眠れない。ぜひこの問題については早く、慎重にこの予防処分といったものについて、保安処分といったものについてはぜひ法制化の方向で進めていただきたい、そう思っております。

今回の刑法改正についてはそういうところで、実は直接改正とは関係ないのですけれども、私はサリンの事件ではなくて、無国籍者の問題等についてひとつお聞きしたい、そう思っております。

実はことしの一月二十七日に、無国籍のアンデレちゃんという、これはフィリピンかどこかはつきりしないのですけれども、その子供さんに対する最高裁の判決が出まして、そして日本の国籍がやっと認められたわけです。これは私も大変歓迎するところであります。

これは裁判においては、第一審は、父母ともに知れないと認められるということで、いわゆる無国籍者として日本の国籍を与えるということが認められたわけですが、第二審において高等裁判所では、いわゆる立証が十分でないということで却下された。最高裁において初めて認められた。そして新しい判例として私も法律家の間でも随分話題を呼んだことであります。この件につきましてみたい、自分の母親もわからない、父親もわからない、ただ日本人の混血であるようだ、そういった子供の数というのはこの日本で今一体どれくらいいるものか、法務省の方で調べられた範囲でお答え願えればと思います。

○塚田政府委員 平成四年十二月末現在で、外国人登録を受けている者で無国籍として扱われている十四歳以下の者、これを無国籍、小さな子供という意味で無国籍と考えるわけでございますが、それは二百十八名でございます。

ただ、外国人登録におきまして無国籍として取り扱われる者には、本来の無国籍者のほかに国籍不明の者も含んでおります。その割合がどのようなものになっているかは明らかではございません。なお、大人まで含めて無国籍者の総数は千五百二人ということになっておりますので、参考までにつけ加えてさせていただきます。二年に一回、私ども年齢別の集計をしておりますので、今申し上げたこの平成四年十二月が一番最近の数字でございます。

○山田(正)委員 この無国籍児でございますが、いわゆる国籍がない子供、片親は日本人である、これはほぼわかったと思うのですけれども、その中で、そういった人たちが一体、日本において

はいろいろな、病気になったり国民健康保険とか、あるいは食べられなくなったり一種の社会保障制度がある程度充実されてきておりますが、同じ人間として生まれながら、その点において大変何もできない。そういう形で差別と申しますか、非常に悲惨な扱いを受けているのではないかと思いますが、その点はいかがでございますか。

○濱崎政府委員 日本国籍を有する者と日本国籍を有しない者、これは外国人それから無国籍者も含むわけでございますが、そういう方との間で、いろいろな行政の場面での取り扱いの違いがあるかということも私もつまびらかに承知しておりますけれども、無国籍の人あるいは無国籍の子供ということに限って申し上げますと、無国籍者は、これは申し上げるまでもなく、いずれの国にも所属していないわけでございますので、自己の権利として居住することができない国がないということ、また、その居住国において不当な取り扱いを受けた場合においていわゆる外交的保護権を行使する国がないということ、それから、いずれの国の旅券も取得することができないということ、外国への移動が制限される、そういった不利な点があるものと承知しております。

○山田(正)委員 しゃくし定規にそう言われればどうしようもないのですが、そういった意味で、本場に私どもと同じ人間として何らの保護も受けられずにいるということになっていると思うのですが、国の責任として、法務省として、そういった二百十八名はいる無国籍児に対して何らかの積極的な国籍取得させるとか、恐らく無国籍といふのはそれなりの理由があつて、父母がともに知れないとき、アンデレちゃんの場合は裁判ができたのでそうならなければならない、裁判もできない者に対して積極的な救済の方法というのは全く検討されていらないものかどうか、その辺、ちょっと一言だけで結構ですが、お聞きしたいと思っております。

○濱崎政府委員 御指摘のアンデレちゃん事件の件は、これは委員も御案内のとおり、「父母がとも

もに知れないとき」という要件に該当するかどうかという事実認定の問題、あるいはその事実認定に当たつての立証責任の問題ということであらう判決が出たわけでございまして、私も無国籍事務を所管する立場といたしましては、その判決の趣旨を十分踏まえて、これからの国籍の認定という事務に当たつていきたいと思っております。

これも御案内のところかと思ひますけれども、我が国の国籍法は、原則として父、母の一方が日本人である場合にはその間の子供は日本国籍を取得することとしておりますし、また、日本で生まれた子供の父母がともに知れないとき、あるいは父母がともに無国籍であるというときにも、その子供は日本国籍を取得するという制度をとっております。こういうことで無国籍児の発生をできるだけ防止するという国籍法の規定になっておるわけでございます。

しかしながら、極めて限られた範囲内でございますけれども、無国籍児が生ずる場合もあるということでございます。このようないわゆる無国籍児につきましましては、帰化という場面において、特に要件を緩和した簡易な手続で帰化をすることができ、そういうことで国籍の場面での発生を無国籍者の発生防止あるいはその解消ということを考慮しておるところでございます。

○山田(正)委員 この無国籍児が日本でそれくらい、もつと確かな数字で、不法滞留者だけで二十九万人いるんじゃないか、そう私は考えております。

じゃ、どうしてこういう無国籍児が生まれてくるのか。この問題では、フィリピン女性が日本に興業とかその他の名目でいわゆる出稼ぎにやってくる。そして、日本の無責任な男性との間にこういった子供が生まれてき、そして今フィリピンでは、約一万人の日本人男性による、そしてフィリピン女性との間の子供が存在をして、いわゆるジャバノ、フィリピン人と日本人とのいわゆるあいのこという形で呼ばれている、そう言われて

おります。

こういった問題にしても、なぜこういうふうになつてきたのか、いろいろな問題があると思ひますが、一つは、日本で例えば水商売とか何かで働いていた女の人をフィリピンまで追いかけていて、そしてその人とフィリピンで結婚する、子供が生まれた、向こうで結婚する。そして、あるとき突然日本に帰つてきた、それで日本でまた新しい日本人の妻と結婚する、そういうことも現実に起こっているようであります。これは、日本の法律で見れば明らかに重婚ということになると思うのです。

現実に、これは具体的な例が既に重婚として戸籍に記載されている届け出もある。日本の戸籍に日本人の妻としてまず記載されておる、そこに、その方がかつてフィリピンで結婚しておつたということがわかつて、そしてそれがまた日本の戸籍にフィリピンの妻ともいわれる二重に記載されているということがあつて、聞いております。形だけでも向こうでの結婚が日本の戸籍に記載されればまだいい方ではありますが、そうではなくて、実は勝手に向こうでは結婚しておいて、そして日本では結婚していないんだと言つて日本人の妻と結婚する、こういう例が多いと聞いております。

そこで、私は、向こうのフィリピンの戸籍上に結婚としての届け出がなされれば、これが自動的に日本の戸籍にも記載される、そうすれば、このような問題は起こらないんじゃないか、そう思ひますが、そういったフィリピンと日本人の二世の問題、いわゆる混血児の問題も含めながら、この問題を法務大臣としてどういう姿勢で考えたいのか、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○前田国務大臣 ジャバノ問題は、これは単に日本人男性とフィリピン女性とのいわば婚姻だけの問題ではなくて、今や両国間の大きな政治課題になっておるわけでございまして、私どもとしても、この重大な問題を何らかの形で解決あるいは啓蒙、啓蒙をしていくことが極めて肝要な大事なことであらう。特に、今日、外交的なレベルにま

で至つておるといふ認識のもとに、厳しく認識いたしておるところでございます。

○山田(正)委員 このジャビーンの問題は、去年、村山総理とフィリピンの大統領との間でも話されておりますが、フィリピンにおいては、上院議員とか下院議員の間でも、この問題をかかなり大きく、そして深刻な問題として扱つておるようでありました。私もこの日本の衆議院の法務委員会においても、この問題は人権の問題でもあり、私も日本の責任でもあり、政府の責任でもある、その点で鋭意せひひとつ真剣に取り組んでいただきたい、そう思つて私の質問を終わらせていただきます。

○金子委員長 正森成二君。

○正森委員 私ども日本共産党は、今回の刑法の一部改正に賛成でございます。そういう立場でございますが、幾つかお聞きしたいことがございまして、刑事局長や前田法務大臣に伺いたいと思ひます。

きのう質問を通告しましたときに、刑法改正の経緯についてもお答えいただくことになつておりましたが、経緯といひましてもそれこそ長うございまして、御迷惑をかけてもいかぬと思ひますので、そのうち一部をはしりませんが、私の質問に必要な限度で私の方から申させていただきます。

それで、ある程度はしつておりますが、法制審議会で刑事法特別部会が一九七一年十一月に部会案を決定し、翌年三月に「改正刑法草案」、通称要綱案と言われておるようですが、発表されてから、この年の四月からこれに対する法制審議会の審議が開始されたと承知しております。

この要綱案では、一、現行刑法を現代用語に書きかへること、二、現行刑法を超える処罰範囲の拡大、重罰化、保安処分の新設を実現することを内容としておりました。このうち、この二の点が要綱案の実質的内容だつたと承知しております。その結果、法制審議会総会は、一九七四年の五月二十九日、法務大臣に対し「改正刑法

草案」を、「宣告猶予」の部分を除いただけで、それ以外は要綱案のまま刑法の全面改正として答申したと承知しております。

これに對しまして、各方面から非常に大きな反對運動が起りました。その中でも、関係者としては日弁連の反對が一番大きかったように私も思つております。

それで、日弁連の方といたしましては「改正刑法草案」に対する意見書」を採択したと承知しております。その中で、草案に対する意見書の第二版というのがその後出しましたが、その中では、前文で次のような日弁連の基本方針が明記されました。

1 草案のうち、現行刑法を超える処罰拡大・重罰化・保安処分新設の部分が草案の実質的内容であり、日弁連は、その実質的内容の白紙撤回を求め、

2 日弁連は、草案のうち、現行刑法を現代用語に改め、弁護士会内外の意見が大きく一致すると認められる若干の規定を部分改正することに同意する。

という内容でございました。

それで、こういうような経緯の中で私が承知しておりますのは、法務省との間で刑法改正問題意見交換会というのがたしかでございまして、二十三日ぐらいにわたつて非常に熱心な論議が行われたと承知しております。

その中で、たしか第四回の意見交換会だつたと思ひますが、「刑法改正作業の当面の方針」というのを法務省から日弁連側に提起されたようでありました。それを見ますと、その基本は、草案のうち「賛否の対立の著しいものは原則として現行法ののとおりとする」ということで刑法改正作業から外していくというものであつたと思ひます。それによつて、現行刑法を超える重罰化は全部撤回されました。しかし、現行刑法を超える処罰範囲の拡大の問題は検討課題として残され、さらに保安処分についても精神医療に重点を置く形で草案を手直ししようという動きが依然としてあつたと思

います。

こういうわけで、いろいろ意見交換が行われたときに、当時の自由民主党でありましたが、政権党です。これらの経過を踏まえて日弁連との懇談会を行った結果、一九八五年、昭和六十一年の十一月の二十一日に、「刑法全面改正に関する中間報告(案)」を発表いたしました。これは、草案のうち対立の厳しい問題点については「近い将来におかたの合意を形成することは難しい」と率直にお認めになり、コンピュータ犯罪など必要なものは部分改正で手当てするべきである、こういうぐあいな指摘がございまして、これによつていわゆる草案の実現は事実上当面不可能ということになったと承知しております。

私流のまとめ方ですが、こういう経緯は大筋で誤つておりませんか。

○則定政府委員 そのような経緯であると承知しております。

○正森委員 そこで法務大臣、率直に伺いたいんですが、こういう経緯を見ますと、今回、現行刑法の現代用語化、それから尊属殺関係の削除、それから癡癡者の規定の削除といふのが法制審議会を通過して、改正案として提出されておるといふ経緯から見ますと、かつて日弁連との間の意見交換会の結果、自由民主党もおおむね御同意なさつたその草案ですね、その他の部分、これは事実上棚上げされたと承知しておりますが、またまた棚の下におりてくるということはないものと承知してよろしいか。それとも、今回が通ればこれを第一歩として、残る点について再びお出しにならうという気ですか。どちらですか。

○則定政府委員 先に事務局からお答えさしていただきますけれども、先ほども同様の趣旨の御質問がございまして、草案そのまゝの形でこれを国会の御審議を煩わすという手続を進めるといふことは私も考えていないわけでございます。今のような、御指摘のような経過を踏まえ、かつまた、その後の社会犯罪情勢の変化を踏まえてまたいろいろと再考すべき点も多々ございます。

で、そういった形で今後検討してまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○前田国務大臣 刑事局長から申し上げたとおりでございます。

○正森委員 再考する点もございましていろいろ考へていきたいといふことで、私も午前中のきょうの参考人の意見を伺ひましたが、その中で参考人がそれぞれ、再考してほしいとか、あるいはできるだけ早く変へてほしいといふ部分がございました。しかし、私の承知している限りでは、例えば日弁連側の参考人の言ひました、できるだけ早く改正していただきたいという方向と、前の草案の、日弁連が非常に強硬に反対した法案では、言つてみれば、東京を起点として一方は北海道へ行こうとするのに一方は九州へ行こうとしておるといふぐらゐ違ふわけで、その違ふ方向のものを実行しようといふことであれば、またまた大方の世論の賛成を得られないことがあるんじゃないかといふように思ひます。

それで、大方の賛成が得られるという点について一言申しますと、例えばよく皆様御存じのことですが、平成三年の三月十二日の、第二百十回国会で衆議院の法務委員会でも附帯決議が行われました。これとほとんど趣旨のものが四月九日に参議院の法務委員会でも附帯決議が決議されております。我々は衆議院でございましてから衆議院のものを申しますが、主に四項目ございまして、その中で私はおおむね反対がないであらうと思はれるものは、これは罰金の額の引き上げのための刑法等の一部改正でしたが、「罰金を選択刑として定められていない財産犯及び公務執行妨害罪に罰金を導入することを検討すること」。これは日弁連のきょうの参考人の意見でもそうでしたし、また衆議院の法務委員会でも各党が一致して附帯決議をしたものです。その次に、「罰金刑に限らず他の刑罰を含め、現行刑罰の適正化を図る」とも、尊属殺重罰規定の見直し、刑罰法令の現代用語化等について検討すること。これはまさにこの改正案で実行されているところでありまして、こ

したがって、今刑事局長や法務大臣が言われました、いろいろ考えていくというのは、この衆議院法務委員会のこういう附帯決議の方向で行われること、前の草案のような、一致を得られなかった方向では進まないことを切に望みたいと思いますが、再度御答弁を願います。

○則定政府委員 この「改正刑法草案」の中の、実は、例えば強盗罪についての法定刑を引き下げるとか、必ずしもすべてが重罰化ということではないことだけはちよつと付言させていただきたいと思ひます。

私ども、昭和四十九年に答申をいただきました「改正刑法草案」というのは、これは戦後ではございませけれども、長期間をかけて当時の英知がそれなりに結集したと、一つのそういうことでございします。そこでいろいろな問題が扱われ、こなされておるわけでございします。したがって、これを全く棚に上げてということではなくて、やはりそれはそれなりにいろいろ勉強させていただく、あるいはそれをたたき台にしていこうと、あるいはあるわけでございします。これらも、もちろん今後全面改正の過程で種々勉強してまいりたいと思ひますし、それから、国会の両委員会に附帯決議がなされた指摘事項、これにつきましてもまさに真摯に受けとめて、今後なお検討してまいりたい、こう思っております。

○前田国務大臣 今、刑事局長からお答えしたとおりでございますが、いずれにいたしましても、国会の附帯決議を十二分に尊重いたしまして、所要の検討を進めていかなければならない、かように考えております。

○正森委員 二十年を上回るいろいろな経緯にかんがみて、今回の刑法一部改正案も、大方の同意が得られないものは除くということであるからこそ、私どもも含めて、非常に喜んで賛成していただくということになつてゐるわけですから、そういう点についてはさらによく配慮していただきたいと思います。

それでは、その次の問題について伺いますが、

きよう午前中、参考人にも伺つたのですけれども、法制審議会の情報公開といひますか、デイスクロージャーの問題でございします。いろいろございしますけれども、やはり国民に知つてもらつて理解を求めるといふことは民主主義社会で一番大事なことですが、きようも問題にして、大臣は聞いておられますけれども、例えば、法制審議会の刑事法部会というのは、部会の委員の氏名さえ秘匿されてゐるのです。こういうのは各種委員会ではほとんどなくて、法制審議会でも民事法部会などは氏名は公表されております。その点を関係の、きようの参考人に伺ひましたら、大学で紛争が起きましたときだつたと思ひますが、いろいろ教授に対して事件が起るというようなことがあつたので、その後遺症もあるでしようという意見でありました。その方は、私自身は氏名の公表等について反対ではないということも補足的に述べられました。

そこで法務省に申し上げたいのですが、実際上の問題からしまして、日弁連から推薦されてゐる四、五名の委員は、もちろん大つぱらに委員といたうことであちこちで講演活動をしてゐますし、それから学界の中でもこの学者、この学者が刑事法部会の委員であるといふことは、ある意味では公知の事実ですね。ですから、それを委員会の中でやはり氏名は公表しないことにしようといふことで、公表を求める委員がございしても、いや公表しないんだといふようなことは、これは望ましいことではないと思われまが、大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○前田国務大臣 法制審議会の総会におきまして、この部会委員の氏名の公表につきましては各部会の判断にゆだねたという結果がございまして、御承知のとおり刑事法部会におきましては部会委員の氏名を公表しない旨決定したものととなっております。

これは先生御指摘のとおり、いろいろ過去の歴史的な経過がございまして、特に中立、公正な立場から自由な討論を確保したい、こういう趣旨で

こられたものと、その結果、部会委員の氏名を公表すべきでない判断をされた、かように理解をいたしております。法制審の刑事法部会での判断ということとございしますのでコメントは差し控えてさせていただきますが、今日、若干時代も変わつてまいつておりますし、刑事法部会で良識を持つて今後対応されるものと思つております。

○正森委員 刑事法部会で、それぞれの部会で決めるということでも部会でお決めたとなつたとすれば、大臣をもつてしても、こうしなさい、あしなさいといふことは審議会の性格上言えないことであらうといふことはよくわかりますが、国民感情から見ても、これは非常に異例なことであるといふように思われるということだけ指摘しておきたいと思ひます。

時間の関係で最後に一点伺ひますが、今回尊属殺関係が、尊属殺だけでなしに傷害の点につきましても、あるいは遺棄の点につきましても、あるいは逮捕監禁といふような点についても全文削除されました。御承知のように、昭和四十八年の最高裁の判例におきましては、けさも申しましたが、石田裁判長裁判官を含めた八名は、これは量刑が死刑または無期といふことで、その点で著しく重きに失するといふ点で、法のものとの平等といひます。それに対して田中二郎裁判官を含む六名は、そもそも尊属殺のような規定を設けるのが法のものとの平等といふ点からして問題があり、やはり法律と道徳の問題は区別して考えるべきである、という意見でございしました。下田裁判官の意見は、これは従来の考えでございしますからあえて申しません。

そういう中で、法務省は、今私が申しました草案の中でも、尊属関係は全部削除するといふように法制審の答申の前に既になつておつたように承知しておりますし、そうすると結局のところ、これは多少言にくいことかもしれないのですが、あの最高裁判例の田中二郎説あるいはそれに近い

考えでこういう法案を出しになつたのではないかとはいふに思ひますが、その点についての御見解を承りたいと思ひます。

○則定政府委員 私ども法務当局といたしまして、今回尊属殺の規定を削除いたしましたその考え方といひますのは、御指摘の裁判官のような人生観なりに基づくものではございませんで、極めて実務的な考え方による判断といふことでございします。それは、現に違憲判決後二十数年にわたつて刑法二百条が適用されずに、実体的に尊属殺でありましても一般の殺人罪であります百九十九条で適用されてきたといふことでございまして、それは御案内のとおり下限が三年まで落ちるということとございします。

そして、その二十数年間にわたります裁判実務の運営の実態を見ますと、確かに人倫にもとりまき悪質な案件につきましては、死刑を含む極めて重い量刑がなされてゐる反面、同情すべき案件がまだ少なくないといふことで、下限の三年近くに集まつてゐるケースも多々あるわけでございします。そういったしますと、今回仮に尊属殺の規定自体を残しまして、下限を四年なり五年なりといふふうに上げますと、実質的には刑の引き上げといふことで、二十二年にわたります裁判の運用から見ますと大きくそこを変更するといふことになつてございします。個々の案件につきまして、一般殺百九十九条の規定は下は懲役三年、上は死刑まで、極めて広い量刑の幅を持つておるわけでございまして、その中で、個々の案件に適正な量刑を盛ることが十分可能である、また現にそのように運営されてきてゐる、こういうことを踏まえまして、今回あえて下限の修正という形をとらずに削減するといふ方向を選択したものでございします。

○正森委員 今の説明はよくわかるのですが、そうすると、遺棄とか逮捕監禁も全部削除してしまつたといふ理論的な問題については説明が十分なんです。それを統一的に理解しようと思ひ

ば、やはり田中二郎氏などの意見に、おおむねや  
や高尚な意見を法務省も持ちになつてこういう  
案を出されたのではないかとしように、別に褒  
めるわけじゃないのですが、そう思わざるを得な  
いのですが、いかがでしょう。これはもう一言で  
大臣にお答えいただければ、これで質問を終わら  
す。

○前田国務大臣 決して高尚ではございませ  
で、結論から言えば、バランスを考えた、こうい  
うことだと思ひます。

○正森委員 終わります。

○金子委員長 次回は、来る四月十一日火曜日午  
前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会する  
こととし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

刑法の一部を改正する法律案  
刑法の一部を改正する法律

刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次の  
ように改正する。

目次を削り、題名の次に次の目次を付する。

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条—第八条)

第二章 刑(第九条—第二十一条)

第三章 期間計算(第二十二条—第二十四条)

第四章 刑の執行(第二十五条—第二十七  
七条)

第五章 仮出獄(第二十八条—第三十条)

第六章 刑の時効及び刑の消滅(第三十一  
—第三十四条の二)

第七章 犯罪の不成立及び刑の減免(第三  
十五—第四十二條)

第八章 未遂罪(第四十三—第四十四條)

第九章 併合罪(第四十五—第四十五條)

第十章 累犯(第五十六—第五十九條)

第十一章 共犯(第六十—第六十五條)

第十二章 酌量減軽(第六十六—第六十七

第十三章 加重減軽の方法(第六十八—第  
七十二條)

第二編 罪

第一章 削除

第二章 内乱に関する罪(第七十七—第八  
十條)

第三章 外患に関する罪(第八十一—第八  
十九條)

第四章 外交に関する罪(第九十—第九十  
四條)

第五章 公務の執行を妨害する罪(第九十五  
—第九十六條の三)

第六章 逃走の罪(第九十七—第一百二  
一條)

第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪(第一百三  
—第一百五條の二)

第八章 騒乱の罪(第一百六—第一百七條)

第九章 放火及び失火の罪(第一百八—第百  
十八條)

第十章 出水及び水利に関する罪(第一百九  
—第二百二十三條)

第十一章 往來を妨害する罪(第二百二十四  
—第二百二十九條)

第十二章 住居を侵す罪(第二百三十—第百  
三十二條)

第十三章 秘密を侵す罪(第二百三十三—第  
百三十五條)

第十四章 あへん煙に関する罪(第二百三十六  
—第二百四十一條)

第十五章 飲料水に関する罪(第二百四十二—  
第二百四十七條)

第十六章 通貨偽造の罪(第二百四十八—第  
百五十三條)

第十七章 文書偽造の罪(第二百五十四—第  
百六十一條の二)

第十八章 有価証券偽造の罪(第二百六十二  
—第二百六十三條)

第十九章 印章偽造の罪(第二百六十四—第  
百六十八條)

第二十章 偽証の罪(第二百六十九—第二百  
七十一條)

第二十一章 虚偽告訴の罪(第二百七十二—  
第二百七十三條)

第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪  
(第二百七十四—第二百八十四條)

第二十三章 賭博及び高くじに関する罪(第  
二百八十五—第二百八十七條)

第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪(第  
二百八十八—第二百九十二條)

第二十五章 汚職の罪(第二百九十三—第百  
九十八條)

第二十六章 殺人の罪(第二百九十九—第二  
百三三條)

第二十七章 傷害の罪(第二百四—第二百  
八條の二)

第二十八章 過失傷害の罪(第二百九—第  
二百一十一條)

第二十九章 墮胎の罪(第二百一十二—第  
二百一十六條)

第三十章 遺棄の罪(第二百一十七—第二百  
一十九條)

第三十一章 逮捕及び監禁の罪(第二百二十  
—第二百二十一條)

第三十二章 脅迫の罪(第二百二十二—第  
二百二十三條)

第三十三章 略取及び誘拐の罪(第二百二十四  
—第二百二十九條)

第三十四章 名誉に対する罪(第二百三十—  
第二百三十一條)

第三十五章 信用及び業務に対する罪(第二  
百三十三—第二百三十四條の二)

第三十六章 窃盜及び強盜の罪(第二百三十五  
—第二百四十五條)

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪(第二百四十  
六—第二百五十一條)

第三十八章 横領の罪(第二百五十二—第  
二百五十五條)

第三十九章 盜品等に関する罪(第二百五  
六—第二百五十七條)

第四十章 毀棄及び隠匿の罪(第二百五十八  
—第二百六十四條)

第一編第一章を次のように改める。

第一章 通則

(国内犯)

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯し  
たすべての者に適用する。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内に  
おいて罪を犯した者についても、前項と同様と  
する。

(すべての者の国外犯)

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げ  
る罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七條から第七十九條まで(内乱、予  
備及び陰謀、内乱等補助)の罪

三 第八十一條(外患誘致)、第八十二條(外患  
援助)、第八十七條(未遂罪)及び第八十八條  
(予備及び陰謀)の罪

四 第四十八條(通貨偽造及び行使等)の罪及  
びその未遂罪

五 第五十四條(詔書偽造等)、第五十五條  
(公文書偽造等)、第五十七條(公正証書原  
本不実記載等)、第五十八條(偽造公文書行  
使等)及び公務所又は公務員によつて作られ  
るべき電磁的記録に係る第六十一條の二  
(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

六 第六十二條(有価証券偽造等)及び第六  
十三條(偽造有価証券行使等)の罪

七 第六十四條から第六十六條まで(御璽  
偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用  
等、公記号偽造及び不正使用等)の罪並びに  
第六十四條第二項、第六十五條第二項及び  
第六十六條第二項の未遂罪

(国民の国外犯)

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げ  
る罪を犯した日本国民に適用する。

一 第八八条(現住建造物等放火)及び第九九条第一項(非現住建造物等放火)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪並びにこれらの罪の未遂罪

二 第九十九条(現住建造物等浸害)の罪  
三 第九十九条から第六十一条まで(私文書偽造等、虚偽診断書等作成、偽造私文書等行使)及び前条第五号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録に係る第六十一条の二の罪

四 第六十七條(私印偽造及び不正使用等)の罪及び同条第二項の罪の未遂罪  
五 第六十七條から第七十九條まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪)、第八十一条(強制わいせつ等致死傷)及び第八十四條(重婚)の罪

六 第九十九條(殺人)の罪及びその未遂罪  
七 第二百四條(傷害)及び第二百五條(傷害致死)の罪  
八 第二百四條から第二百六條まで(業務上墮胎及び同致死傷、不同意墮胎、不同意墮胎致死傷)の罪

九 第二百八條(保護責任者遺棄等)の罪及び同条の罪に係る第二百九條(遺棄等致死傷)の罪  
十 第二百二十條(逮捕及び監禁)及び第二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪

十一 第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪  
十二 第二百三十條(名誉毀損)の罪  
十三 第二百三十五條から第二百三十六條まで(窃盗、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盗、昏酔強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死、及び第二百四十三條(未遂罪)の罪

十四 第二百四十六條から第二百五十條まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪  
十五 第二百五十三條(業務上横領)の罪  
十六 第二百五十六條第二項(盗品譲受け等)の罪

(公務員の国外犯)  
第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。  
一 第一百一条(看守者等による逃走援助)の罪及びその未遂罪  
二 第一百五十六條(虚偽公文書作成等)の罪  
三 第九十九條(公務員職権濫用)、第九十九條第二項(特別公務員暴行陵辱)及び第九十九條から第九十七條の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪並びに第九十五條第二項の罪に係る第九十六條(特別公務員職権濫用等致死傷)の罪  
(条約による国外犯)  
第四条の二 前三条に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされてゐるものを犯したすべての者に適用する。

(外国判決の効力)  
第五条 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。  
(刑の変更)  
第六条 犯罪後の法律によつて刑の変更があつたときは、その軽いものによる。  
(定義)  
第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。  
2 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。  
第七条の二 この法律において「電磁的記録」と

は、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
(他の法令の罪に対する適用)  
第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。  
第九条から第二十一条までを次のように改める。

(刑の種類)  
第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。  
(刑の軽重)  
第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とする。  
3 二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によつてその軽重を定める。  
(死刑)  
第十一条 死刑は、監獄内において、絞首して執行する。

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで監獄に拘置する。  
(懲役)  
第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上十五年以下とする。  
2 懲役は、監獄に拘置して所定の作業を行わせる。

(禁錮)  
第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上十五年以下とする。

2 禁錮は、監獄に拘置する。  
(有期の懲役及び禁錮の加減の限度)  
第十四条 有期の懲役又は禁錮を加重する場合においては二十年にまで上げることができ、これを減輕する場合においては一月未満に下げることができ。

(罰金)  
第十五条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。  
(拘留)  
第十六条 拘留は、一日以上三十日未満とし、拘留場に拘置する。  
(科料)  
第十七条 科料は、千円以上一万円未満とする。  
(労務場留置)  
第十八条 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労務場に留置する。

2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労務場に留置する。  
3 罰金を併科した場合は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができない。  
4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならない。

5 罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。  
6 罰金又は科料の言渡しを受けた者がその一部を納付したときは、罰金又は科料の金額と留置の日数との割合に従い、納付した金額に相当する日数を控除して留置する。  
7 留置の執行中に罰金又は科料の一部を納付したときは、その金額を、前項の割合で、残りの

は、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。  
(他の法令の罪に対する適用)  
第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。  
第九条から第二十一条までを次のように改める。

(刑の種類)  
第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とする。  
(刑の軽重)  
第十条 主刑の軽重は、前条に規定する順序による。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とは禁錮を重い刑とし、有期の禁錮の長期が有期の懲役の長期の二倍を超えるときも、禁錮を重い刑とする。

2 同種の刑は、長期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とし、長期又は多額が同じであるときは、短期の長いもの又は多額の多いものを重い刑とする。  
3 二個以上の死刑又は長期若しくは多額及び短期若しくは寡額が同じである同種の刑は、犯情によつてその軽重を定める。  
(死刑)  
第十一条 死刑は、監獄内において、絞首して執行する。

2 死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで監獄に拘置する。  
(懲役)  
第十二条 懲役は、無期及び有期とし、有期懲役は、一年以上十五年以下とする。  
2 懲役は、監獄に拘置して所定の作業を行わせる。

(禁錮)  
第十三条 禁錮は、無期及び有期とし、有期禁錮は、一年以上十五年以下とする。

日数に充てる。

8 留置一日の割合に満たない金額は、納付することができない。

(没収)

第十九条 次に掲げる物は、没収することができる。

一 犯罪行為を組成した物

二 犯罪行為の用に供し、又は供しようとした物

三 犯罪行為によって生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

2 没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って取得したものであるときは、これを没収することができる。

(追徴)

第十九条の二 前条第一項第三号又は第四号に掲げる物の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(没収の制限)

第二十条 拘留又は料料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。

(未決勾留日数の本刑算入)

第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。

第二十二條から第二十四條までを次のように改める。

(期間の計算)

第二十二條 月又は年によって期間を定めたときは、暦に従って計算する。

(刑期の計算)

第二十三條 刑期は、裁判が確定した日から起算

第一類第三号

法務委員会議録第五号 平成七年三月二十八日

第二十三條

刑期は、裁判が確定した日から起算

第二十三條

刑期は、裁判が確定した日から起算

する。

2 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後であっても、刑期に算入しない。

(受刑等の初日及び釈放)

第二十四條 受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。

2 刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。

第一編第四章を次のように改める。

第四章 刑の執行猶予

(執行猶予)

第二十五條 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を終つた日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても、その執行を猶予された者が一年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときは、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(保護観察)

第二十五條の二 前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができる。同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 保護観察は、行政官庁の処分によって仮に解除することができる。

3 保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六條の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

(執行猶予の必要的取消し)

第二十六條 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五條第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(執行猶予の裁量的取消し)

第二十六條の二 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十五條の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予されたことが発覚したとき。

適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかったものとみなす。

(執行猶予の必要的取消し)

第二十六條 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。

ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十五條第一項第二号に掲げる者であるとき、又は次条第三号に該当するときは、この限りでない。

一 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

二 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがなるとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(執行猶予の裁量的取消し)

第二十六條の二 次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十五條の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その執行を猶予されたことが発覚したとき。

(他の刑の執行猶予の取消し)

第二十六條の三 前二條の規定により禁錮以上の刑の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その執行を猶予する。その言渡しを取り消さなければならない。

(猶予期間経過の効果)

第二十七條 刑の執行猶予の言渡しを取り消されることがなく猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。

第二十八條から第三十條までを次のように改め

第二十八條 懲役又は禁錮に処せられた者に改換

の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によって仮に出獄を許すことができる。

(仮出獄の取消し)

第二十九條 次に掲げる場合においては、仮出獄の処分を取り消すことができる。

一 仮出獄中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

二 仮出獄前に犯した他の罪について罰金以上の刑に処せられたとき。

三 仮出獄前に他の罪について罰金以上の刑に処せられた者に対し、その刑の執行をすべきとき。

四 仮出獄中に遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

2 仮出獄の処分を取り消したときは、出獄中の日数は、刑期に算入しない。

(仮出獄)

第三十條 拘留に処せられた者は、情状により、いつでも、行政官庁の処分によって仮に出場を許すことができる。

2 罰金又は料料を完納することができないため留置された者も、前項と同様とする。

第一編第六章及び第七章を次のように改める。

第六章 刑の時効及び刑の消滅

(刑の時効)

第三十一條 刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

第三十二條 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによって完成する。

一 死刑については三十年

二 無期の懲役又は禁錮については二十年

三 十年以上の有期の懲役又は禁錮については

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>十五年<br/>四 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については十年<br/>五 三年未満の懲役又は禁錮については五年<br/>六 罰金については三年<br/>七 拘留、科料及び没収については一年<br/>(時効の停止)<br/>第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。<br/>(時効の中断)<br/>第三十四条 死刑、懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによって中断する。<br/>2 罰金、科料及び没収の時効は、執行行為をすることによって中断する。<br/>(刑の消滅)<br/>第三十四条の二 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。</p> | <p>は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することが出来る。<br/>2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。<br/>(故意)<br/>第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。<br/>2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかった者は、その重い罪によって処断することとはできない。<br/>3 法律を知らなかったとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。ただし、情状により、その刑を減軽することが出来る。<br/>(心神喪失及び心神耗弱)<br/>第三十九条 心神喪失者の行為は、罰しない。<br/>2 心神耗弱者の行為は、その刑を減軽する。<br/>第四十条 削除<br/>(責任年齢)<br/>第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。<br/>(自首等)<br/>第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することが出来る。<br/>2 告訴がなければ公訴を提起することができない罪について、告訴をすることが出来る者に対して自己の犯罪事実を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。<br/>第四十三条及び第四十四条を次のように改める。<br/>(未遂減免)<br/>第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げな</p> | <p>かった者は、その刑を減軽することが出来る。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減軽し、又は免除する。<br/>(未遂罪)<br/>第四十四条 未遂を罰する場合は、各本条で定める。<br/>第四十五条から第五十四条までを次のように改める。<br/>(併合罪)<br/>第四十五条 確定裁判を経ていない二個以上の罪を併合罪とする。ある罪について禁錮以上の刑に処する確定裁判があったときは、その罪とその他の裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。<br/>(併科の制限)<br/>第四十六条 併合罪のうちの一つの罪について死刑に処するときは、他の刑を科さない。ただし、没収は、この限りでない。<br/>2 併合罪のうちの一つの罪について無期の懲役又は禁錮に処するときは、他の刑を科さない。ただし、罰金、科料及び没収は、この限りでない。<br/>(有期の懲役及び禁錮の加重)<br/>第四十七条 併合罪のうち二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。<br/>(罰金の併科等)<br/>第四十八条 罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。<br/>2 併合罪のうち二個以上の罪について罰金に処するときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。<br/>(没収の付加)<br/>第四十九条 併合罪のうちの一つの罪について没収を科さない場合であっても、他の罪について没収</p> | <p>収の事由があるときは、これを付加することが出来る。<br/>2 二個以上の没収は、併科する。<br/>(余罪の処理)<br/>第五十条 併合罪のうち既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていない罪とがあるときは、確定裁判を経ていない罪について更に処断する。<br/>(併合罪に係る二個以上の刑の執行)<br/>第五十一条 併合罪について二個以上の裁判があったときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行すべきときは、没収を除き、他の刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。<br/>2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを超えることができない。<br/>(一部に大赦があった場合の措置)<br/>第五十二条 併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪について改めて刑を定める。<br/>(拘留及び科料の併科)<br/>第五十三条 拘留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。<br/>2 二個以上の拘留又は科料は、併科する。<br/>(一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合等の処理)<br/>第五十四条 一個の行為が二個以上の罪名に触れ、又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。<br/>2 第四十九条第二項の規定は、前項の場合にも、適用する。<br/>第五十六条及び第五十七条を次のように改める。<br/>(再犯)</p> |
| <p>第三十七條 自己又は他人の生命、身体、自由又は</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p>第三十五條 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。<br/>(正当防衛)<br/>第三十六條 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずした行為は、罰しない。<br/>2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することが出来る。<br/>(緊急避難)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>第三十七條 自己又は他人の生命、身体、自由又は</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>第三十七條 自己又は他人の生命、身体、自由又は</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

第五十六條 懲役に処せられた者がその執行を終

わった日又はその執行の免除を得た日から五年

以内に更に罪を犯した場合において、その者を

有期懲役に処するときは、再犯とする。

2 懲役に当たる罪と同質の罪により死刑に処せ

られた者がその執行の免除を得た日又は減刑に

より懲役に減軽されてその執行を終わった日若

しくはその執行の免除を得た日から五年以内に

更に罪を犯した場合において、その者を有期懲

役に処するときは、前項と同様とする。

3 併合罪について処断された者が、その併合罪

のうちに懲役に処すべき罪があったのに、その

罪が最も重い罪でなかったため懲役に処せられ

なかつたものであるときは、再犯に関する規定

の適用については、懲役に処せられたものとみ

なす。

(再犯加重)

第五十七條 再犯の刑は、その罪について定めた

懲役の長期の二倍以下とする。

第五十九條 次のように改める。

(三犯以上の累犯)

第五十九條 三犯以上の者についても、再犯の例

による。

第六十條から第六十五條までを次のように改め

る。

(共同正犯)

第六十條 二人以上共同して犯罪を実行した者

は、すべて正犯とする。

(教唆)

第六十一條 人を教唆して犯罪を実行させた者に

は、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様

とする。

(幫助)

第六十二條 正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

(従犯減軽)

第六十四條 拘留又は科料のみに処すべき罪の教

唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰し

ない。

(身分犯の共犯)

第六十五條 犯人の身分によつて構成すべき犯罪

行為に加功したときは、身分のない者であつて

も、共犯とする。

2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身

分のない者には通常の刑を科する。

第六十六條及び第六十七條を次のように改め

る。

(酌量減軽)

第六十六條 犯罪の情状に酌量すべきものがある

ときは、その刑を減軽することができる。

(法律上の加減と酌量減軽)

第六十七條 法律上刑を加重し、又は減軽する場

合であつても、酌量減軽をすることが出来る。

第一編第十三章を次のように改める。

第十三章 加重減軽の方法

(法律上の減軽の方法)

第六十八條 法律上刑を減軽すべき一個又は二個

以上の事由があるときは、次の例による。

一 死刑を減軽するときは、無期の懲役若しくは

禁錮又は十年以上の懲役若しくは禁錮とす

る。

二 無期の懲役又は禁錮を減軽するときは、七

年以上の有期の懲役又は禁錮とする。

三 有期の懲役又は禁錮を減軽するときは、そ

の長期及び短期の二分の一を減ずる。

四 罰金を減軽するときは、その多額及び算額

の二分の一を減ずる。

五 拘留を減軽するときは、その長期の二分の

一を減ずる。

六 科料を減軽するときは、その多額の二分の

一を減ずる。

(法律上の減軽と刑の選択)

第六十九條 法律上刑を減軽すべき場合におい

て、各本条に二個以上の刑名があるときは、ま

ず適用する刑を定めて、その刑を減軽する。

(端数の切捨て)

第七十條 懲役、禁錮又は拘留を減軽することに

より一日に満たない端数が生じたときは、これ

を切り捨てる。

(酌量減軽の方法)

第七十一條 酌量減軽をするときも、第六十八條

及び前条の例による。

(加重減軽の順序)

第七十二條 同時に刑を加重し、又は減軽すると

きは、次の順序による。

一 再犯加重

二 法律上の減軽

三 併合罪の加重

四 酌量減軽

第七十三條から第七十六條までを次のように改

める。

第七十三條から第七十六條まで 削除

第二編第二章を次のように改める。

第二章 内乱に関する罪

(内乱)

第七十七條 国の統治機構を破壊し、又はその領

土において国権を排除して権力を行使し、その

他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱すること

を目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、

次の區別に従つて処断する。

一 首謀者は、死刑又は無期禁錮に処する。

二 謀議に参与し、又は群衆を指揮した者は無

期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の

職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮

に処する。

三 付和随行者、その他単に暴動に参加した者

は、三年以下の禁錮に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。ただし、同項第

三号に規定する者については、この限りでな

い。

(予備及び陰謀)

第七十八條 内乱の予備又は陰謀をした者は、一

年以上十年以下の禁錮に処する。

(内乱等幫助)

第七十九條 兵器、資金若しくは食糧を供給し、

又はその他の行為により、前二条の罪を幫助し

た者は、七年以下の禁錮に処する。

(自首による刑の免除)

第八十條 前二条の罪を犯した者であつても、暴

動に至る前に自首したときは、その刑を免除す

る。

第二編第三章の章名及び第八十一條から第八十

八條までを次のように改める。

第三章 外患に関する罪

(外患誘致)

第八十一條 外国と通謀して日本国に対し武力を

行使させた者は、死刑に処する。

(外患援助)

第八十二條 日本国に対して外国から武力の行使

があつたときに、これに加担して、その軍務に

服し、その他これに軍事上の利益を与えた者

は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処

する。

第八十三條から第八十六條まで 削除

(未遂罪)

第八十七條 第八十一條及び第八十二條の未

遂は、罰する。

(予備及び陰謀)

第八十八條 第八十一條又は第八十二條の予

備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲

役に処する。

第二編第四章から第十一章までを次のように改

める。

第四章 外交に関する罪

第九十條及び第九十一條 削除

(外国国章損壊等)

第九十二條 外国に対して侮辱を加ふる目的で、

その国の国旗その他の国章を損壊し、除去し、

又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万

円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、外国政府の請求がなければ公訴

を提起することができない。

(私職予備及び陰謀)

第九十三条 外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

(中立命令違反)

第九十四条 外国が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 公務の執行を妨害する罪

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

(封印等被奪)

第九十六条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(強制執行妨害)

第九十六条の二 強制執行を免れる目的で、財産を隠匿し、損壊し、若しくは仮装譲渡し、又は仮装の債務を負担した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(競売等妨害)

第九十六条の三 偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。

第六章 逃走の罪

(逃走)

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役に処する。

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他逃走を容易にするべき行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、暴行又は脅迫をした者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第一百二条 この章の罪の未遂は、罰する。

第七章 犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪

(犯人蔵匿等)

第一百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を蔵匿し、又は隠避させた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第一百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)

第一百五条 前二条の罪については、犯人又は逃走した者の親族がこれらの者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

(証人等威迫)

第一百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認めら

れる者又はその親族に対し、当該事件に関し、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八章 騒乱の罪

(騒乱)

第一百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の區別に従つて処断する。

一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。  
二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。  
三 付和随行した者は、十万円以下の罰金に処する。

(多衆不解散)

第一百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかかわらず、なお解散しなかったときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

第九章 放火及び失火の罪

(現住建造物等放火)

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己の所有に係るときは、六月以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかったときは、罰しない。

(建造物等以外放火)

第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の

物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。  
2 前項の物が自己の所有に係るときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(延焼)

第一百十一条 第一百九条第二項又は前条第二項の罪を犯し、よつて第一百八条又は第一百九条第一項に規定する物に延焼させたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前条第二項の罪を犯し、よつて同条第一項に規定する物に延焼させたときは、三年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第一百十二条 第一百八条及び第一百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

(予備)

第一百十三条 第一百八条又は第一百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第一百十四条 火災の際に、消火用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消火を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(差押え等に係る自己の物に関する特例)

第一百十五条 第一百九条第一項及び第一百十条第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他人の物を焼損した者の例による。

(失火)

第一百十六条 失火により、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る第一百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 失火により、第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十条に規定する

物を焼損し、よって公共の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(激発物破裂)

第百十七条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十條に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた者も、同様とする。

2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。

(業務上失火等)

第百十七条の二 第百十六條又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことによるとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(ガス漏出等及び同致死傷)

第百十八條 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第十章 出水及び水利に関する罪

(現住建造物等浸害)

第百十九條 出水させて、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車又は鉱坑を浸害した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等浸害)

第百二十條 出水させて、前条に規定する物以外の物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 浸害した物が自己の所有に係るときは、その物が差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、又は保険に付したものである場合に限り、前項の例による。

(水防妨害)

第百二十一條 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(過失建造物等浸害)

第百二十二條 過失により出水させて、第百十九條に規定する物を浸害した者又は第百二十條に規定する物を浸害し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

(水利妨害及び出水危険)

第百二十三條 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第十一章 往來を妨害する罪

(往來妨害及び同致死傷)

第百二十四條 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往來の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(往來危険)

第百二十五條 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往來の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、船舶の往來の危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(汽車転覆等及び同致死)

第百二十六條 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 現に人がいる船舶を転覆させ、沈没させ、又は破壊した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(往來危険による汽車転覆等)

第百二十七條 第百二十五條の罪を犯し、よつて汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は船舶を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前条の例による。

(未遂罪)

第百二十八條 第百二十四條第一項、第百二十五條並びに第百二十六條第一項及び第二項の罪の未遂は、罰する。

(過失往來危険)

第百二十九條 過失により、汽車、電車若しくは船舶の往來の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、若しくは船舶を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(住居侵入等)

第百三十條 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(未遂罪)

第百三十二條 第百三十條の罪の未遂は、罰する。

(信書開封)

第百三十三條 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏示)

第百三十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(親告罪)

第百三十五條 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四章 あへん煙に関する罪

第百三十六條 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)

第百三十七條 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第百三十八條 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)

第百三十九條 あへん煙を吸食した者は、三年以下の懲役に処する。

2 あへん煙の吸食のため建物又は室を提供して利益を図つた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙所持)

第百四十條 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

(未遂罪)

第百三十四條 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産婦、弁護士、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(親告罪)

第百三十五條 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四章 あへん煙に関する罪

第百三十六條 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食器具輸入等)

第百三十七條 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(税関職員によるあへん煙輸入等)

第百三十八條 税関職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれらの輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

4 前項の罪の未遂は、罰する。

第十八章 有価証券偽造の罪

(有価証券偽造等)

第百六十二条 行使の目的で、公債証書、官庁の証券、会社の株券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 行使の目的で、有価証券に虚偽の記入をした者も、前項と同様とする。

(偽造有価証券行使等)

第百六十三条 偽造若しくは変造の有価証券又は虚偽の記入がある有価証券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十九章 印章偽造の罪

(御璽偽造及び不正使用等)

第百六十四条 行使の目的で、御璽、国璽又は御名を偽造した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 御璽、国璽若しくは御名を不正に使用し、又は偽造した御璽、国璽若しくは御名を使用した者も、前項と同様とする。

(公印偽造及び不正使用等)

第百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章又は署名を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

(公記号偽造及び不正使用等)

第百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 公務所の記号を不正に使用し、又は偽造した公務所の記号を使用した者も、前項と同様とする。

(私印偽造及び不正使用等)

第百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。

2 他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又

は偽造した印章若しくは署名を使用した者も、前項と同様とする。

(未遂罪)

第百六十八条 第百六十四条第二項、第百六十五条第二項、第百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。

第二十章 偽証の罪

(偽証)

第百六十九条 法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第百七十条 前条の罪を犯した者が、その証言をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(虚偽鑑定等)

第百七十一条 法律により宣誓した鑑定人、通訳人又は翻訳人が虚偽の鑑定、通訳又は翻訳をしたときは、前二条の例による。

第二十一章 虚偽告訴の罪

(虚偽告訴等)

第百七十二條 人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

(自白による刑の減免)

第百七十三条 前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二編 第二十二章の章名及び第百七十四条から第百八十二条までを次のように改める。

第二十二章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪

(公然わいせつ)

第百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(わいせつ物頒布等)

第百七十五条 わいせつな文書、図画その他の物

を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

(強制わいせつ)

第百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、二年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能にさせて、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

(未遂罪)

第百七十九条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第百八十条 第百七十六条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第百七十六条から前条までの罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第百八十一条 第百七十六条から第百七十九条までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(淫行勧誘)

第百八十二条 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百八十四条を次のように改める。

(重婚)

第百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第二編 第二十三章から第四十章までを次のように改める。

第二十三章 賭博及び富くじに関する罪

(賭博)

第百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等図利)

第百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪

(礼拝所不敬及び説教等妨害)

第百八十八条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

(墳墓発掘)

第百八十九条 墳墓を発掘した者は、二年以下の懲役に処する。

(死体損壊等)

第百九十条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてあ

る物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。  
(墳墓発掘死体損壊等)

第百九十一条 第百八十九条の罪を犯して、死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。  
(変死者密葬)

第百九十二条 検視を経ないで変死者を葬った者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

第二十五章 汚職の罪

(公務員職権濫用)

第百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員職権濫用)

第百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

(特別公務員暴行陵辱)

第百九十五条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

(特別公務員職権濫用等致死傷)

第百九十六条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(取賄、受託取賄及び事前取賄)

第百九十七条 公務員又は仲裁人が、その職務に

関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、公務員又は仲裁人となつた場合において、五年以下の懲役に処する。

(第三者供賄)

第百九十七条の二 公務員又は仲裁人が、その職務に関し、請託を受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(加重取賄及び事後取賄)

第百九十七条の三 公務員又は仲裁人が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員又は仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を受受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員又は仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(あつせん取賄)

第百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあつせんをするにと又はしたことの報酬として、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第百九十七条の五 犯人又は情を知つた第三者が

收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第百九十八条 第百九十七条から第百九十七条の四までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

第二十六章 殺人の罪

(殺人)

第百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

第二百条 削除

(予備)

第二百一条 第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ。

(自殺関与及び同意殺人)

第二百二条 人を教唆し若しくは補助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六月以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

(未遂罪)

第二百三条 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。

第二十七章 傷害の罪

(傷害)

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(傷害致死)

第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、二年以上の有期懲役に処する。

(現場助勢)

第二百六条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(同時傷害の特例)

第二百七条 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同して実行した者でなくとも、共犯の例による。

(暴行)

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(凶器準備集合及び結集)

第二百八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

第二十八章 過失傷害の罪

(過失傷害)

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(過失致死)

第二百十條 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

(業務上過失致死傷等)

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

第二十九章 堕胎の罪

(堕胎)

第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、一年以

下の懲役に処する。

(同意堕胎及び同致死傷)

第二百三十三條 女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(業務上堕胎及び同致死傷)

第二百三十四條 医師、助産婦、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の囑託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

(不同意堕胎)

第二百三十五條 女子の囑託を受けないで、又はその承諾を得ないで堕胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(不同意堕胎致死傷)

第二百三十六條 前条の罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十章 遺棄の罪

(遺棄)

第二百三十七條 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。

(保護責任者遺棄等)

第二百三十八條 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(遺棄等致死傷)

第二百三十九條 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十一章 逮捕及び監禁の罪

(逮捕及び監禁)

第二百四十條 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逮捕等致死傷)

第二百四十一條 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第三十二章 脅迫の罪

(脅迫)

第二百四十二條 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

(強要)

第二百四十三條 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第三十三章 略取及び誘拐の罪

(未成年者略取及び誘拐)

第二百四十四條 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百四十五條 営利、わいせつ又は結婚の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(身の代金目的略取等)

第二百四十六條 二 近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 人を略取し又は誘拐した者が近親者その他略

取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、前項と同様とする。

(国外移送目的略取等)

第二百四十六條 日本国外に移送する目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取され、誘拐され、若しくは売買された者を日本国外に移送した者も、前項と同様とする。

(被略取者収受等)

第二百四十七條 第二百四十四條、第二百四十五條又は前条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 第二百四十五條の二第一項の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され又は誘拐された者を収受し、蔵匿し、又は隠避させた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

3 営利又はわいせつの目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を収受した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 第二百四十五條の二第二項の目的で、略取され又は誘拐された者を収受した者は、一年以上の有期懲役に処する。略取され又は誘拐された者を収受した者が近親者その他略取され又は誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。

(未遂罪)

第二百四十八條 第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條の二第一項、第二百四十六條並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(解放による刑の減軽)

第二百四十八條の二 第二百四十五條の二又は第

二百二十七條第二項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減軽する。

(身の代金目的略取等予備)

第二百四十八條の三 第二百四十五條の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除する。

(親告罪)

第二百四十九條 第二百四十四條の罪、第二百四十五條の罪及びこれらの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七條第一項の罪並びに同条第三項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、営利の目的による場合を除き、告訴がなければ公訴を提起することができない。ただし、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときは、婚姻の無効又は取消しの裁判が確定した後でなければ、告訴の効力がない。

第三十四章 名誉に対する罪

(名誉毀損)

第二百五十條 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによつてした場合でなければ、罰しない。

(公共の利害に関する場合の特例)

第二百五十條の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公

務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

(侮辱)

第二百三十一条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(親告罪)

第二百三十二条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 告訴をすることができるときは天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外国の君主又は大統領であるときはその国の代表者がそれぞれ代わって告訴を行う。

第三十五章 信用及び業務に対する罪

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六章 窃盗及び強盗の罪

(窃盗)

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。

(不動産侵害)

第二百三十五条の二 他人の不動産を侵害した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盗予備)

第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

(事後強盗)

第二百三十八条 窃盗が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盗として論ずる。

(昏酔強盗)

第二百三十九条 人を昏酔させてその財物を盗取した者は、強盗として論ずる。

(強盗致死傷)

第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は七年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盗強姦及び同致死)

第二百四十一条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

(他人の占有等に係る自己の財物)

第二百四十二条 自己の財物であっても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

(未遂罪)

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六条まで及び第二百三十八条から第二百四十一条までの罪の未遂は、罰する。

(親族間の犯罪に関する特例)

第二百四十四条 配偶者、直系血族又は同居の親族との間で第二百三十五条の罪、第二百三十五

条の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項に規定する親族以外の親族との間で犯した同項に規定する罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 前二項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

(電気)

第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(電子計算機使用詐欺)

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(背任)

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(準詐欺)

第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乗じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(恐喝)

第二百四十九条 人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(未遂罪)

第二百五十条 この章の罪の未遂は、罰する。

(準用)

第二百五十一条 第二百四十二条、第二百四十四条及び第二百四十五条の規定は、この章の罪について準用する。

第三十八章 横領の罪

(横領)

第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第二百五十三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。

(遺失物等横領)

第二百五十四条 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(準用)

第二百五十五条 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。

第三十九章 盗品等に関する罪

(盗品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たたる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分にあつた者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

(親族等の間の犯罪に関する特例)

第二百五十七条 配偶者との間又は直系血族、同

居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

#### 第四十章 毀棄及び隠匿の罪

##### (公用文書等毀棄)

第二百五十八條 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。

##### (私用文書等毀棄)

第二百五十九條 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

##### (建造物等損壊及び同致死傷)

第二百六十條 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

##### (器物損壊等)

第二百六十一條 前三條に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

##### (自己の物の損壊等)

第二百六十二條 自己の物であつても、差押えを受け、物権を負担し、又は賃貸したものを損壊し、又は傷害したときは、前三條の例による。

##### (境界損壊)

第二百六十三條 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

##### (信書隠匿)

第二百六十四條 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

##### (親告罪)

第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及び前條の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

#### 附則

##### (施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

##### (経過措置)

第二條 この法律の施行前にした行為の処罰並びに施行前に確定した裁判の効力及びその執行については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正前の刑法第二百條、第二百五條第二項、第二百十八條第二項及び第二百二十條第二項の規定の適用については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、併合罪として処断すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものとがあるときは、この法律による改正後の刑法(以下この条において「新法」という。)第十條、第十四條、第四十五條から第五十條まで及び第五十三條の規定を適用し、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為がこの法律の施行前のものと施行後のものとがあるときは、新法第十條及び第五十四條(同條第二項において適用する第四十九條第二項を含む。)の規定を適用する。

3 前項の規定により同項に規定する新法の規定を適用した後の刑の加重減輕、刑の執行の猶予その他の主刑の適用に関する処理については、新法の規定を適用する。

##### (刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 刑法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第五十二號)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「第四條ノ二」を「第四條の一」に改める。

(鉄道營業法の一部改正)

第四條 鉄道營業法(明治三十三年法律第六十五號)の一部を次のように改正する。

第三十條ノ二中「告訴ヲ待テ其ノ罪ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

##### (工場抵当法等の一部改正)

第五條 次に掲げる法律の規定中「告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

一 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四號)第五十條

二 弁理士法(大正十年法律第百號)第二十二條第二項

三 農業動産信用法(昭和八年法律第三十號)第二十條

(鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正)

第六條 鳥獸保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二號)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ二中「告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」を「告訴アルニ非ザレバ公訴ヲ提起スルコトヲ得ズ」に改める。

(暴力行為等処罰に関する法律の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「第四條ノ二」を「第四條の一」に改める。

一 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十號)第一條ノ二第三項

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六號)第七十六條の四

三 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八號)第五條

(種苗法等の一部改正)

第八條 次に掲げる法律の規定中「告訴をまつて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起すること」に改める。

一 種苗法(昭和二十二年法律第百十五號)第十三條第二項

二 放送法(昭和二十五年法律第百三十二號)第

五十六條第二項

三 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五號)第十三條第二項

四 特許法(昭和三十四年法律第百二十一號)第百九十六條第三項

五 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五號)第六十九條第二項

六 著作権法(昭和四十五年法律第四十八號)第百二十三條第一項

七 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四號)第三十五條第二項

八 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三號)第五十一條第二項

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部改正)

第九條 次に掲げる法律の規定中「告訴を待つて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起すること」に改める。

一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七號)第十三條の五第二項

二 齒科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四號)第十六條第二項

三 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)第四百十三條第二項

四 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六號)第三十三條第二項

五 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七號)第六十條第二項

六 道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四號)第二十二條

七 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六號)第二十一條第二項

八 実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三號)第五十六條第二項

九 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>法律第三百三十七号 第二十一条第二項<br/>十 通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)<br/>第四十一条第二項<br/>十一 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第二十六条第二項<br/>十二 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第二十一条第二項<br/>十三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第五十九条第二項<br/>十四 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第六十七条第二項<br/>十五 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第十九条第二項<br/>十六 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第五十条第二項<br/>十七 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第四十五条第二項<br/>十八 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第四十五条第二項<br/>(公認会計士法の一部改正)<br/>第十條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。<br/>第五十二条第二項中「告訴を待つて、これを論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。<br/>(刑事訴訟法の一部改正)<br/>第十一條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。<br/>第二十八條中「から第四十一条まで」を「又は第四十一条」に改める。<br/>第三十三條第二項中「言渡」を「言渡し」に、「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に改める。<br/>第三百四十九條第二項中「第二十六條ノ二第二号」を「第二十六條の二第二号」に、「言渡」を「言渡し」に、「基いて」を「基づいて」に改め</p> | <p>る。<br/>第三百四十九條の二第二項中「第二十六條ノ二第二号」を「第二十六條の二第二号」に、「言渡」を「言渡し」に、「取消」を「取消し」に改める。<br/>(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)<br/>第十二條 この法律の施行前に犯したこの法律による改正前の刑法第四十条の規定を適用しない罪に当たる事件については、前条の規定による改正後の刑事訴訟法第二十八條の規定にかかわらず、なお従前の例による。<br/>(性病予防法の一部改正)<br/>第十三條 性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。<br/>第二十八條第二項中「告訴を待つてこれを論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。<br/>(少年法の一部改正)<br/>第十四條 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。<br/>第三十七條第一項第四号中「の罪及び第三十条第一項に関する第六十二条第二項」を「及び第六十二条第二号」に改める。<br/>第六十五條前段中「刑法第二百条の罪以外の」を削り、同条後段を削る。<br/>(建設業法等の一部改正)<br/>第十五條 次に掲げる法律の規定中「第二百八条ノ二」を「第二百八條の二」に改める。<br/>一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八條第八号<br/>二 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五條第一項第三号の二、第十八條第一項第五号の二及び第五十二條第七号<br/>三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七條第三項第四号<br/>四 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百一十一号)第六條第六号<br/>五 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第七條第一項第六号<br/>六 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)第六條第一項第六号<br/>七 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第六條第一項第四号<br/>八 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第三十三條第一項第五号<br/>九 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第六條第六号<br/>(通関案内業法の一部改正)<br/>第十六條 通関案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。<br/>第五條の五第三項中「第百九十七條ノ二、第百九十七條ノ三、第百九十七條ノ五」を「第百九十七條の二、第百九十七條の三、第百九十七條の五」に改める。<br/>(公職選挙法の一部改正)<br/>第十七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。<br/>第十一條第一項第四号中「第百九十七條(収賄及び事前収賄罪)、第百九十七條ノ二(第三者供賄罪)、第百九十七條ノ三(枉法収賄及び事後収賄罪)」を「第百九十七條(収賄、受託収賄及び事前収賄)、第百九十七條の二(第三者供賄)、第百九十七條の三(加重収賄及び事後収賄)」又は「第百九十七條の四(あつせん収賄)」に改める。<br/>(破壊活動防止法の一部改正)<br/>第十八條 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。<br/>第四條第一項各号列記以外の部分中「左」に「次に」に改め、同項第一号中「第七十八條(内乱の予備、陰謀)、第七十九條(内乱等の幫助)」を「第七十八條(予備及び陰謀)、第七十九條(内乱等幫助)」に、「第八十七條(外患誘致及び外患援助の未遂)又は第八十八條(外患誘致及び外患援助の予備、陰謀)」を「第八十七條(未遂罪)又は第八十八條(予備及び陰謀)」に改め、同項第二号中「左」に「次に」に、「第百六條(騒擾)」を「第百六條(騒擾)」に、「第百八條(現住建造物放火)」又は「第百九條(現住建造物放火)」を「第百九條(現住建造物等放火)」又は「第百九條第一項(非現住建造物等放火)」に、「第百二十五條(汽車、電車等往來危険)」を「第百二十五條(汽車、電車等の顛覆等)」を「第百二十六條第一項又は第二項(汽車転覆等)」に、「第九十五條(公務執行妨害、職務強要)」を「第九十五條(公務執行妨害及び職務強要)」に改める。<br/>第四十條の見出し中「騒擾」を「騒乱」に改める。<br/>(執行猶予者保護観察法の一部改正)<br/>第十九條 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。<br/>第一條中「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に、「すみやかな」を「速やかに」に改める。<br/>第四條中「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に、「言渡」を「言渡し」に改める。<br/>第八條第一項中「第二十五條ノ二第二項」を「第二十五條の二第二項」に、「基」を「基づき」に改める。<br/>第九條中「言渡」を「言渡し」に、「第二十六條ノ二第二号」を「第二十六條の二第二号」に改める。<br/>(売春防止法の一部改正)<br/>第二十條 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。<br/>第十九條中「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に改める。<br/>(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置</p> | <p>等幫助)に、「第八十七條(外患誘致及び外患援助の未遂)又は第八十八條(外患誘致及び外患援助の予備、陰謀)」を「第八十七條(未遂罪)又は第八十八條(予備及び陰謀)」に改め、同項第二号中「左」に「次に」に、「第百六條(騒擾)」を「第百六條(騒擾)」に、「第百八條(現住建造物放火)」又は「第百九條(現住建造物放火)」を「第百九條(現住建造物等放火)」又は「第百九條第一項(非現住建造物等放火)」に、「第百二十五條(汽車、電車等往來危険)」を「第百二十五條(汽車、電車等の顛覆等)」を「第百二十六條第一項又は第二項(汽車転覆等)」に、「第九十五條(公務執行妨害、職務強要)」を「第九十五條(公務執行妨害及び職務強要)」に改める。<br/>第四十條の見出し中「騒擾」を「騒乱」に改める。<br/>(執行猶予者保護観察法の一部改正)<br/>第十九條 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。<br/>第一條中「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に、「すみやかな」を「速やかに」に改める。<br/>第四條中「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に、「言渡」を「言渡し」に改める。<br/>第八條第一項中「第二十五條ノ二第二項」を「第二十五條の二第二項」に、「基」を「基づき」に改める。<br/>第九條中「言渡」を「言渡し」に、「第二十六條ノ二第二号」を「第二十六條の二第二号」に改める。<br/>(売春防止法の一部改正)<br/>第二十條 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。<br/>第十九條中「第二十五條ノ二第一項」を「第二十五條の二第一項」に改める。<br/>(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

法の一部改正

第二十一条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条(公務執行妨害及び職務強要)、第六十六条(騒乱)、第八十八条(現住建造物等放火)、第九十九条第一項(非現住建造物等放火)、第一百十条第一項(建造物等以外放火)、第一百七条第一項(激発物破裂)、第一百二十五条第一項(往來危険)、第一百二十六条第一項(汽車転覆等)、第一百三十条(住居侵入等)、第四百四十二条から第四百四十四条まで(浄水汚染、水道汚染、浄水毒物等混入)、第四百四十六条(水道毒物等混入及び同致死)、第四百四十七条(水道損壊及び閉塞)、第四百九十九条(殺人)、第二百八条の二(凶器準備集合及び結集)、第二百二十条(逮捕及び監禁)、第二百三十四条(威力業務妨害)、第二百三十四条の二(電子計算機損壊等業務妨害)、第二百六十条(建造物等損壊及び同致死傷)又は第二百六十一条(器物損壊等)に規定する行為

(民事執行法の一部改正)

第二十二條 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第三号中「第九十六條ノ三」を「第九十六條の三」に、「第九十七條ノ四」を「第九十七條の四」に改める。

(犯罪被害者等給付金支給法の一部改正)

第二十三條 犯罪被害者等給付金支給法(昭和五十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第四十條」を削る。

(救急救命士法の一部改正)

第二十四條 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項中「告訴を待つて論ずる」を

「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

(薬事法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五條 薬事法の一部を改正する法律(平成六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八十七條に一項を加える改正規定中「告訴を待つて論ずる」を「告訴がなければ公訴を提起することができない」に改める。

理由

刑法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代用語化し、あわせて刑罰の適正化を図るため最高裁判所の違憲判決を受けている尊属殺人に関する規定及びこれと関連するその他の尊属加重規定並びにいんあ者の行為に関する規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成七年四月五日印刷

平成七年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局